

平成 25 年度
自己点検評価報告書

平成 26(2014)年 6 月
帝 塚 山 学 院 大 学
帝塚山学院大学大学院

目 次

I	建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等		p.1
II	本学の沿革と現況		p.4
III	「基準」ごとの自己評価		
基準 1.	大学の基本理念及び使命・目的		p.5
基準 2.	学修と教授		p.14
基準 3.	経営・管理と財産		p.58
基準 4.	自己点検・評価		p.84
基準 A	地域連携		p.88
基準 B	国際交流		p.92

I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 帝塚山学院の建学の精神・基本理念

大学の建学の精神及び基本理念は、帝塚山学院大学学則第2条に次のように記している。
「本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、『力の教育』、すなわち意志の力、情の力、知の力、躯幹の力を含む全人教育を以って有為な人材を社会に送り出すという帝塚山学院建学の精神を継承しながら、豊かな教養を身につけ自学自習の教育によって求知心を育み、社会に貢献し得る品性高い人材を育成することを目的とする。」

それは、知を開き、情を磨き、強い意志を育て、体を鍛え、美的センスを磨き、品格を高め、もって心身ともに健康な市民の育成を願う全人教育にほかならない。現代的には、全人教育を以って有為な人材を社会に送り出すことを意味する。教育の基本理念は、「自学主義教育」を柱に据え、教師が生徒の求知的態度を育成することを教育の本義としている。

【資料 1-1 大学学則】

2 本学の使命と目的

大学の使命・目的は、先に述べた建学の精神をふまえて、豊かな教養を身につけ自学自習の教育によって求知心を育み、社会に貢献し得る品性高い人材を育成することである。

建学(昭和41年4月)以来、本学は「力の人」の育成、全人教育を目標にしてきたが、その教育目標に沿って、①本学における教育に自らの将来の生き方を見出そうという意気込みをもつ者、②豊かな人間性の涵養を目指して、自己形成の努力のできる者、③社会的貢献と関連づけて、自己の職業意識を育てようとする者を入学者として求めている。

【資料 1-2 大学学則】

3. 本学の個性・特色

(1) 豊かな教養を育てる全人教育への新たな展開

平成21(2009)年4月、大学は従来の文学部の内容を継承しつつ、総合的教養力を高めることを教育の目的として、西日本初のリベラルアーツ学部・リベラルアーツ学科を開設した。また、人間文化学部の文化学科と人間学科をそれぞれ情報メディア学科、心理学科へと改組転換し、平成21(2009)年4月に人間文化学部を人間科学部に名称変更した。こうしてリベラルアーツ学部・リベラルアーツ学科と人間科学部・情報メディア学科、心理学科、食物栄養学科からなる、人文科学と自然科学を横断する総合的教養教育と専門基礎を学ぶリベラルアーツ&サイエンス(Liberal Arts & Sciences)大学として新しく出発した。

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17(2005)年1月28日)において、「大学の機能別分化」の方向性と重要性が指摘され、「総合的教養教育」の機能に特化した「リベラル・アーツ・カレッジ型」が大学の一つのタイプとして明確にされたのは周知のとおりであるが、本学も「教養教育と専門基礎教育」を中心とする「総合的教養教育型」の学士課程をその特色としている。

(2) 総合的教養教育と専門基礎力を培う教育

多様化した現今の学生の中には、「何を学びたいか」という目的を明確に持てない学生

も少なくない。本学では、その現実を見据え、初年次教育(First Year Experience)を重視し、大学生活への適応、学習目標、学習動機の獲得、ライフプランやキャリアプランづくりの導入を行うと同時に、大学教育に必要となる、読む、書く、話すなどの基礎的学力や技法を習得させ、また現代社会生活に必須の情報リテラシーを身に付けさせる。そして上位学年に進むにつれて幅広い教養と専門的知識を深めていく教育を行い、学生の一人ひとりが独自の研究テーマを見出し、その研究を推進して卒業に至る総合的教養教育と専門基礎力を培う教育を展開しているリベラルアーツ学部と、総合的教養を基盤として「幅広い職業人育成」を目指した教育を行う人間科学部の2学部を設置している。

また、平成21(2009)年4月に設置された教育開発・支援センター(CEDS)が、学生の学習を支援する全学的拠点の一つとして本格的に稼働している。

【資料3-1 教育開発・支援センター規程】

【資料3-2 教育開発・支援センター 平成23、24、25年度活動記録】

1) リベラルアーツ学部

社会の変化と学生の興味の多様化に対応すべく、広い視野、判断力を有し、企画力、実践力、推進力のある総合的、学際的教養を身につけた人材の育成を目指す学部である。

2) 人間科学部

人間の「こころ」と「からだ」と「くらし」、そして「人と人との結びつき」をキーワードとして、情報化社会における人間行動の科学的な解明を目指し、各学科の専門分野の知識・技能とともに関連する分野を幅広く学び、現代社会における実践的能力を備えた人材の育成を目指す学部である。

両学部ともに、少人数制による行き届いた教育を実施し、幅広い視野と総合的判断力、豊かな創造性を備えた教養と、それを基盤にした専門分野への深い理解を持つ人材の育成を目的としている。

(3) 高度専門技能を習得した人材の育成

大学院人間科学研究科、臨床心理学専攻(専門職学位課程)は、「心理臨床における高度な専門的知識と技能を身につけ、多くの心理臨床経験を積むことにより、あらゆる臨床心理現場に即応し得る高度のこころの専門家(臨床心理士)を育成することを目指している。

大学院人間科学研究科、人間科学専攻(修士課程)は、健康科学、メディア・言語文化の分野で活躍できる実践的応用力を身につけたリーダーを育成することを目指している。

Ⅱ 帝塚山学院大学の沿革と現況

1. 学校法人帝塚山学院および帝塚山学院大学の沿革

大正 5(1916)年 12月	財団法人帝塚山学院設立認可
大正 6(1917)年 4月	小学校開校
大正 7(1918)年 4月	幼稚園開園
大正15(1926)年 4月	高等女学校開校
昭和22(1947)年 4月	学制改革により中学校を設置
昭和23(1948)年 4月	学制改革により高等学校を設置
昭和25(1950)年 4月	短期大学開学
昭和26(1951)年 3月	財団法人帝塚山学院を学校法人帝塚山学院に改組
昭和41(1966)年 4月	大学開学 文学部（日本文学科、英文学科、美学美術史学科）を設置
昭和58(1983)年 4月	泉ヶ丘中学校・高等学校開校
昭和61(1986)年 4月	短期大学移転（堺市晴美台）
昭和63(1988)年 4月	大学文学部に国際文化学科を開設
平成10(1998)年 4月	泉ヶ丘キャンパスに大学人間文化学部（文化学科、人間学科）を開設
平成11(1999)年 9月	短期大学廃止
平成14(2002)年 4月	大学文学部英文学科を英語コミュニケーション学科に、美学美術史学科を芸術学科に名称変更
平成15(2003)年 4月	大学文学部をコミュニケーション学科、国際文化学科の2学科に改組
	大学人間文化学部 男女共学になる
	大学院人間科学研究科人間科学専攻を開設
平成18(2006)年 4月	大学人間文化学部に食物栄養学科を開設

平成19(2007)年 4月	文学部の2学科を現代コミュニケーション学科に統合、男女共学になる 大学院人間科学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）開設 狭山キャンパスに教育開発・支援センター開設
平成20(2008)年12 月	
平成21(2009)年 4月	大学文学部現代コミュニケーション学科をリベラルアーツ学部リベラルアーツ学科に改組 大学人間文化学部文化学科を情報メディア学科、人間学科を心理学科に改組 大学人間文化学部を人間科学部に名称変更

2. 本学の現況 平成25年3月31日現在

大 学 名：帝塚山学院大学

所 在 地：大阪府大阪狭山市今熊2丁1823番地（狭山キャンパス）
大阪府堺市南区晴美台4丁2番2号（泉ヶ丘キャンパス）

学部構成：リベラルアーツ学部・リベラルアーツ学科（狭山キャンパス）
人間科学部・情報メディア学科（泉ヶ丘キャンパス）
人間科学部・心理学科（泉ヶ丘キャンパス）
人間科学部・食物栄養学科（泉ヶ丘キャンパス）
大学院人間科学研究科・臨床心理学専攻（専門職学位課程）
人間科学専攻（修士課程）

学士課程学生数：1865人
大学院修士課程学生数：3人
大学院専門職学位課程学生：44人
学生数計：1912人

専任教員及び助手数：79人
兼任教員数：214人
専任職員数：63人
派遣職員・アルバイト数：23人

教職員数計：379人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的は学則に明確に示されており、また建学の精神と基本理念は、大学ホームページに掲載し、学生及び大学教職員には、「学生要覧」と「学生生活案内」に掲載するほか、学内諸施設に告知板を設置するなどして、周知を図っている。

【資料 1-1-1 大学学則】 【資料 1-1-2 大学ホームページ】 【資料 1-1-3 学生要覧】

【資料 1-1-4 学生生活案内】

受験生・高校生のために発行する「大学案内」にも、冒頭に建学の精神と基本理念のページが設けられており、また、入学式の学長挨拶でも言及されている。さらに、学生に導入科目として提供する「大学基礎講座」の中に「帝塚山学院の歴史」の授業を設けて、建学の精神・基本理念・沿革の周知に努めている。

【資料 1-1-5 大学案内】 【資料 1-1-6 シラバス】

加えて、季刊誌「帝塚山学院通信」は帝塚山学院の園児・児童・生徒・学生・保護者・教職員・卒業生を主な読者として発行されているが、全人教育と一貫教育の理想を掲げる帝塚山学院の建学の精神に則って運営される大学及び各設置校の現況を伝えている。

【資料 1-1-7 帝塚山学院通信】

先に述べたとおり、帝塚山学院は、その 90 余年の伝統及び品格と個性を重んじる教育によって、広く地域社会に受け入れられ、建学の精神は大学においても、「力の教育」として継承されてきた。平成 21 (2009) 年度からの改組転換により、リベラルアーツ学部と人間科学部の 2 学部をもってリベラルアーツ&サイエンス大学として出発したことに対応して、建学の精神である「力の教育」とは「全人教育」に他ならないという解釈を加えた。さらに、教育理念として「帝塚山学院小学部設立趣意書」に掲げられていた「自学主義教育」を現在に生かそうとする趣旨から、平成 21 (2009) 年度に学則の改定を行い、「豊かな教養を身につけ、社会にも貢献し得る品性高い人材を育成することを目的とする」という文言に、「自学自習の教育によって求知心を育み」を加筆した。

このように、基本の精神は維持しつつ、新しい時代と大学の新しい姿に対応するように、建学の精神に解釈をつけ加えるとともに、基本理念を明確化した。新たに規定された建学の精神としての「全人教育」と基本理念としての「求知心を育む自学自習教育」とは、大

学が教育の目標とするところである。日々の教育的実践において、その精神と理念は具現化されていくものと考えている。

1-1-② 簡潔な文章化

先に述べた建学の精神と基本理念、本学の使命・目的及び教育目的等は、大学ホームページの「建学の精神」と「学長メッセージ」と題して掲載し、学生及び大学教職員には、「学生要覧」と「学生生活案内」に平易な表現で説明して、周知を図っている。

【資料 1-1-8 大学ホームページ】 【資料 1-1-9 学生要覧】

【資料 1-1-10 学生生活案内】

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

前節でも述べたように、本学の建学の精神「全人教育」と基本理念「自学自習の教育」とは本学の日々の教育的実践が目標とするところである。これらの建学の精神と基本理念を学内外に示す機会を一層増やすとともに、教育内容において「全人教育」と「自学自習教育」を具体的に進める必要がある。

平成28(2016)年の創立100周年において、当学院は100年史を発刊する計画であるが、そのための準備として100周年記念誌編纂委員会が平成22(2010)年度より年2回のペースで「100年史編纂委員会報」を発行することになっている。その会報で当学院及び本学の建学の精神と基本理念を特集する号を設定し、学内外に配布している。

【資料 1-1-11 100周年記念編纂委員会報】

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への適応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

学生に対しては「学生要覧」の中で帝塚山学院の沿革と学則を掲載し、大学の使命・目的の理解を求めている。

また毎年、年度初めに配付される「学生生活案内」には、「学生生活の始めに」として「沿革と組織」「建学の精神と教育の基本理念」を掲げ、人間として生きる力を育み、問題解決能力の育成に努める大学の教育理念の周知に努めている。

教職員に対しても建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的の深い理解を機会あるごとに求めている。とりわけ自学自習教育の本質を教職員が十分に理解していることが重要であり、その教育理念は学生への対応をはじめとして、日々の業務の中に反映されなければ

ばならない。大学行政管理職会議は、学長の要請により大学事務局長が招集する月一度の会議で、各部署の情報交換を行うとともに、大学事務職員の研修計画、大学事務局における業務改善策、予算、施設管理等のほか、大学の使命・目的を再確認する場ともなっている。

新入学生に対しては、入学式において学長が大学の建学の精神と教育理念を説明し、理事長が保護者に対して直接話しかける形で大学が実践する教育理念の説明を行い、理解を求めている。またホームページの中では学長メッセージの形で、大学が「『力の教育』、すなわち意志の力、情の力、知の力、躯幹の力を含む全人教育を以って有為な人材を社会に送り出すという帝塚山学院建学の精神を継承しながら、豊かな教養を身につけ自学自習の教育によって求知心を育み、社会に貢献し得る品性高い人材を育成することを目的とする」という人間としての総合力を身につけた人材の育成を教育目的としていることを伝えている。

【資料 1-2-1 学生要覧】 【資料 1-2-2 学生生活案内】

【資料 1-2-3 行政管理職会議規程】

【資料 1-2-4 行政管理職会議記録】

【資料 1-2-5 大学ホームページ】

1-2-② 法令への適合

本学は教育基本法及び学校教育法を遵守して、建学の精神に基づく教育理念及び使命・目的を達成できるよう適切に学則に定め、教育・研究を行っている。

1-2-③ 変化への適応

大阪南部に立地する学校法人 帝塚山学院は、その 90 余年の伝統及び品格と個性を重んじる教育によって、広く地域社会に受け入れられてきた。その中で、建学の精神は大学においても、「力の教育」として継承されてきた。平成 21(2009)年度から文学部を改組し、リベラルアーツ学部とし、また人間文化学部が人間科学部に名称変更した段階で、新たにこの 2 学部をもってリベラルアーツ&サイエンス大学として出発するという趣旨に対応して、建学の精神である「力の教育」とは「全人教育」に他ならないという解釈を加えた。さらに、教育理念として「帝塚山学院小学部設立趣意書」に掲げられていた「自学主義教育」を、大学の新しい出発にふさわしい理念として現在に生かそうとする趣旨から、平成 21(2009)年度に学則の改定を行い、旧第 2 条が「豊かな教養を身につけ、社会にも貢献し得る品性高い人材を育成することを目的とする」となっていたところに、「自学自習の教育によって求知心を育み」の文言を加筆した。【資料 1-2-6 大学学則】

現代社会のニーズに応える専門知識の修得とトータルな人間教育を目指して、平成 21(2009)年 4 月より、2 学部 4 学科体制（リベラルアーツ学部・リベラルアーツ学科／人間科学部・情報メディア学科、心理学科、食物栄養学科）とした。

リベラルアーツ学部・リベラルアーツ学科は社会の急速な変化に対応できる広い視野、判断力を有し、企画力、実践力、推進力のある総合的、学際的教養を身につけた人材育成を目指している。そのために論理的思考力と判断力、総合的な人間力を育成できるように教育体制を整えている。

人間科学部は「こころ、からだ、くらし」の調和のとれた人間性の育成と、情報化社会における人間行動の科学的な解明を目指し、幅広い知識と現代社会における実践的能力を備えた人材を育成するという目的を達成するために、以下のような学科体制を組織している。（図表 1-3-2 参照）

情報メディア学科は、最近の科学技術や通信技術の発達にともなう新たな情報環境、情報化社会に対応できる情報・メディアの知識と技能を有する人材、今後の情報化社会の基盤を支える人材を育成できる体制としている。

心理学科では発達・人格心理学、臨床心理学、社会心理学、産業心理学、犯罪心理学と心理学諸領域を専門的に学び、学校・産業界の現場で心理臨床、健康科学に関する高度な知識とスキルをもつと同時に、現代社会を生き抜く知的マインドとそれを活用できる技能を身につけることができる教育体制をとっている。

食物栄養学科は、管理栄養士養成課程を平成 18(2006)年度に設置し、栄養士資格、さらに管理栄養士（国家試験）の受験資格を取得するとともに、社会的に活躍できる人材の育成を目指し、カリキュラムを整えている。

大学院人間科学研究科は臨床心理学専攻と人間科学専攻（健康科学コース、メディア・言語文化コース）の 2 専攻から構成されている。臨床心理学専攻は日本臨床心理士資格認定協会において定められた評価基準にみたし、文部科学省より専門職大学院として認可されており、附属施設である心理教育相談センターと密接に連携しつつ、心理臨床実践に携わる高度に専門的な知識・技能を備えた人材の育成を行っている。人間科学専攻の健康科学コースでは、人の健康に深く関わる食物・栄養や運動について科学的に研究し、さらにそれらの知識をもとに健康に関する教育や公衆衛生など現在の社会のニーズに対応できる高度な知識と専門的な能力を身につけた人材の育成を目指している。またメディア・言語文化コースでは、言語や文学など多様な文化現象を素材にした人間と文化の関わりの探求を目標としており、心理学的視点をふまえながら、表現方法と文化の関係や地域文化をテーマとした研究に取組み、実践的応用力を身につけたリーダーとして活躍できる人材の育成を目指している。

【資料 1-2-6 大学学則】

（3）1－2 の改善・向上方策（将来計画）

総合的・学際的教養教育に重きを置くリベラルアーツ&サイエンス型大学として、本学は学士力及び社会人としての基礎力の育成を大学教育の根幹に据えている。そうした大学の使命・目的が、社会的要請に基づく全人教育であることを、オリエンテーション時の説明において一層徹底し、「学生生活案内」等のさらなる充実を通して学生に周知させる努力を続けていく。また、社会に対しては、地域との連携活動の中で機会あるごとに、建学の精神、教育理念および社会に貢献できる人材育成について明確に伝えていく。

【資料 1-2-7 学生生活案内】

1－3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1－3 の視点》

1－3－① 役員・教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員・教職員の理解と支持

学長・副学長・学部長を理事メンバーとする理事会常務委員会を通じて、また大学と理事長・理事の間の意見交換を行う場を設け、相互の考えや意思の疎通を図っている。

教職員に対しては、本学の教育研究目的を効果的に遂行するために、教務部委員会・学生部委員会をはじめとして、各部署ごとの委員会が設置されている(図表1-3-1)。全教員及び大学事務職員役職者は、長もしくは構成員として少なくとも一つ以上の会議体に必ず所属し、大学運営を円滑に推し進めている。

また、毎月定例で開催される大学評議会・学部教授会及び学科会議において、大学の使命・教育目的に係る事案の審議を通じ、教職員の理解と支持を得ている。教学事項に関する改善活動と教職員間の共通理解を深めている。なお定例会議開催日程は、図表1-3-1のとおりである。なお、新任の教職員に対しても、ガイダンスを実施し、本学の教育の使命・目的の理解の周知を図っている。

図表 3-3-1 定例会議開催日程 平成25年(2013)年度

	大学評議会	教授会
第1週 第2週 第3週 第4週	水曜日 午後3時から	水曜日午後3時から

1-3-② 学内外への周知

本学は、大学案内を学内外に配布し、建学の精神とそれに基づく大学の使命・目的及び教育目的の周知を図っている。また、大学のホームページを通じて大学の使命・目的及び教育目的を適切に明示・周知している。

【資料 1-3-1 大学案内】 【資料 1-3-2 大学ホームページ】

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学は、平成30年度までは120万人前後で推移し、以降減少と言われる18歳人口の推移を鑑み、将来を見据えたグランドビジョンの下に、具体的な戦略・戦術の策定に努

力してきた。中長期的計画として、平成 23 年度以降から 25 年度にかけての事業計画では、本学の教育理念・目的に基づいて、教育の質の向上を図り、大学経営を安定させるべく平成 30 年度までの約 5 年間の具体的な戦略・戦術をたて実行していこうとしている。

- ①定員の充足がなされていないリベラルアーツ学科、情報メディア学科の定員充足に向けての改革
- ②入学定員 520 名と学科毎の適切な定員管理、新学科設置の可能性、2 つのキャンパスの有効利用
- ③学生の基礎学力の強化
- ④中退予防と就職支援

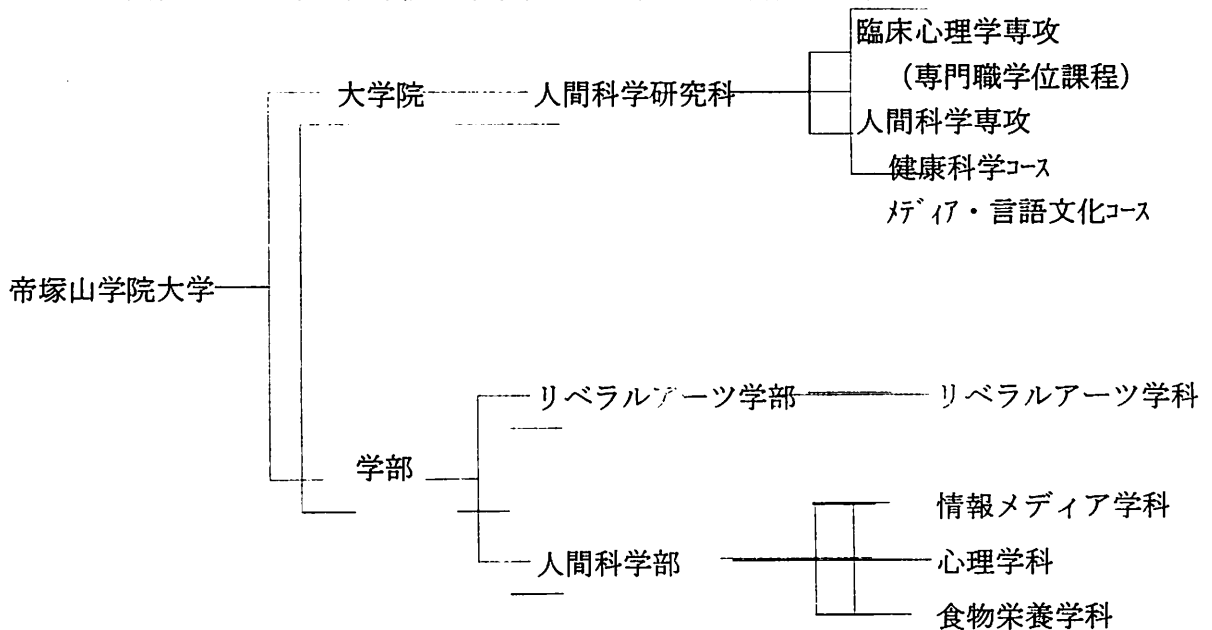
これらのことは本学の使命・目的及び教育目的を反映する教育基本方針（3 つのポリシー）を実現していくうえで、本学が迅速に取り組む必要のある課題である。また教育開発・支援センターの示す計画には、今後大学がめざすべき人材育成の方向性が示されており、これらのことも本学の使命・目的及び教育目的を反映するものと言える。

【資料 1-3-3 平成 23、24、25 年度 帝塚山学院大学・大学院の事業計画】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織は図表 1-3-2 のとおりであるが、総合的教養教育型の機能を重点的に担う大学として、本学には、図書館の他に、附属機関として、教育開発・支援センター、国際理解研究所があり、学長直轄の組織として、国際交流センター、メディアセンター、生涯学習センター、アドミッションセンター、キャリアセンター、大学院附属心理教育相談センターがある。特に平成 20 (2008) 年度に新設された教育開発・支援センターは、初年次教育を重視するところから、日本語や英語に関してリメディアル教育を行うほか、多様な学生への学生生活支援事業を展開している。（図表 1-3-3 大学附属機関及び学長直轄部門の目的）

図表 1-3-2 帝塚山学院大学教育研究組織図 平成 25 年 3 月



図表 1-3-3 大学附属機関及び学長直轄部門の目的 平成25年度

図書館	図書及び資料を取得・整理・保存して、本学の教職員、学生ならびに館長の許可を得た者の利用に供する。狭山館、泉ヶ丘館ともに学部・研究かに関わらず、自由に利用できる。
教育開発・支援センター	全学的な見地から教育の改革及び改善を図り、総合的に学生を支援する。地域に開かれた大学を目指して、教職員及び学生とともに、地域との連携を図る。
国際理解研究所	国際理解及び国際理解教育についての研究・調査を行うとともに、本学の国際交流及び、学院並びに我が国のこの分野の振興・発展に寄与する。
国際交流センター	学生の留学相談、海外協定校への派遣、海外協定校からの留学生の受け入れや個別指導、本学学生の海外研修などを行う。
メディアセンター	情報の生産・流通の立場から、マルチメディアを通じて社会に貢献するため、情報ネットワークの整備及び情報機器・コンテンツの管理・運営を行うことによって、本学学生・教職員の教育・研究及び本学内外との情報交流に資する。
生涯学習センター	地域に開かれた大学としての役割を果たすため、教育・研究の成果を広く社会に還元し、本学卒業生並びに地域住民の生涯学習に寄与する。
アドミッションセンター	学生募集・入学試験の広報と宣伝活動、学生募集についての情報収集を行う。
キャリアセンター	学生の就職相談、就職斡旋、求人先の開拓等の就職支援、ならびに学生の就職活動へのキャリアアップをはかる。
大学認証評価室	大学認証評価に関する学院内外の情報収集・蓄積・分析を行うとともに、認証評価委員会の資料作成準備や日本高等教育評価機構等への書類を作成する。
心理教育相談センター	本学大学院人間科学研究科臨床心理学専攻で学ぶ大学院学生の臨床実習機関として、地域・学校・医療機関、施設等とも連携を図りながら、心理相談、教育相談、心理検査、心理学的地域援助、相談員の心理臨床実践のスーパービジョン等を行う。

教育開発・支援センター、図書館及び各附属機関の目的は図表 1-3-3 のとおりであり、いずれも、学部・研究科の枠を超えて、本学の特色ある研究を推進し、教育を実施・支援するためのものである。各センター等のセンター長・運営委員・研究員等は学部所属の専任教員が兼担しており、センター等が学部間の連携の場としても機能している。特に教育開発・支援センターは、平成 21 (2009) 年度から本格的に稼働しているが、センター自体の活動とは別に、既存の生涯学習センター、国際理解研究所、国際交流センター等との連携を高めることによって、大学の使命・目的をより迅速に達成できる組織運営体制に貢献できるようになっており、地域との連携の拠点ともなっている。

このように本学は、リベラルアーツに象徴される教養教育と情報科学、人間科学、栄養科学という、より実践的な専門諸科学の教育を柱にして、学則第 2 条に示された本学の目的の実現を目指して組織間の関連性を深めつつ教育研究組織の拡充を図ってきた。教員数は、いずれの学部・研究科も、大学設置基準が定める必要専任教員及び必要教授数を上回る教員を配置している。【資料 1-3-4 全学の教員組織】

また在籍学生数は、収容定員 (2080 名) 内で、本学の教育研究目的を達成しうる規模を維持している。

上記の学部、研究科、図書館、附属機関は、それぞれの学部教授会、研究科委員会、運営委員会等により運営されている。学部を基盤とし、学部と連携を図りつつ、研究科・図書館・センター等の附属機関を運営する体制が整えられている。学部間の連絡調整には主として大学評議会が当たっており、そこでは常に学則第 1 条に示された本学の目的を確認しつつ、大学としての一体性を強めるための論議がなされている。

(3) 基準 1－3 の改善・向上方策 (将来計画)

教育研究の質的向上を図る上で、学部、学科、大学院研究科、附属機関はそれぞれの独自性を保持しながら、相互に連携を深めること、教育研究の目的に照らして相互の組織の関連づけを強めていくことが必要である。各センター、各種委員会の運営状態については、両学部・学科の教育目的との有機的な関連づけを明確にした上で、相互評価を取り入れる必要がある。

大学執行部と法人本部役員との相互意見交換の場を設け、大学全体状況の正確な理解に基づいて、大学学長のリーダーシップの下での大学運営への効率化を図る必要がある。その他、学内で開催する F D (Faculty Development) 活動 (全体活動及び分科会活動) を通じて、大学自己点検・評価機能の強化を図る必要がある。

今後とも建学の精神、大学の使命・目的を分かりやすい形で学内外に周知していく。特に学外に対しては、地域との連携の拠点となる教育開発・支援センターを中心にして、周知を図っていく。

【基準 1 の自己評価】

本学のリベラルアーツ学部、人間科学部 2 学部 4 学科、各附属機関、各種委員会をはじめとした教育研究組織は、大学としての使命・目的を達成するための組織として、適切な規模、構成を有しており、学部、学科、大学院研究科、附属機関は教育研究上の目的に沿

うかたちで相互の関連性を有していると評価できる。また大学院人間科学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）と心理教育相談センターの活動は教育・研究・臨床実践の三大領域にわたって有機的に統合されている。そのようななかで、大学の使命・目的はたえず教職員の間において検討され続けてきており、学生に対しても機会あるごとに大学の使命・目的に言及し周知に努めている。また学生要覧や大学ホームページなどを通じて、学生及び学外者に対しては、建学の精神の核をなす「力の教育」の言葉そのものは周知されているが、その実質内容についての周知は必ずしも十分とは言えない。教育の使命・目的を広く周知するために、平成21(2009)年度からは、大正6(1917)年の小学校の創立当初からの伝統を掘り起こし、「帝塚山学院物語」として1年間を通した電鉄の「額面広告」などによって帝塚山学院の教育の使命・目的を学内外に伝える努力をしているが、深く理解されているかの客観的データを集積するに至っていない。さらに大学の全人教育の使命・目的が社会の要請とどのように結びついているのかをより具体的に説明し理解を得ていく努力が必要である。

【資料 1-3-5 帝塚山学院物語 南海電鉄 額面広告】

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れの方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 をほぼ満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は建学以来の教育理念を基軸に据えたアドミッションポリシーを内外に明示している。入学者選抜も「力の人の育成」という建学の精神に基づいて運用されている。各学部・大学院の教育目標及びアドミッションポリシーは以下の通りである。

リベラルアーツ学部

リベラルアーツ学部は、教養教育の重要性を再認識し、総合的・学際的教養教育を実践していくことによって、広い視野から社会の現実を理解する力を身につけ、発想力と行動力を備えた人材の育成を目指している。そのためにはまた、論理的思考の土台である日本語の力、英語などの外国語の力、情報リテラシー力の鍛錬も必要である。フィールドスタディーズや海外研修などの実地体験及び実践学習にも力を入れている。さらには、社会において必要とされるコミュニケーション力と表現力の育成のために、双方向的な対面教育を可能にする少人数制を取り入れている。こうした当学部の教育方針は、学生の質が多様化し、大学での専門研究分野を定めきれない学生が増えている中で、大学に求められるものに対応している。

当学部では、本学の教育目的に賛同しているかどうか、基礎的な学力を身につけているかどうか、幅広く深い教養と豊かな人間性を育み、言語力及び情報リテラシー力を身につけ、地域社会及び国際社会に貢献したいという意欲を持っているかどうか、などを入学者選抜の基準としている。

人間科学部

人間科学部は、「こころ、からだ、暮らし」をキーワードに、人間に関わる諸問題を科学的に捉える視点に立って総合的、学際的に探求し、現代社会を生き抜くための知識、技能を修得することを目的としている。

情報メディア学科は、文化的、社会的、科学的視点から情報とメディアの特質を理解し、そのさまざまな活用法の研究を通して新しい情報化社会の仕組みを創造していく人材の育成を目的としている。心理学科は、心理学の知識と技能を理論的、体験的に修得するとともに、健康科学、社会福祉についての知識も身につけることによって、現代社会における心の問題を全体的、多角的に把握し、分析できる人材の育成を目的とする。食物栄養学科は、食をめぐる問題が深刻さを増している現代社会にあって、自ら課題を発見し、広い視

点から総合的に判断して解決へと導いていくことのできる人材の育成を目的としている。

人間科学部では、こうした各学科の教育内容を十分に理解しているかどうか、基礎的な学力を身につけているかどうか、身近な問題を積極的に取り上げ、その解決を図るための豊かな感性と冷静な判断力を持っているかどうか、社会や文化に対する幅広い関心を持っているかどうか、などを入学者選抜の基準としている。

大学院人間科学研究科

臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、「心理臨床における高度な専門的知識と技能を身につけ、多くの心理臨床経験を積むことにより、あらゆる臨床心理現場に即応し得る高度のこころの専門家を育成する」という教育目標を定め、①幅広い教養と向上心を常に持ち、厳しい心理臨床の修練を乗り越えていく力のあること、②社会人としての良識と対人援助を行う専門家としての倫理意識が高いこと、③人間に対する深い関心と理解力を持ち、安定した思考力と対人関係能力を維持できること、④臨床心理学の実践活動家としての高度専門職業人（臨床心理士）を目指す明確な意欲があること、というアドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を行っている。

人間科学専攻（修士課程）は、健康科学分野及びメディア・言語文化分野で活躍できる実践的応用力を身につけたリーダーを育成することを教育目標とし、①幅広い視野をもつ判断力と応用力を備え、探求心のあること、②人間の健康的な生活を追求し、人間と文化の関係を研究し、新しい文化の創造をめざすことのできる人材を求めている。

アドミッションポリシーの明示

リベラルアーツ学部及び人間科学部において提供される教育の概要、教育目標、本学の求める人物などを、入学志願者向けの「大学案内」等の資料や大学ホームページに明示している。

アドミッションポリシーに沿った学生を募集するための（広報）活動であるオープンキャンパスでは、学部・学科案内や入試説明、進学相談や学内見学、模擬授業などを通して、本学教職員や自主参加の在学生スタッフ等が、来校した受験生や保護者に本学の教育理念や教育の方法・内容などを説明し、また質問に答える形で、アドミッションポリシーを伝えるよう努めている。また、進学ガイダンスなどの各種説明会、県内外の高校訪問など、受験生等への対面的な募集活動を通してアドミッションポリシーの周知徹底に努めている。【資料 2-1-1 大学案内】【資料 2-1-2 大学ホームページ】

2-1-② 入学者受入の方針に沿った学生受入れの方法の工夫

リベラルアーツ学部・人間科学部

アドミッションポリシーの基軸である本学の教育理念、教育目標を実現するために、上記の入学者選抜の基準に従って、図表 2-1-1 に示す入学者選抜試験を実施している。入学定員は資料に示すとおりである。【資料 2-1-3 学部学科の学生定員及び在席学生数】

すべての入試区分に共通する入学要件は「学校教育法」第 6 章 高等学校、第 56 条（「高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3 年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3 年以上とする」）に示されている「修業年限」であり、入学志願者に対しては本学の教育理念・方針を十分理解した上で入学するようアドミッションポリシーを示している。【資料 2-1-4 学生要覧】

図表 2-1-1 学部の入試区分と試験内容

専願推薦入試	高校の調査書の評定平均値は問わないが、本学を専願とし、本学の建学の精神と教育理念とを理解し、高校からの推薦を受けた者を対象とする。前期と後期の2期あり、前期日程では、作文(人間科学部食物栄養学科は生物Ⅰないし化学Ⅰの学科試験)、面接、書類審査。後期日程では、食物栄養学科以外の3学科は基礎学力審査(英語ないし国語)、面接、書類審査、食物栄養学科は生物Ⅰの学科試験、面接、書類審査によって可否を判定する。
併願推薦入試	高校の調査書の評定平均値は問わないが、本学の建学の精神と教育理念とを理解し、高校からの推薦を受けた者を対象とする。筆記試験(食物栄養学科以外の3学科は英語ないし国語の基礎学力審査、食物栄養学科は生物Ⅰないし化学Ⅰの学科試験)と書類審査によって可否を判定する。
指定校推薦入試	本学を専願とし、本学の建学の精神と教育理念とを理解し、本学での学生生活と勉学に関して明確な志向を持つ者で、本学が選定した高校からの推薦を受け、調査書の評定平均値において本学各学部各学科の定める基準を満たす者を対象とする。面接及び書類審査(調査書、推薦書等)によって可否を判定する。指定校の選定は、学科ごとに毎年精査し、加除している。
協定校特別推薦入試	入学実績や地域性などから本学と特に関係の深い何校かの私立高校と協定を結んでいる。本学を専願とし、本学の建学の精神と教育理念とを理解し、本学での学生生活と勉学に関して明確な志向を持つ者で、この協定に基づいて高校からの推薦を受けた者を対象とする。面談及び書類審査(調査書、推薦書、志望理由書等)によって可否を判定する。食物栄養学科をのぞく3学科について実施
特別指定校推薦入試	従来指定校として選定していた公立高校のうち、これまでの入学実績や地域性などから本学と特に関係の深い高校を選定して、協定校特別推薦入試に準ずる基準の入試を実施している。本学を専願とし、本学の建学の精神と教育理念とを理解し、本学での学生生活と勉学に関して明確な志向を持つ者で、高校からの推薦を受けた者を対象とする。面談及び書類審査(調査書、推薦書、志望理由書等)によって可否を判定する。食物栄養学科をのぞく3学科について実施。
AO入試	本学を専願とし、本学の建学の精神と教育理念とを理解し、本学での学生生活と勉学に関して明確な志向を持つ者を対象とし、学力審査や調査書だけでは測れない個人の能力や志向性を見つけ出す対話型入試である。2度の面談による対話とコミュニケーションシートの記述、レポート課題によって可否を判定する。リベラルアーツ学科と情報メディア学科について実施。
一般入試	本学の建学の精神と教育理念とを理解した上で志願した者を対象とし、本学各学部各学科での学習に必要な基礎的学力を有しているかどうかを学力審査によって選抜する。食物栄養学科を除く3学科は3期、食物栄養学科はそのうちの前2期の日程がある。リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科は、国語と英語から1教科選択。人間科学部情報メディア学科と同心理学科は、国語、英語、数学から1教科選択。人間科学部食物栄養学科は、国語、英語から1教科選択と化学、生物から1教科選択の計2教科。
センター入試	大学入試センター試験において本学が指定した教科・科目を受験した者を対象とし、本学での学習に必要な基礎的学力を有しているかどうかを基準に可否判定する。なお、1年限りで、過去3年間の成績利用ができるように配慮している。
社会人入試	熟年層の勉学意欲に応えるべく、本学の建学の精神と教育理念とを理解し、かつ本学の定める学習歴、社会的経験歴を満たす者を対象に行う。作文試験と面接とによって可否判定する。入学は1年次からとなる。ただし、人間科学部食物栄養学科は除く。
帰国生徒入学試験	日本国籍を有する者、もしくは日本に永住する外国人で、学校教育の12年のうち最終学年を含み2年以上外国の学校に在学した者で、本学の建学の精神と教育理念とを理解する者を対象とする。作文及び面接により可否判定する。ただし、人間科学部食物栄養学科は除く。
一般編入学試験	他大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者、専修学校専門課程を修了した者で、本学の建学の精神と教育理念を理解する者を対象に、3年次よりの編入について行う入学試験である。作文と面接により可否判定する。ただし人間科学部食物栄養学科は除く。

なお、早期に合格が決まる AO 入試、特別推薦入試、指定校推薦入試による入学手続き者に対しては、本学独自プログラムの e-learning を活用した自校教育と作文講座及び事前に課題を課した上でのスクーリング等の入学前教育を実施している。課題提出状況、スクーリング出席状況等は各高等学校に報告し、指導に役立ててもらっている。

入学試験の実施にあたっては、学長を委員長とする入試委員会及び各学部長の統括する入試運営委員会を設置し、アドミッションセンターと学務課・総務課の支援を得て試験日程・試験科目を含む入試要項を作成し、志願者募集から合格者発表まで運営している。試験問題作成については、学長委嘱の作成委員が作成・検討・点検のための委員会を繰り返し開き、運営委員を含めて印刷に至るまでの全段階で二重三重にチェックする体制を整えている。入学志願者の合否は、試験結果をふまえ、入試委員会と学部教授会の議を経て、学長が決定している。その後、入学手続きにより合格者の意思を確認して、入学者を受け入れている。【資料 2-1-5 大学入試運営に関する諸規程】

大学院人間科学研究科

大学院入試は、臨床心理学専攻と人間科学専攻の専攻別にⅠ期・Ⅱ期の 2 回に分けて行っている。【資料 2-1-6 大学院入試運営に関する諸規程】

臨床心理学専攻（専門職学位課程）では、従来のⅠ期募集（9 月試験）・Ⅱ期募集（2 月試験）に加え、平成 22(2010)年度から社会人入試を開始した。4 年制大学卒業後 3 年以上の社会福祉施設、医療機関、教育・研究機関、国及び地方公共団体、または心理相談関連の就業経験を有する実務家に専門職への門戸を開くもので、語学試験を免除している。両専攻とも、入学志願者の合否は、試験結果をふまえ、研究科委員会の議を経て、学長が最終的に合否を決定している。なお、専門職大学院に関しては、入学後心理相談の実地業務に従事する必要性を勘案して面接試験を特に重視し、心理臨床関係の教員による厳密な面接審査に合格した者だけに入学を認めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

リベラルアーツ学部・人間科学部

学部の過去 5 年間の入学者の状況は図表 2-1-2 のとおりである。平成 21(2009)年にリベラルアーツ学部への改組転換を行い、教員構成、専攻分野、カリキュラム等の大幅な改革を行って、定員は 200 名とした。平成 21 年度は定員充足率は 0.89 となったが、以降平成 25(2013)年度まで、入学者数は減少傾向にあり、平成 25 年度は充足率は 0.59 となっている。

人間科学部の心理学科と食物栄養学科は堅調に定員を超える入学者を確保してきている。平成 25(2013)年度の定員充足率は、心理学科、食物栄養学科ともに 1.14 となっている。情報メディア学科については、平成 21(2009)年度に学科名称を変更するとともに定員を 90 名として、平成 21 年度には定員充足率は 1.20 となったが、その後入学者数は減少傾向にあり、平成 25(2013)年度の充足率は 0.7 となっている。

両学部を合わせると、平成 25(2013)年度は、定員 520 名に対し入学者数 443 名で、

図表 2-1-2 入学者数、入学定員、入学定員充足率の推移（学部）

	2009年度 平成21年度	2010年度 平成22年度	2011年度 平成23年度	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	5年間平均 定員充足率
学部	リベラルアーツ			リベラルアーツ		
学科		リベラルアーツ		リベラルアーツ		
入学者数	177	161	142	143	118	147
入学定員	200	200	200	200	200	
充足率	0.89	0.81	0.71	0.72	0.59	0.74
学部	人間科学			人間科学		
学科		情報メディア		情報メディア		
入学者数	108	98	92	87	63	90
入学定員	90	90	90	90	90	
充足率	1.20	1.09	1.02	0.97	0.70	1.00
学科		心理		心理		
入学者数	180	176	178	168	171	175
入学定員	150	150	150	150	150	
充足率	1.20	1.17	1.19	1.12	1.14	1.16
学科		食物栄養		食物栄養		
入学者数	88	98	94	84	91	91
入学定員	80	80	80	80	80	
充足率	1.10	1.22	1.18	1.05	1.14	1.14
学部合計						
入学者数	376	372	364	339	325	355
入学定員	320	320	320	320	320	
充足率	1.17	1.16	1.14	1.06	1.02	1.11
全学合計						
入学者数	553	533	506	482	443	503
入学定員	520	520	520	520	520	
充足率	1.06	1.03	0.97	0.99	0.85	0.97

定員充足率は 0.85 となっている。

大学院人間科学研究科

大学院の過去 3 年間の入学者の状況は図表 2-1-3 に示すとおりである。定員は臨床心理学専攻（専門職学位課程）の定員は 20 名で、人間科学専攻が若干名であるが、平成 25 (2013) 年度まではほぼ堅調な推移を示している。

大学院人間科学研究科の 4 年間の平均充足率は、0.57 で収容定員数を確保できていないのが現状であるが、専門職学位課程として平成 19 (2007) 年度からあらたにスタートした

臨床心理学専攻は、臨床心理実習の学内外の実習が充実しているという実績から定員充足率は1.10の値で毎年推移している。一方、人間科学専攻（修士課程）の健康科学コース及びメディア・言語文化コースについては、改組した平成19（2007）年度より若干名の入学者数に留まっている。平成22年3月には健康科学コースの基礎となる人間科学部食物栄養学科が完成年度を迎え、第一期の卒業生からの進学者が見込める状況から、さらなるカリキュラムの充実を図り入学者確保に努めている。2つの専攻の授業科目においては、いずれも少人数であることから、施設・設備面や研究指導については学生の満足度は高い。

図表 2-1-3 大学院の過去5年間の入学者の状況

臨床心理学専攻

	2009年度 平成21年度	2010年度 平成22年度	2011年度 平成23年度	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	5年間平均 定員充足率
入学者数	21	23	20	22	22	1.08
入学定員	20	20	20	20	20	
充足率	1.05	1.15	1.0	1.1	1.1	

人間科学専攻

	2006年度 平成21年度	2007年度 平成22年度	2008年度 平成23年度	2009年度 平成24年度	2010年度 平成25年度	5年間平均 定員充足率
入学者数	3	1	1	2	1	0.16
入学定員	10	10	10	10	10	
充足率	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	

（3）2－1の改善・向上方策（将来計画）

リベラルアーツ学部・人間科学部

リベラルアーツ学科と情報メディア学科については、2学科改革会議が継続的に開かれており、大学・学部としてのいじめ学生定員確保のための検討を重ねている。リベラルアーツ学部の認知度を高めるためにも教育方針やカリキュラム内容について広報活動をさらに進めていく。両学部を通じて良好な教育環境の確保のため今後なお改革を継続し、各学部・学科の魅力を鮮明にするなどして、引き続き安定した入学者数の維持、適正な数の学生の確保を目指していく。

大学院人間科学研究科

人間科学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、受験生からの要望が多いにもかかわらず、これまで社会人入試を実施していなかったため、平成22（2010）年度入試より臨床経験のある社会人を対象とした社会人の特別入試枠を設けた。しかしながら、現状では志願者が若干名にとどまっているので、さらなる課程の活性化と志願者数の増加を図るために、より一層の広報活動を推進していく。

人間科学専攻では、人間科学部食物栄養学科の第一期生からの進学希望者が一定数見込

めることから、カリキュラムの充実を図り、平成23(2011)年度からは健康科学コースに栄養教諭の専修免許が取得できる課程を設置した。また、人間科学専攻への志願者は本学の学生が多いことから、今後は、他大学への積極的な広報活動を進めて志願者の増加を図るとともに、カリキュラム改革や定員の見直しを含めた検討を行う。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

<リベラルアーツ学部・人間科学部>

教育課程編成方針については、大学学則第5条（学部および学科の人材養成目的等）において養成すべき人材像を学科別に記し、またホームページに掲載されているカリキュラムポリシーにおいて明確に示している。

【資料 2-2-1 大学学則】 【資料 2-2-2 大学ホームページ】

1) カリキュラムポリシー

学科ごとにカリキュラムポリシーを設定し、ウェブ上で公開している。

① リベラルアーツ学部・リベラルアーツ学科

日本文学・文化

日本文学・文化に関する理解と知識を生かして社会に貢献できる人材を育てる。

- ・日本の文学部や文化に親しむ。
- ・高度な日本語運用能力を養う。
- ・日本の文学や文化に関する高度な専門的知識を習得する。
- ・中学校・高等学校の国語科教員や図書館司書の養成課程で知識を習得する。

中国語・中国文化

高い中国語能力と、中国に対する深い理解を駆使して、一般企業や国際交流の場で活躍できる人材を養成する。

- ・中国語の基礎から、中級、上級までを少人数クラスで実践的に習得する。
- ・中国社会、中国文化、中国人について幅広くかつ専門的に知識を修得する。
- ・日本・中国・韓国を東アジアという大きな枠組みで学ぶ。
- ・日中理解という視点で知識を整理する。

歴史・伝統文化

日本の伝統文化に対する知識と理解を持ち、社会に貢献できる人材の養成をめざす。

- ・ 歴史・文化を基礎的レベルから専門的レベルまで幅広く学ぶ。
- ・ 歴史・文化の事実と虚構の違いを理解する。
- ・ 社会人としての歴史認識を身につける。

韓国語・韓国文化

韓国を東アジア（韓国・中国・日本）という大きな枠組みで理解し、社会に貢献できる人材を養成する。

- ・ 韓国社会や文化、歴史について幅広く学ぶ。
- ・ 韓国語の基礎から高度な運用能力までを習得する。
- ・ 手厚い留学制度やフィールドスタディーズを通して韓国の「今」を体験的に学ぶ。

児童文学・子ども文化

子どもの本や文化に対する理解と知識を生かして、司書職・学芸員職や子ども関係の企業で活躍できる人材の養成を目指す。

- ・ 児童文学、絵本、マンガ、アニメーション等に関する知識を学ぶ。
- ・ 児童文学、絵本、マンガ、アニメーション等の背景にある歴史、文化や子どもの心理に関する基礎的な知識を学ぶ。
- ・ 絵本作りや童話創作などの体験的学習を取り入れる。

芸術文化

アートやデザインに関心を持ち、その知識とセンスを生かせる人材の養成を目指す。

- ・ アートの楽しさと奥深さを理解し、デッサンや色彩構成など造形の基礎を学ぶ。
- ・ 日本と世界の文化・歴史について広い関心を養う。
- ・ 美術史の基礎を学ぶ。
- ・ 美術館での授業や、作品を制作する。
- ・ 写真やコンピュータグラフィックスなどの技法を用いた作品制作を学ぶ。

グローバル言語・文化

日本語教員、NGO／NPO、国際交流や地域活動または、旅行業界などで活躍できる人材の養成を目指す。

- ・ 世界の歴史・文化を学ぶ外国語の基礎を固めることや、公民館や国際交流協会などでのボランティアを経験する。
- ・ 自治体やNGO／NPOの多文化共生プログラムへの参加体験。
- ・ 異なる文化を理解する。

② 人間科学部・情報メディア学科

情報デザインコース

- ・ ICTの専門知識やシステム設計から運営までを学ぶ
- ・ 映像・CG・サウンドなど各種コンテンツを制作するセンスを身につける。
- ・ 高等学校情報科教員養成課程で専門的な知識を身につける。

マスコミ・メディアコース

- ・ 情報技術の基礎の上に、「伝える力、書く力、聞く力、話す力」を身につけて、放送
- ・ 新聞ジャーナリズム・広告の専門的知識を身につける。

マネジメントコース

- ・商品開発や新しい市場の開拓など、企画力を生かしてビジネス社会で活躍できる知識を修得する。

③ 人間科学部・心理学科

心理学の知識と技能を理論的、体験的に習得するとともに、健康科学、社会福祉についての知識も身につけて、現代社会における心の問題を全体的、多角的に把握し、分析できる人材の養成を目的とする。

- ・心理学実験実習、心理学概論といった基礎的な知識、スキルの習得。
- ・認知・行動科学、発達・健康科学、臨床心理・犯罪心理分野の専門知識を学ぶ。

④ 人間科学部・食物栄養学科

管理栄養士課程では、「食」、「栄養」に関する高度な専門的知識と総合的なマネジメント力を有し、医療施設、介護保健・福祉施設、保育園・学校・企業等の給食施設、保健所・保健センター等で管理栄養士として活躍できる人材を養成する。

- ・管理栄養士養成課程で定められた専門基礎分野（社会環境と健康、人体の構造と機能・疾病の成り立ち、食べ物と健康）と専門分野（基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論、総合演習、臨地実習）からなるカリキュラムを設置している。

両学部とも、細かな単位でしか設定されていないこと、精粗に不統一があること、学生にとって各授業との連関が明確とはいえないこと、学生に十分周知されているとはいえないこと、など改善の余地がある。

2) 共通教育

「大学の機能別分化」を掲げた中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（2005年1月28日）で示された今後の大学のタイプのうち、本学は「総合的教養教育」の機能に特化した「リベラル・アーツ・カレッジ型」に重きを置き、総合的教養教育を重視しながら学部・学科の専門教育を学び、幅広い職業人養成を目指している。

平成21（2009）年度にリベラルアーツ学部、人間科学部の2学部体制となった時点のカリキュラムにおいては、「基本科目」（リベラルアーツ学部）、「共通基礎科目」（人間科学部）の科目群が学部ごとに設置され、一定の重なりはあるものの全学共通にはなっていなかった。また、学部選出の委員で構成される教務部委員会が、専門科目と合わせて運営に当たっていた。

平成22（2010）年度、教養教育の企画・調査・提案を全学的見地から行う組織として「大学共通教育委員会」を設置し、共通教育のプラットフォーム化（一本化）を中心とする改善方策の検討を開始した。キャリア教育の必修化（平成23（2011）年度）、外国語選択への「韓国語」追加（平成24（2012）年度）等の部分的なカリキュラム見直しを経て、平成25（2013）年度カリキュラム改訂により「全学共通科目」のプラットフォーム化を実現した。

現在の全学共通科目は、「導入学習」「人文」「社会」「自然」「健康管理」「キャリア開発」「オフキャンパススタディーズ」「外国語」「情報処理」の各科目群から成る。このうち「導入学習」は学部ごとにそれぞれの特性に合わせた科目設計を行っている。「人文」以下の科目群は両学部完全に共通である。なお、全学共通科目の枠内ではないが学科専門科目でもない科目群として、「特別講座・特別活動」「現地研修」から成る「特別科目」を学部ごとに設定して

いる。

共通教育として履修すべき単位数は、「外国語 8 単位」「キャリア開発 4 単位」など一定の共通性を持たせながら、学科ごとの事情に応じて必修科目・選択必修科目を設定し共通教育全体で 28～44 単位の卒業要件となっている。

平成 25（2013）年度のプラットフォーム化にあたっては、情報処理科目の科目構成の全面的な見直しとクラス編成の少人数化、英語科目の能力別科目編成、キャリア開発科目の必修科目追加、ボランティア活動等を一定の条件のもとで単位認定する「オフキャンパススタディーズ」の開設なども実施した。

【資料 2-2-3 履修規程】 【資料 2-2-4 学生要覧】

3) 専門教育のカリキュラム改訂

平成 25（2013）年度より、上述の全学共通科目プラットフォーム化とともに、リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科と人間科学部情報メディア学科のカリキュラムを大幅に改訂した。

リベラルアーツ学科では、それまでの 9 専攻分野から、「マスコミ」分野を情報メディア学科に移すとともに、「地域協働・国際協力」を「多文化・地域研究」に改め、8 専攻分野の構成とした。この際、各学生が自らの「主専攻分野」でまとまった単位数を必ず取得するよう卒業要件設定を改め、同時に、「副専攻分野」についても、定義（必要単位数）を明確化している。

情報メディア学科では、それまでの 4 分野にリベラルアーツ学科の「マスコミ」分野を加えたうえで「情報デザイン」「マスコミ・メディア」「マネジメント」の 3 コースに再編した。この際、1～2 年次で 3 コースの科目を満遍なく履修しながら、自分の進むコースを明確化していけるよう科目構成と卒業要件を設定した。

他の 2 学科に比べて内容の幅が広く焦点が絞りづらい面をもつ両学科であるが、このカリキュラム改定によって、幅広い学びからスタートしながら自分の専攻分野を明確にしていくという履修モデルが立てやすいカリキュラムとなった。

【資料 2-2-5 学生要覧】 【資料 2-2-6 大学案内】

4) 教職課程・資格課程

平成 22（2010）年度に教職課程委員会、大学資格課程委員会をそれぞれ発足させ、教職課程・資格課程の運営を学部ごとに行う体制を改め、全学的な運営体制とした。同年度からは、教職専門科目及び両学部で取得可能な資格（図書館司書、学校図書館司書教諭、博物館学芸員、日本語教員養成）の専門科目がプラットフォーム化され、学生の時間割上の自由度が高まった。

教職課程においては、平成 22（2010）年度より必修科目「教職実践演習」を新設した。また、平成 24（2012）年度に文部科学省による教職課程認定大学実施視察を受け、指摘を受けてカリキュラムの一部改訂を行った。

資格課程においては、平成 24（2012）年度より健康運動実践指導者資格課程を開設した（対象は食物栄養学科及び心理学科）。また、図書館資格課程及び博物館学芸員課程について、法令改正に伴う科目変更を平成 24（2012）年度に実施した。

【資料 2-2-7 学生要覧】

＜大学院人間科学研究科＞

人間科学専攻の授業科目は〔基礎科目〕と〔専門科目〕に分けて配置している。〔基礎科目〕は導入科目としての「人間科学概論」を必修とし、〔専門科目〕では、〔健康科学領域科目〕群として「食品科学特論」「応用栄養学特論」「公衆栄養学特論」「栄養生化学特論」「給食経営管理特論」「臨床栄養学特論」「栄養教育特論」など生活習慣と健康との関連科目や傷病者の栄養管理に関する科目を配置し、〔メディア・言語文化領域科目〕群には最新の表現方法等に関する科目、「ジャーナリズムと社会」「映像文化特論」や人間と社会、人間と文化、地域文化に関する科目、「社会コミュニケーション特論」「組織行動学特論」を配置している。

臨床心理学専攻の授業科目は日本臨床心理士資格認定協会が指定するカリキュラムモデルに基づき設定されている。実践的な技能の学習と心理臨床的にかかわり能力の育成を図る〔基幹科目〕として、「臨床心理学原論演習」「臨床心理学査定演習・実習」「臨床心理面接学演習・実習」と、「展開科目」群として配置している現場で行われる援助活動を体験する科目「臨床心理地域援助学演習・実習」と「臨床心理事例研究演習」と「総合的事例研究演習」をおき、心理臨床活動に必要な専門技能や理論科目などの〔選択科目〕、「学校臨床心理学特論」「家族療法特論」「臨床実践事例特修科目」「臨床実践技能特修科目」を配置している。【資料 2-2-8 大学院学則】

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授法の工夫・開発

＜リベラルアーツ学部・人間科学部共通＞

1) 授業支援システム C-learning

授業支援システム「C-learning」を、平成 24（2012）年度に試行導入、平成 25（2013）年度に本格導入している。C-learning は、学生管理、出席管理、教材提示、レポート提出管理、小テスト・アンケート実施、掲示板、相談・連絡等の各種機能から成り、管理的側面だけでなく、学生のリアルタイムなフィードバックや相互評価など教授法の幅を広げる側面の機能も備えている。全教員の全授業枠の登録と、全学生の基本情報登録を年度当初に行い、授業担当者が初回授業から活用できるようにしている。

但し、利用するかどうかは担当者の自由に任せているため、活用の有無や度合いはまちまちで、全学的な実施とはいえない状況にある。【資料 2-2-9 C-learning マニュアル】

2) 単位制度の実質化

単位算定基準は学則第 29 条に定め、履修登録単位数の上限については履修規程で定めている。平成 23（2011）年度入学生までの上限単位数は、リベラルアーツ学部は 1 年次 40 単位・2 年次 46 単位・3 年次 48 単位、人間科学部は 1～3 年次 52 単位であり、4 年次以上（卒業年次）は無制限であった。平成 24（2012）年度に履修規程を改定し、平成 24（2012）年度入学生からは、リベラルアーツ学部は 1 年次 46 単位・2～3 年次 48 単位、人間科学部情報メディア学科及び心理学科は 1～3 年次 50 単位、食物栄養学科は 1～3 年次 52 単位であり、引

き続き卒業年次は無制限とした。【資料 2-2-10 履修上限単位数の表】

単位制度の実質化の観点から、卒業年次は無制限としていること等は問題であるとの認識からさらに履修規程を改定し、平成 26（2014）年度入学生からは、全回生とも、食物栄養学科は 50 単位、その他の学科は 48 単位とした。食物栄養学科のみ異なる単位数としたのは、必修科目に臨地実習があること等を考慮したものである。

履修登録単位数の上限見直しによって、単位制度の実質化を進める素地ができた。単位制度の仕組みについてはガイダンス等で学生に説明しているが、学生要覧等には記載がなく、学生への周知には課題がある。【資料 2-2-11 履修規程】

3) 初年次教育

両学部「導入学習科目」に、本学学生として必要な学修の基本を身に付けさせるための 1 年次必修科目を設定している。

リベラルアーツ学部では、「大学基礎講座」で、少人数の「ホームクラス」に分かれて自己管理、社会常識、基礎的学修技術を実践的に学ばせている。また、同じく少人数クラスの「日本語表現技法」で、日本語表現の基礎技術を学ばせている。

人間科学部では、学科ごとにクラス編成した「大学基礎講座」で、マナー・健康・国際交流・図書館等の共通的な内容と、各学科の学びに則した基礎的学修技術を学ばせている。また、少人数クラスの「文章表現講座」で、日本語表現の基礎技術を学ばせている。

【資料 2-2-12 大学シラバス】

4) 能力別編成

英語、日本語、情報について、入学時にプレイスメントテストを実施している（英語は、各学年の終わりにも実施）。平成 21（2009）年度までは英語のみの実施であったが、日本語については平成 22（2010）年度にリベラルアーツ学部で実施を開始し、平成 26（2014）年度から人間科学部にも拡大した。情報については、平成 25（2013）年度から両学部で、C-learning を活用した方式で実施している。

平成 25（2013）年度より、全学共通教育の英語科目のカリキュラムを刷新し、「初級」「中級」「準上級」「上級」の能力別科目編成とした。学年に関わりなく、直近のプレイスメントテストの結果をもとに履修レベルを指定している。

日本語、情報については科目編成を能力別とはしていないが、プレイスメントテストの結果を一部考慮したクラス編成を行い、レベルに合った指導を行っている。

【資料 2-2-13 プレイスメントテスト実施要項】 【資料 2-2-14 学生要覧】

5) 単位認定

多様な学修を促進するため、「南大阪地域大学コンソーシアム」のもとでの単位互換制度による単位認定を行っている。

インターンシップについては、キャリアセンターとの連携により、一定の条件を満たしたものを全学共通科目（キャリア開発科目）「インターンシップ」として単位認定している。平成 25（2013）年度からは、別途「学校インターンシップ」を科目として設定し、同様の運用を行っている。その他、大学が認めたボランティア活動等を単位認定する「オフキャンパススタ

ディーズ」、留学先の科目の一部を単位認定する「現地研修」も平成25（2013）年度から設けている。

【資料 2-2-15 共通科目カリキュラム 学生要覧】

【資料 2-2-16 単位互換に関する資料】

【資料 2-2-17 オープンキャンパススタディーズ案内】

【資料 2-2-18 インターンシップ単位認定結果】

6) シラバス

本学のシラバスは、「到達目標、テーマ」「授業概要」「準備学習」「授業計画」「評価方法」「テキスト、参考文献」等から成り、冊子配布とともにウェブ上で公開している。シラバス入稿にあたっては、学生の主体的な科目選択と学習と促進するよう依頼を行っており、平成22（2010）年度より、シラバス項目に「授業の到達目標及びテーマ」「準備学習」を追加し、授業計画においても授業回数に対応した形式での作成の徹底を図っている。学生は、ウェブ上のシラバスを参照しながら、ウェブ上で履修登録を行う。

【資料 2-2-19 シラバス入稿マニュアル】

7) 教職課程

平成18（2006）年度に文学部（当時）の教職課程において、「教職課程シンポジウム」をはじめて実施した。実施の趣旨は、教育に関する学びを教室や学年の枠組みから解放し、かつ、1回生から4回生までの教職課程履修生全員が異学年交流による「協働的学び」をすることで、学生自身が教育について改めて主体的に考えることができる機会を設けることにあった。これによって、4回生にとっては学びの集大成となり、下級生は上級生の発表や上級生との協働の学びから向学心が刺激され、意欲的学習が促進されることを期待した。

その後リベラルアーツ学部で継続実施してきたが、平成24（2012）年度に試験的に両学部で実施、平成25（2013）年度からは4回生配当科目「教職実践演習」の一環としてリベラルアーツ学部・人間科学部合同の実施となった。【資料 2-2-20 教職実践演習手引き】

教職課程シンポジウムのプログラムは、二部構成になっている。第一部は午前中に実施するもので、4回生の教育実習、3回生の介護等の体験に関する発表、並びに4回生による教育実習のポスターセッションから成る。第二部は午後実施するもので、4回生を進行役として、シンポジウムのテーマを課題としてその解決・対策に関する意見交換・ディスカッションを参加者全員で行う。なお、教員をしている卒業生からの現場報告、ゲスト講師による講評、卒業生・本学教員・ゲスト講師を交えたパネルディスカッションなども可能な限り行うことにしている。なお、シンポジウムの企画・運営は、平成26（2014）年度から、教員はファシリテーターとなり「教職実践演習」の履修生を主体として行うこととした。

リベラルアーツ学部（旧文学部）では「教職課程履修生研究録」を、2005年度から毎年発行している。4回生の教育実習や教育関係の論文を主体として、教員の巻頭言や教育小論を掲載している。人間科学部（旧人間文化学部）では、教育実習に参加した学生の記録を、「教育実習報告書」として平成17（2005）年度から毎年発行している。内容は、学習指導の概要や実習期間中の日誌、実習を終えての感想、後輩たちへのアドバイスである。

平成22（2010）年度より必修科目「教職実践演習」を新設し、「履修カルテ」を実施・活

用している。

【資料 2-2-21 教職課程シンポジウム関連資料】

【資料 2-2-22 教職課程履修生研究録、教育実習報告書】

＜リベラルアーツ学部＞

①リベラルアーツ学科

1) 専門教育カリキュラム

リベラルアーツ学科の専門教育は、「日本語・日本文学」「英語」「中国・中国語」「韓国・韓国語」「歴史・伝統文化」「アート」「児童文学・子ども文化」「多文化・地域研究」の8分野に分かれた「専攻学習科目」と、「専門基礎演習Ⅱ」「専門応用演習」「卒業研究」「教職特別演習」の「演習科目」から成る。各学生は、8分野のうち1つの「主専攻分野」を選び、主専攻分野で26単位以上の単位取得が求められる。演習科目は、「専門基礎演習Ⅱ」「専門応用演習」「卒業研究」計7単位が必修である。「主専攻分野で26単位」の条件を満たせば、それ以外の専攻学習科目は自由に履修できるので、学生の興味に応じて、一つの分野をより深く学ぶことも、複数の分野を横断的に学ぶこともできるようになっている。主専攻以外の一つの分野で16単位以上を取得した場合は、「副専攻分野」と認定している。

分野ごとの専攻学習科目設置であるが、一部の科目は複数の分野で認定する形をとっている。例えば「東洋美術史」は、「中国・中国語」と「アート」の両分野で科目として挙げており、どちらを主専攻分野とする学生も、主専攻の単位として認定される。

2) 主専攻の選択支援

1年次の導入学習科目「リベラルアーツ入門」、2年次の同「専門基礎演習Ⅰ」では8分野の基礎を講義・演習形式で広く学ぶ。様々な分野に接したうえで、学生一人ひとりが興味を深めたいと希望する分野が見つけれられるように配慮し、2年次後期に専攻を選択させるようにしている。このうち「リベラルアーツ入門Ⅱ」は24年度まで演習形式とし、各学生に1分野を選択させたが、25年度からは講義形式に改めて2分野ずつ履修させることで、選択の幅に広がりを持たせた。

また、「特別科目」には各専攻分野による「フィールドスタディーズ」や「ワークショップ」が設置されている。いずれも1、2年次の開講であり、キャンパスの内外での体験型授業や海外での語学研修を経験することで、学生が当該分野に新たな関心を抱けるようにしている。

3) 演習における少人数教育

「専門基礎演習Ⅱ」は2年次前期、「専門応用演習」は3年次、「卒業研究」は4年次に、それぞれ履修することになっている。いずれも専攻分野ごとに1、2クラスを開講し、少人数制のクラス編成としている。また、これら3科目については原則として、同じ学生を同じ教員が連続して担当することになっており、そのことによって演習における学習・研究の一貫性を高めると同時に、一人ひとりの学生の能力に合わせた、よりきめ細やかな指導の徹底を図っている。「専門応用演習」と「卒業研究」は24年度まではそれぞれⅠとⅡに分かれた2つの半期科目だったが、25年度より通年科目とすることで上記の方針を明確化した。

【資料 2-2-23 リベラルアーツ学部カリキュラム 学生要覧】

<人間科学部>

①情報メディア学科

1) 専門教育カリキュラム

情報メディア学科の専門教育は、1年次配当の「基礎科目」、2年次配当の「基幹科目」、3・4年次配当の「展開科目」、「専門演習（3年次）」「卒業研究（4年次）」の「演習科目」から成る。1年次配当の基礎科目はコースごとの科目設定とはせず、学科の全分野を広く学ぶ。2年次配当の基幹科目は「情報デザイン」「マスコミ・メディア」「マネジメント」のコースごとの科目設定だが、全コースの科目を最低6単位ずつ選択必修としており、なお幅広い学びを求めている。3・4年次配当の展開科目はコースごとの設定であり、学生はコースごとに設定された「演習A」「演習B」を履修する。

本カリキュラムは、平成25（2013）年のカリキュラム改訂によるものである。平成24（2012）年までのカリキュラムは「基幹科目」と「展開科目」から成り、展開科目は「コンテンツデザイン」「情報サービスマネジメント」「情報メディア技術」「映像マスメディア」の4分野から構成していたが、履修の自由度が高い反面、体系的な履修イメージがつかみにくいものであった。カリキュラム改訂で科目区分と配当年次を連動させ、また基礎科目、基幹科目にはいくつかの必修科目を配することで、履修モデルが見通しやすいカリキュラムとすることができた。

②心理学科

1) 専門教育カリキュラム

心理学科の専門教育は、①基礎となる「基幹科目」、②「心理・行動科学に関する科目」群と「健康科学に関する科目」群に分かれた「展開科目」、③3・4年次ゼミの「演習科目」から成る。

①基礎となる「基幹科目」では、平成26（2014）年度より、心理学分野が一通り概観できるように「基礎心理学Ⅰ」「基礎心理学Ⅱ」を1回生科目へ配置変更を行った。両科目を通年で履修することを推奨し、心理学の全領域に基礎知識を身につけるよう入学時のオリエンテーションで指導している。また、心理学分野で必要となる科学的・客観的な研究姿勢の獲得を目的に、「心理学基礎実験」も基幹科目に据えている。さらに、応用分野への足がかりとして「健康心理学」を配置している。その他、「認知心理学」を初めとして、心理学の根幹を支える科目を「基幹科目」においている。

②「展開科目」のうち、「心理・行動科学に関する科目」群では、柱となる「人格心理・発達心理、社会心理・産業心理、臨床心理、犯罪心理・精神病理」の4分野の科目を配置している。ここでは、応用心理学分野の科目を中心に配置している。さらに、進学希望者が必要とする英語で文献を読む能力の育成にも応じられるよう「心理英語文献講読」をおいている。〔健康科学に関する科目〕群では、「身体的健康」「スポーツ」、「地域社会での援助、社会福祉」といった科目の他に、養護教員養成課程に関わる「看護学Ⅰ・Ⅱ」や「救急処置」といった専門科目も配置している。

③「演習A」「演習B」では、知識の獲得のみならず、主体的に課題に取り組み、問題解決に向かう姿勢を養うことを目的としている。卒業論文は選択科目としているが、各ゼミでは、ゼミ

ミ論文として課題を課し、全ての学生が卒業論文またはそれに準ずる論文を書くことを課題としている。平成26（2014）年度より、卒業論文については、前期での中間発表を課し、早期に問題意識を明確にするようにしている。さらに、論文提出後、2名の教員による諮問に加え、学科での卒論発表を行うよう指導している。

演習に加え、展開科目のうち、「心理学基礎実験」、「心理学実験実習」、「社会心理学実験実習」、「心理アセスメント法」、「心理学研究法」、「臨床心理学実習」、「心理統計学実習」は、全て受講生が20人以内のクラスで編成し、一方通行とならず、参加し発表する姿勢を重視し、教員も学生に深く関与し指導できる体制を取っている。

卒業後も、新たな知識や技能獲得への姿勢を持ち続け、時代の変化に対応できる人材の育成に取り組んでいる。

③食物栄養学科

1) 専門教育カリキュラム

食物栄養学科管理栄養士課程の専門教育は、「専門基礎分野科目」「専門分野科目」「演習科目」から成る。「専門基礎分野科目」は「専門分野科目」の基礎となるもので、「社会・環境と健康」「人体の構造と機能および疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の各科目群から成る。

「専門分野科目」は、「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」「総合演習」「臨地実習」の科目群から成る。理論と実技が密接に結びついた実践的専門教育が行えるように、理論的科目とともに実験・実習科目を配置し、学外の実習先での実践経験に役立つようなカリキュラム内容としている。

食物栄養学科健康実践栄養士課程の専門教育は、「専門分野科目」「領域別専門科目」「演習科目」から成る。「専門分野科目」は、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の各科目群から成る。「領域別専門科目」には「健康運動領域」「フードビジネス領域」「世界の料理と食文化領域」「生活環境領域」の4領域の科目を設定している。健康運動関連資格や保育士資格等を積極的に取得出来るようなカリキュラム内容に加え、世界や日本の料理や食文化について、海外の人を含む外部から専門家を招き、講義や実習を行っている。さらに、社会的ニーズを教育課程と教育内容に反映させて地域とのコラボレーションによる商品開発を行うカリキュラムとなっている。

【資料 2-2-24 人間科学部カリキュラム 学生要覧】

<大学院人間科学研究科>

人間科学専攻では「健康科学コース」と「メディア・言語文化コース」の2つのコースの教育目標に沿って授業科目を配置しているが、実践的応用力を身につける科目の充実を図る必要がある。臨床心理学専攻では日本臨床心理士資格認定協会の呈示するモデルにそって専門職大学院課程としての教育課程が編成され、授業科目が配置されている。また、より広い臨床的視野を得るために著名な心理臨床家による「臨床心理事例特修科目」及び「臨床心理技能特修科目」を設定している。

【資料 2-2-25 大学院カリキュラム 大学院学生要覧】

(2) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

＜リベラルアーツ学部・人間科学部＞

本学では平成27（2015）年度及び平成28（2016）年度に向けた学科新設予定・構想がある。また、それに伴い、リベラルアーツ学科・情報メディア学科ではカリキュラムの見直しを検討し、また両キャンパスの学科配置の再編構想もある。こうした状況のもとで、学部・学科の設置趣旨、養成すべき人物像に合ったカリキュラムを、さらに整備していく必要がある。

カリキュラム設計の基礎となるカリキュラム・ポリシーには、改善の必要がある。学部・学科・専攻・分野それぞれのレベルで明快なものとし、また学生にとってわかりやすい形で周知を行っていく必要がある。

共通教育については、平成25（2013）年度からのプラットフォーム化は大きな前進であったが、両学部のカリキュラムを合わせる課程で、やや科目数が増え冗長性が生じている部分があったり、シラバスの統一が十分計られていないなどの問題があり、改善が必要である。

共通教育、専門教育とも、本学では少人数教育がある程度達成されているが、科目によっては必要に応じて、さらに少人数化をはかっていく必要がある。

その他、C-learningの全学的な活用、単位制度の実質化の推進（学生への周知など）も課題となっている。

＜大学院＞

人間科学研究科人間科学専攻および臨床心理学専攻の専門職学位課程の教育課程等は適切に授業科目が配置され、年間行事や授業期間についても適切に運営されており、専門職学位課程に求められる認証評価を平成23（2011）年度9月に受審し、認定を受けている。

【資料2-2-26. 大学院専門職学位課程 認証評価報告書】

2-3 学修及び授業の支援

＜2-3の視点＞

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA（Teaching Assistant）等の活用による学修支援及び授業支援の充実

（1）2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

（2）2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA（Teaching Assistant）等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 履修等のガイダンス

新入生に対しては、入学式後のガイダンス期間に、学科教員と各部課職員の分担により各種ガイダンス、オリエンテーションを行っている。カリキュラムや履修方法に関わる内容のほか、上級生の体験談等を含む学生生活案内、図書館、教育開発・支援センター、キャリアセンター、国際交流センター等の諸組織によるものなど、多岐にわたるプログラムとなっている。

なお、2 年次以降の各学年についても、履修を中心としたガイダンスを実施している。

また、平成 24（2012）年度から後期授業開始直前に「後期ガイダンス」期間を設け、学科ごとの判断で成績確認や後期履修修正登録等のガイダンスを実施している。

【資料 2-3-1 ガイダンス期間予定表】

2) アドバイザー体制とオフィスアワー

1 年次および 2 年次の各学生に対して学習面や学生生活面をサポートするアドバイザー教員を置く体制をとっている。リベラルアーツ学部では、必修科目「大学基礎講座」（1 年次）及び「専門基礎演習Ⅰ・Ⅱ」（2 年次）の担当教員がアドバイザーとなり、これらの授業とも連携しながらアドバイス活動を行っている。人間科学部では入学時に各学科で 10 名内外の「アドバイスクラス」を設定してアドバイザー教員を割当て、必修科目「大学基礎講座」（1 年次前期）のほか学科単位で適時「アドバイスクラスミーティング」を開催している。両学部とも、アドバイザー教員は教育・開発支援センターの作成したフォーマットによる個人面談や、随時の成績相談・学習相談・生活相談等に対応している。なお、3 年次以降は、ゼミ担当者がアドバイザー教員の役割を果たしている。

各教員はそれぞれ、研究室に待機して学生の質問・相談に応じるオフィスアワーを設定し、掲示等によって学生に周知している。

アドバイザー体制は中途退学防止を含む学習支援・学生生活支援に有効である。但し、規程化されているのが人間科学部だけであるなど業務の範囲が明確とはいえないこと、長期休学や卒業延期などイレギュラーなケースの学生への対応が不明確であることなどの課題があり、より明確な体制整備が必要である。

【資料 2-3-2 平成 25 年度クラスアドバイザー一覧】

【資料 2-3-3 平成 25 年度学習面談フォーム】

3) ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）

本学における TA 制度は「帝塚山学院大学および帝塚山学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程」、SA 制度は「帝塚山学院大学スチューデント・アシスタント(SA)に関する規程」に基づいて運営されている。

心理学科と食物栄養学科において本学大学院学生を TA として採用し、講義、実験・実習等の教育・研究活動の補助業務に従事させている。一方、情報メディア学科と心理学科（養護教諭養成課程）において、原則として本学に在籍する学部学生を SA として採用している。情報メディア学科では、情報系授業科目の授業資料の準備や出席確認、実習時の学生補助、コンピュータ自習室の運用補助、自習学生に対する利用相談等、本学の情報教育の補助として活用している。

【資料 2-3-4 スチューデントアシスタントに関する規程】

【資料 2-3-5 ティーチングアシスタントに関する規程】

4) リメディアル教育

本学におけるリメディアル教育は、平成 20（2008）年 12 月に設置された教育・開発支援センター（愛称「セッズ（CEDS）」）が中心となって実施している。

平成 22 (2010) 年度入学生から、早期入学決定者を対象とする入学前教育を実施している。2～3 回の集合スクーリング、対象者全員への学習面談、日本語指導（作文、要約）、英語・化学・生物の補習講座などがその内容であり、平成 26 (2014) 年度入学生からは「テヅカドリル」（後述）の基礎コースを全員に課すことも行う予定である。

入学後、授業についていくのが難しい学生（特に、1 回生配当必修科目の単位が取得できなかった学生）を主対象として、英語・日本語・韓国語等のリメディアル講座を実施している。なお、CEDS ではこれ以外にも就活対策や語学のブラッシュアップ講座など、20 種類以上の講座を開講している。

平成 24 (2012) 年度より、eラーニングシステム「テヅカドリル」を導入している。高等学校レベルの内容を自学自習形態で復習するもので、インターネット環境があればいつでもどこでも、自分のレベルに応じて取り組むことができる。「テヅカドリル」は入学前教育でも取り組ませ、入学後もコンスタントに取り組むよう推奨している。英語など一部の授業科目では、テヅカドリルを成績評価の一部に取り入れている。また、CEDS では「テヅカドリル（英語）講座」を開講し、自主学習で不明な点の対応ならびに 1 人で学習することが難しい学生の対応も行った。

これらの活動のうち、入学前教育の参加割合、入学前におけるテヅカドリルの実施割合は高いが、入学後のリメディアル講座参加やテヅカドリル実施の割合は低く、必要な層に十分浸透しているとはいえない現状にある。

【資料 2-3-6 平成 25 年度 入学前教育参加者資料】

【資料 2-3-7 平成 25 年度 入学前教育資料】

【資料 2-3-8 平成 25 年度 テヅカドリル案内】

【資料 2-3-9 平成 25 年度 CEDS プログラム開講実績】

5) 中途退学者等への対応

退学・休学等については、学部教授会において、学部教務小委員会からの報告を受けて審議されるが、学生からの届が出る段階でアドバイザー教員が面談を行い、所見を記すようにしている。これにより、必要に応じて教員間で、退学・休学にいたった理由や指導の計などを共有している。

平成 25 (2013) 年度より、修学上の経済的負担を軽減することを目的として、「休学者」および「卒業延期者」の学費減免を行った。

平成 23 (2011) 年度より、学習意欲の向上を図るとともに、保護者とも連携した修学支援を行うため、2 回生終了時の取得単位数が基準単位数（卒業要件単位の二分の一）に満たない学生とその保護者に対し、進級勧告文を送付している。平成 25 (2013) 年度の 3 年間で対象者は減少傾向にある。加えて、3 年次または 4 年次への進級要件の設定についても、平成 23 (2011) 年度より検討を行っている。

本学の中途退学率は、食物栄養学科を除くと、比較的高い水準にある。クラスアドバイザー対応やリメディアル教育が対応の中心であるが、学生個々の特性、状況等の情報を把握したうえでの指導・対応を考えていく等の取り組みが必要である。平成 27 (2015) 年度に向けて、アドバイザー制度の規程を全学的に整備して業務の明確化をはかり、また進級要件も明確に設定する。

【資料 2-3-10 退学者数の推移】 【資料 2-3-11 進級勧告資料】

6) 学生による授業評価等

全授業について、無記名アンケート形式の「学生による授業評価」を実施し、集計結果（自由記述を含む）は各担当教員にフィードバックするとともに、事務局での閲覧を可能にしている。平成 22（2010）年度に CEDS 内に「授業評価アンケート作成プロジェクト」を設けて検討を行い、平成 23（2011）年度から様式を改訂した。改訂の主な留意点は、教員の FD 向上に資する情報を提供できること、全学で効率的にデータ処理が行えること、経年的な評価推移・授業分析に堪えうる評価項目とすること、教員へのフィードバック情報を改善すること等である。授業評価アンケートの実施については、授業終盤だけで当該授業の改善には役立っていないこと、教員側の改善策や反応をフィードバックする仕組みがないことが課題である。

他に、キャンパス内に意見箱を設置する「Voices 制度」を設けており、教室環境等へのクレームがあった場合には、その都度対処している。

【資料 2-3-12 学生による授業評価アンケート用紙】

【資料 2-3-13 Voices 委員会規程】

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

＜リベラルアーツ学部・人間科学部＞

中途退学防止策の中心であるアドバイザー体制とリメディアル教育に、いずれも改善の余地がある。アドバイザー体制は、業務の範囲を明確にするなど、体制整備を進める必要がある。リメディアル教育については、講座や「テヅカドリル」の参加率を高めるため、授業やアドバイザー体制との連携などの方策が求められる。

授業評価アンケートについて、中間評価やフィードバックなどの改善をはかる必要がある。

さらに退学、停学、留年等の実態は把握されてはいるものの、その原因分析、改善へ向けての取り組みは十分とは言えない。今後は、様々な部署やシステムに蓄積される学生の学習に関する情報を一元的に統合した、「学生ポートフォリオ」（ないしは「学生カルテ」）を整備し、教職員が個々の学生を十分把握できる仕組み作りを進める必要がある。

＜大学院＞

全体としては、志願者の安定確保につとめるとともに、カリキュラムの充実・整備を進めていく。特に学生募集がふるわないメディア・言語文化コースでは、学部教育と連携した教育内容をはかるとともに、社会と時代の要請に応えられるようカリキュラムを整備し、教員の配置を行う。また臨床心理学専攻では、心理教育相談センターの施設・設備の充実と、内部進学者の増加を考慮して学部教員と大学院教員の連携を高めていく。

2－4 単位認定、卒業・修了認定等

《2－4 の視点》

2－4－① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

<リベラルアーツ学部・人間科学部>

1) 単位認定

単位認定・成績評価については履修規程に明記している。また、各科目の評価については、シラバスに「評価方法」を明記したうえで、それに基づき公正に行われている。評価方法は、「平常点」「小テスト」「到達度の確認(授業内)」「学期末試験」「学期末レポート」等から成るが、シラバスには評価割合が百分率で明示され、どの評価方法に重きが置かれているのかがわかるようになっている。

卒業年次の学生に限って一定の条件のもとで、いったん不合格と評価された科目の「再試験」を実施していたが、平成25(2013)年度から廃止した。一方で、同じく平成25(2013)年度から、通常授業終了後等に2週間程度の「授業調整期間」を設定した。休講分の補講や学期末試験にあてるほか、授業担当教員の裁量により補習や追加課題を行うことを可能としている。

成績の評価は、履修規程のとおり、秀・優・良・可・不可・欠席(試験欠席)・失格(出席不足)をもってあらわし、秀～可を単位認定している。秀～不可については、100点法の点数も合わせて成績として通知する。単位の取得状況については、資料2-4-4に示すとおりである。

GPA制度は平成20(2008)年度から導入し、学生要覧に仕組みを説明している。現在GPAは、大学独自の「帝塚山学院奨学金」の選考基準や特待生の継続判定基準として一定数を組み込んでいるほか、リベラルアーツ学部の半年留学の選考基準にも用いられている。

【資料 2-4-1 シラバス】 【資料 2-4-2 学年歴】

【資料 2-4-3 成績評価基準 履修規程】 【資料 2-4-4 修得単位状況】

2) 試験制度

各期授業の14週目以降に実施する試験を「期末試験」として学務課の管理のもとで実施してきたが、単位の実質化の観点から制度を見直し平成26(2014)年度から、15週の授業を終えた後の授業調整期間に行う「学期末試験」と、15週までの授業内で行う「到達度の確認(授業内試験)」を分け、シラバス上でも別に明記することとした。学期末試験については、学務課で時間割を作成して掲示し、問題の事前提出・保管、人数が多い場合は補助監督を手当とする等の措置を行っている。授業内試験については担当教員の裁量で行われるが、状況に応じて補助監督等の対応を行っている。

レポート試験は、学務課で題目掲示を行い、学務課への提出を基本としている。

【資料 2-4-5 履修規程】 【資料 2-4-6 試験運営に関する文書】

3) 成績開示

担当教員の成績報告は、採点簿によって行ってきたが、平成26（2014）年度からはウェブ上での入力とする予定である。成績入力・確認後、成績表を保護者宛に郵送するほか、学生はウェブ上の履修登録システムで自分の成績を確認することもできる。

学生は成績について疑義があるときは、前期科目は10月末までに、後期・通年科目は翌年度4月末までに、学務課に「成績に関する問合せ」を提出することができる。疑義申し立ては学生と教員の間で直接扱わず、事務局を通すことによって客観性を担保している。

【資料 2-4-7 履修規程】 【資料 2-4-8 成績通知書・成績証明書】

【資料 2-4-9 申し立て様式】

4) 卒業判定と進級要件

卒業判定は、卒業年次以上の学生について取得単位数・不足単位数及び内訳をもとに、学務教務小委員会の議を経て、学部教授会で慎重に決定されている。

リベラルアーツ学部の卒業に必要な最低単位数は124単位である。平成25（2013）年度のカリキュラム改訂により、25年度入学生以降、全学共通科目は各分野の必修・選択必修を合わせて44単位以上、専門科目は必修の演習科目と主専攻の専攻学習科目を合わせて33単位以上が必要としている。

人間科学部の卒業に必要な最低単位数は、128単位である。平成25（2013）年度のカリキュラム改訂により、25年度入学生以降、全学共通科目は各分野の必修・選択必修を合わせて情報メディア学科及び心理学科では36単位以上、食物栄養学科では28単位以上を必要としている。一方専門科目は、必修科目・選択科目を合わせて、情報メディア学科は72単位以上、心理学科は64単位以上、食物栄養学科は62単位以上を必要としている。

2-2-②で述べたように、本学では従来、4年次以上には履修上限単位数を設定していなかったが、加えてどの学年においても「進級要件」を定めていなかった。従って、履修単数が極端に少ない学生でも、3年次・4年次と進み専門の演習科目（ゼミ）を履修することができた。平成26（2014）年度入学生からは全回生とも48単位（食物栄養学科のみは50単位）の上限となり、2年次終了時点または3年次終了時点で一定の単位数がないと卒業延期（4年間では卒業不可）が確定することとなった。しかし、依然として進級要件は設定されておらず、今後の課題である。【資料 2-4-10 履修規程】

（3）2－4の改善・向上方策（将来計画）

<リベラルアーツ学部・人間科学部>

GPA 制度については、さらに活用範囲を広げていくことが考えられる。

各学科とも進級要件の仕組みが設けられていないことは問題で、早期に改善する必要がある。

< 大学院 >

臨床心理学専攻の専門職学位課程では、心理臨床実践訓練の充実を図るうえで、実習機関の拡充とともに、実習参加への基本的姿勢の指導、実習内容と実習報告のチェックを厳格化することで、単位の実質化をはかる。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

〈全学的取り組み〉

本学は基本方針と体制として、建学の精神である「力の教育」に基づき、社会で生きていくための力(社会人基礎力)をつけることを念頭において実施している。単なる就職テクニックの指導にとどまるのではなく、どう生きていくのかという視点もふまえて、CDA(Career Development Adviser)資格取得職員を中心に就職・進学支援にあたっている。

平成19(2007)年4月に、キャリア教育にも注力することを狙いとして「キャリア支援センター」から「キャリアセンター」と改称し、さらに、以降単なる就職支援からキャリアを意識した支援へと組織の役割を拡大するとともに、その方向を進め、企業での人事・事業管理など幅広い経験を有する人材を確保し、実践的キャリア教育にも重点をおくようになっている。【資料2-5-1 キャリアセンター規程】

1) 支援状況

小規模大学の特性を生かし、学生に対する個別対応を重視している。3年次生全員を対象に、キャリアセンタースタッフ及び数名のCDAにより、夏休み前に個別面談を実施し、個人カルテを作成して学生一人ひとりを把握すると同時に、キャリアセンターを気軽に利用できるきっかけ作りをしている。また、個別面談終了後も就職活動中の3年次生・4年次生を対象に、週2回程度CDAによるキャリアカウンセリングを予約制で継続している。

就職講座は3年次の春から開始。業界研究対策、自己理解と自己PRの基本スキルの習得、筆記試験対策、面接試験対策など、実践に役立つ講座を開講している。講座の企画、開講は外部の就職情報会社には依頼せず、スタッフが有する外部ネットワークを活用して情報を集めながら行っている。特色ある講座としては、多くの企業で選考手段として採用されている「エントリーシート」の個別面談指導がある。平成22(2010)年度以降も、人間科学部における1年次生対象の「文章表現講座」の講師(元大手新聞社ジャーナリスト)7名による添削、面談指導を夏期休暇中に実施した。学生はエントリーシートを作成した上で受講申込を行い、講師の添削を受けて書き直したものを持参して約50分の個別面談を受けるというきめ細かな指導が行われた。

これらとは別に、就職活動を終えた4年次生の支援を得ながら、面接対策、自己PR及び自己分析をテーマとした講座や企業を招いた合同企業研究会を運営している。これは3

年次生にとってより身近で生の情報が得られるものになっている。

また、教育開発・支援センターと協力して、学生の空き時間に任意で受講できるSPI(Synthetic Personality Inventory)問題を中心とした筆記試験対策講座やエントリーシート書き方講座等を開講し、学生のスキルアップにつなげている。

平成25(2013)年度の夏休みの就職試験対策集中講座及び公開講座：5日間連続の「就職試験対策集中講座」を行い、志望企業への就職を目指す66人の3年次生が受講した。また2日間公開講座を行い、本学学生6名、高校生18人、社会人11人など延べ46人が参加した。

春休みの就職試験対策集中講座及び公開講座：5日間連続の「就職試験対策集中講座」を行い、志望企業への就職を目指す50人の3年次生が受講した。また1日公開講座を行い、本学学生4名を含め13人が参加した。

【資料 2-5-2 キャリアセンター活動報告】 【資料 2-5-3 就職講座案内】

【資料 2-5-4 SPI資料】 【資料 2-5-5 就職試験対策集中講座案内】

【資料 2-5-6 春休み、及び夏休みの就職試験対策集中講座】

2) キャリアセンターの企業との連携による就活支援

平成19(2007)年度以降、大阪に基盤を持つ企業との関係作りに力を入れている。後述のインターンシップも含め、本学との太いパイプを持つ企業を開拓し、実践的キャリア教育から採用に至るまでともに考え、ともに実践できるネットワークを広げるために、キャリアセンタースタッフがコアとなって行う企業訪問はもとより、堺経営者協会、大阪府中小企業家同友会や関西電子情報産業協同組合などの地元経済団体との関係強化に取り組んでいる。また毎年1月末には本学独自で卒業生の採用企業を中心に、学生の採用に直接結びつく大きなチャンスとして、企業との協賛で合同企業研究会を実施している。平成25(2013)年度は56の企業の参加をみた。

【資料 2-5-7 合同企業研究会資料】

3) 保護者との連携

毎年2月には翌年度から3年次生となる学生の保護者を対象に、本学のキャリア支援やキャリア教育、就職状況の概況説明や、各家庭における支援依頼を目的にした説明会を実施している。特に内定が確定した4年次生のパネルディスカッションなどが高い評価を得ている。また年2回(4月、10月)「キャリアセンター便り」を全在学生の保護者宛に発行し、キャリア支援、キャリア教育の状況や、就職環境の概況などに関する情報を提供している。【資料 2-5-8 キャリアセンター便り】

4) 教職員の連携

キャリアセンターが事務局となって、キャリア支援に関する情報交換や、教員への情報提供、協力依頼などに取り組んでいる。平成21(2009)年度からは両学部合同の会議が定期的で開催され、情報の共有を含め大学が一丸となって就職問題に取り組んでいる。平成25(2013)年10月にはキャリアセンター主催で「キャリアカウンセラーによる教職員セミナー」を開催し、キャリアカウンセリングの必要性についてさらに理解を深めるよう試みた。

平成25(2013)年度の卒業生の就職(内定)率については58.6%という結果であった。平成21(2009)年度までの内定率は70%以上を持続していたが、前述のような就職支援を実施したにも拘らず、一昨年秋以降の急激な経済状況の悪化により、企業からの求人数が激減し、厳しい結果となった。

【資料 2-5-9 キャリアカウンセラーによる教職員セミナー案内】

【資料 2-5-10 過去3年間の就職状況】

〈キャリア教育支援／教育課程内取り組み〉

1) 基本方針

キャリアというものを仕事を軸にした生き方全体ととらえ、先ず大学本来の目的である自らの意思で学問に取り組む姿勢を培うことが、将来のキャリア形成にきわめて重要な意味を持つことになるという認識に立って、初年次からのキャリア教育に力を入れている。自ら考え進路を選ぶ素地を身につけること、スキルを習得し、実践を通しての学びを重視している。

2) キャリア教育科目

リベラルアーツ学部では前期に「大学基礎講座Ⅰ(大学での学びと経験)」、後期に「大学基礎講座Ⅱ(ライフデザイン)」を、人間科学部では前期に「大学基礎講座」、後期に「ビジネス基礎講座」を開講し、教員とキャリアセンターが協力して運営している。「大学基礎講座」は、高校から大学へのスムーズな移行を促すとともに、大学での学びに必要なスキル(情報収集、論理思考など)の基本を習得させることを狙いとしている。「ビジネス基礎講座」は、将来の進路を意識しながら何を学ぶかを考え、社会の動きを理解し、情報を得るための基本的なスキルや知識を習得することを狙いとしている。本学の卒業生を含めたビジネス界で活躍する方々をゲスト講師として招き、話しを聞く機会も提供している。【資料 2-5-11 授業科目の概要】

〈インターンシップ〉

本学ではインターンシップに力を入れ、学生には1年次から参加することを推奨し、リベラルアーツ学部、人間科学部の両学部において単位認定を行っている。参加者は平成21(2009)年度には63人であったが、平成25年度(2013)には53人となっている。実習先の確保には教職員の人的ネットワークを活用した自力による開拓のほか、堺経営者協会、和歌山経営者協会、南大阪地域大学コンソーシアム、大学コンソーシアム大阪、大阪府雇用開発協会などによるインターンシップのマッチングも活用している。

【資料 2-5-12 インターンシップ参加者の推移】

大学院

人間科学研究科臨床心理学専攻：専門職学位課程は修了後すぐにではなく、臨床心理士資格試験の合格と資格の交付を待って実務に就くことになるが、学修課程そのものが外部機関や地域社会との直接的関係を有しているので、実習での良好な実績が就職につながるケースが少なくない。また外部への広報や教職員レベルによる長年の連携が奏効し求人情

報が常時大学院事務室に入ってきている。求人情報は就職情報データサーバーに格納され、学生及び修了生は外部からアクセスできるようになっている。修了生のための研修の場として毎年開催している研究会は在学生との関係づくりにもなり、就職につながる情報源にもなっている。

人間科学研究科人間科学専攻：学生の個性・能力・傾向をふまえた個別対応を重視している。学部の学生と同じように、スタッフ及び数人の CDA による個別面談に加えて、大学院教員の個別面談によるキャリアカウンセリングも行われている。また学部生対象の業界研究対策、自己理解と自己 PR の基本習得、筆記試験対策、面接試験対策などの実践に役立つ「就職講座」に自由に参加できる体制をとっており、インターンシップへの参加やゼミでのサポート環境も整えられている。

(3) 2-5の改善・向上方策

平成19(2007)年度から開始したキャリア教育を重視した取組みは6年が経過したところである。学生が気兼ねなく相談できるキャリアセンターを目指し、情報の充実化はもとより職員全員による情報の共有化を推進するとともに、センター内勉強会による職員の学生への対応力の強化を図っている。

今後の改善方策としては、学生の個別支援の強化、キャリア講座のリニューアル、ゼミ担当教員との連携の強化、採用企業の拡大、プロジェクト型インターンシップの強化を具体化していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6をほぼ満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価の工夫及び開発

学部の教養・専門教育の質保証、また教育課程編成方針の成果を問う意味でも教育目的の達成状況の点検・評価は重要と考えており、その立場から、以下の諸点からの評価を行っている。

〈リベラルアーツ学部・人間科学部〉

1) 学修状況と学修への意識

学生の学修状況や学修への意識については、毎年、前期・後期に「学生による授業評価アンケート」により、客観的なデータを収集しつつ点検評価に努めている。学生による授業評価は各授業担当者にその結果をフィードバックするとともに、学部毎に集計して冊子に

まとめて学内公表している。この冊子は教職員が閲覧できるように学務課に常置している。また学生の単位修得状況は、資料 2-6-2（データ編表 2-7）に示すとおりであるが、学生の達成状況の点検・評価については、各学生の単位取得情報が 1－2 年生は各アドバイスクラス担任、3－4 年生はゼミ担当教員に報告されるとともに、教授会での卒業判定会議等にも報告され、実施されている。

さらに学生生活の満足度の調査については、卒業時に実施しているが、「1. 満足している」「2. ほぼ満足している」と回答している学生が多かった。「1. 満足している」「2. ほぼ満足している」と回答している学生が多かったという結果を得ている。

【資料 2-6-1 学生による授業評価アンケート】

【資料 2-6-2 平成 25 年度 学生修得単位状況】

【資料 2-6-3 平成 25 年度 卒業時における学生生活の満足度調査】

2) 卒業後の進路状況

就職状況については、卒業時に実施する就職現況調査をキャリアセンターで集計し、卒業後の就職指導の基礎データとして利用している。データは逐一教授会にも報告されている。資料 2-6-4（データ編表 2-10）に示すように、平成 25 年度の卒業生の動向は、リベラルアーツ学部 119 中、就職者は 104 人（就職内定率については、59.6%という結果であった。）人間科学部 307 中、就職者は 270 人（就職率 57.8%）である。平成 23 年度、平成 24 年度からの推移では、平成 24 年度を境に大きく減少しており、平成 25 年就職状況は大変厳しく、キャリアセンターでのインターンシップ等の活動を拡充することにより、就職率の向上をめざしている。 【資料 2-6-4 平成 25 (2013) 年度 就職状況】

3) 資格取得状況

資格取得状況については、資料編資料 2-6-4 に示すとおりで、学務課により数値データも含めて把握されており、各資格関連の委員会では状況について情報共有と改善点の協議がなされている。今後はこれら資格取得者の採用先の確保が臨まれる。

【資料 2-6-5 資格取得状況】

〈大学院人間科学研究科・専門職大学院〉

学生の学修状況は、前期・後期の授業の終わりで、「学生による授業評価アンケート」を実施して結果を教員にフィードバックして、教育内容の改善に活用している。また卒業時に、学生に対して学生生活の充実度、満足度の調査を行っている。

【資料 2-6-6 大学院学生生活の満足度調査】

2－6－② 教育内容・方法及び学修指導の改善に向けての評価結果のフィードバック

前項で述べたとおり、教育内容・方法・指導等の改善を行うためのフィードバックの仕組みとして、学生による授業評価アンケートの結果は各科目担当の教員に報告される。またシラバスの整備により、教育内容の明確化と学修指導の徹底を図っている。

〈リベラルアーツ学部・人間科学部〉

1) 学生による授業評価アンケート

前期・後期の末に学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を冊子としてまとめ、学内で開示すると同時に、各教員には担当科目のアンケート結果を個別に返し、教員はこの結果を参考に次年度に向けての教育内容や教育方法の見直しと改善を行っている。

2) シラバスの作成要領の基準化

シラバスの作成については、毎年度、学務課よりシラバス作成マニュアルが配付され、そのなかで、授業の目標、概要、半期15回の各授業計画の記述を徹底するとともに、学修評価の方法について学生にわかりやすいようにシラバスを作成するように努めている。

【資料 2-6-7 平成25(2013)年度 シラバス作成マニュアル】

3) 学修時間の確保

学生の学修時間の確保については、シラバスの中に「予習・復習に必要な時間、又はそれに準ずる程度の授業外における心理的援助と連携学習内容に関する具体的指示を設定している。

【資料 2-6-8 平成25(2013)年度シラバス作成マニュアル】

4) 教育内容・方法の改善

教育内容・方法の改善については、学生による授業評価を通して一部実施できたものの、十分とは言えず、今後は学生の授業評価結果に対して教員側のコメント、授業改善案の提出を求めるという双方向的な評価活動を実施していく必要がある。また学生の学修時間の確保という点では、シラバスに予習や復習の具体的な指示を徹底すること、また学修時間の確保を意識させる学生生活アンケートの実施を計画するなど、改善が必要である。

人間科学部では、キャリア教育に関するアンケート及び面接調査を全学生に対し実施している。アドバイスクラス及び3・4年次ゼミを活用して実施し、その結果を教員にフィードバックしている。

〈大学院人間科学研究科・専門職大学院〉

学修状況については、大学院教員により十分把握されており、毎月の専門職大学院では臨床心理専攻科会議で学修状況に問題がある学生については対応が検討され実施されている。また授業評価アンケート結果を担当教員にフィードバックして、教育内容の改善に活用している。また卒業時の調査では、特に実習機関での指導、ロールプレイを通しての面接技術のトレーニング、ケースカンファレンスによる臨床実践力の向上など、教育内容の充実度、指導のきめ細やかさを挙げる者が多い。

【資料 2-6-9 大学院学生生活の満足度調査】

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

〈リベラルアーツ学部・人間科学部〉

今後は卒業時の教育目標達成状況を客観的・継続的に、かつ学生全体のみならず学生個別に把握するシステムを構築する。また学修指導の改善は、現在のFD活動をさらに強化

する一環として、学生の授業評価に対する教員側のコメントと改善点を求め、それを学内で開示するという方向で実施することで、各学部、学科、研究科の教育目的を教育課程に十分反映されるように努めていく。また学生の学修時間の実態を把握するために、学生による授業評価アンケートの中に授業外学修に関する設問を設けることで具体化していく。

さらに生涯を通じた持続的な就業力の育成をめざし、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けたキャリア教育等に取り組む体制を整えるとともに、学士力を確保し、資格取得等に対する対策支援や就業力向上のための教育課程の編成に取り組む。

<大学院>

日常の学生と教員との個別的な相互交流の中で、学習成果は学生個々にフィードバックされ、また教員の指導方針や方法の修正、改善は行われている。しかし、高度専門技能の修得をはかるためには、学生個々の達成度、個性にあわせて、学外、学内の実習の充実と管理、評価方法の拡充をはかる。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を十分に満たしているとは言えない。

(2) 2-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

本学の学生サービス、厚生補導のための組織の設置及び機能については、事務局学務課が学生対応の直接的な窓口となっており、内容に応じて学生部委員会、Voices委員会、学生相談室、医務室、キャリアセンター、事務局総務課などの部署と連携する組織的体制が組まれている。学生からの要望は、各アドバイザー教員及びゼミ教員はもとより、学務課窓口、Voices箱(投書箱)など複数の経路で汲み上げられ、情報はまず学務課(Voicesへの投書は総務課経由で)に集約される。そのうち経済的支援に関するものは奨学金や各種スカラシップへの申し込みとして学務課で受け付けた後、学生部委員会で検討される。

【資料 2-7-1 帝塚山学院大学奨学金規程】

学内施設設備に関する要望は学務課が総務課と連携して対応している。学生の悩みや心身の問題に関しては、学生相談室や医務室と連携しつつ学務課がこれらの部署との情報共有を図って学生を支援している。学生への就職情報の提供や就職活動への支援はキャリアセンターが行い、学務課経由で学生が紹介されることもあれば、学生が直接キャリアセンター相談窓口に出向いてサポートを受けることもできる。また学習面、精神面での障害に

より統合的なケア、サポートが必要な学生については、学生ケア連絡会を核とした教育開発・支援センターと学務課、学生相談室の連携共同による学生支援システムが組織されており、ケースに応じて対応を協議し、支援活動を行っている。

【資料 2-7-2 学生ケア連絡会内規、及び学生支援フローチャート】

厚生補導に関しては、学生生活全般に関するサポートを基本的には各アドバイザー教員及びゼミ教員が行っている。学生によるルール違反（喫煙・駐輪駐車違反・不正行為・問題行動・事件事故など）が生じた場合は、学務課が把握した情報はアドバイザー教員及びゼミ教員に伝えられた後すみやかに学生部に報告され、違反内容の軽重に応じ、段階的な懲戒処分を行っている。

本学の学生サービス、厚生補導については、上記のとおり、学務課が主な窓口となり、問題の対応には学生部委員会が中心となり学生部委員の教職員等が、学生生活に関する厚生・指導を行っている。その他、医務室、学生相談室、教育開発・支援センター、学科研究室事務、総務課、キャリアセンター等、大学教職員全員が各部の役割において、「スチューデント・ファースト」を合言葉に、学生サービスの向上や厚生・指導に取り組んでいる。特に学生生活と健康に関する問題については医務室、学生相談室、教育開発・支援センターと連携して問題に対応している。

【資料 2-7-3 医務室規程】 【資料 2-7-4 学生相談室規程】

【資料 2-7-5 教育開発・支援センター規程】

2) 経済的支援

本学の学生に対する経済的な支援は、学業成績や人物が優良で経済事情によって修学が困難になった学生に学資を貸与または給付される奨学金制度と、学生生活を支援するためのスカラシップ制度の二種類を大きな柱とする。

【資料 2-7-6 帝塚山学院大学 奨学金規程】

①奨学金制度（貸与及び給付）：学資の貸与または給付の主な制度としては、日本学生支援機構の奨学金のほかに、財団法人小野奨学会が本学に応募枠を設定している「小野奨学金」があるが、これに加えて本学独自に「帝塚山学院大学奨学金」を設けている。

日本学生支援機構の奨学金は追加採用も含めると、希望するほとんどの学生に支給されている。給付の奨学金については、採用数が少ないため学業成績、人物評価が優秀であっても多くの採用者を期待するのは難しいが、新入生のみが応募できる小野奨学金は、卒業まで給付が続くため採用学生には大きな恩恵となっている。

帝塚山学院大学奨学金は、大学独自の奨学金として、成績優秀な学生も割合を決めて組み込んでいるが、昨今の状況に鑑み経済事情を重視して給付している。本奨学金は基準 4-1 で述べた中途退学者対策としての意味や、授業料の四期分割納付や納付期限延期などの対策とともに、家庭の経済事情の急変した学生の緊急支援の意味も併せ持っている。

他にも大阪府育英会などの、地方自治団体、財団法人、民間団体等から、給付または貸与奨学金の募集がある。各団体からの募集依頼を受けて学生に通知している。奨学金を貸与・給付された学生数は資料 2-7-7（データ編表 2-13）のとおりである。

①スカラシップ制度（給付及び助成）：学生生活への支援プログラムとして、上の奨学金制度に加えて、データ編資料 2-13 のようなスカラシップ制度を設けている。これは学生生

活の充実に資することを目的とする本学独自の支援制度である。スカラシップを給付・助成された学生数はデータ編資料 2-13 のとおりである。

【資料 2-7-7 奨学金貸与・給付状況】【資料 2-7-8 スカラシップ給付状況】

これらの奨学金とスカラシップ制度については、「入学案内」及び大学ホームページに年間の採用スケジュールと共に、また「入試ガイド」にも記載している。また、年度初めなどに奨学金についてのガイダンスや説明会を開催する一方、学内掲示により募集等の情報を提供している。選考は書類審査と個別の面接の後、各学部の学生部小委員会及び両学部合同の学生部委員会で検討・審議し、教授会での承認を経て決定している。

【資料 2-7-9 入学案内】【資料 2-7-10 入試ガイド】

【資料 2-7-11 大学ホームページ】

海外に留学する学生への支援プログラムとしては、協定校への交換留学生及び国際交流基金による留学生に対して「留学スカラシップ」の助成がある。留学プログラムが定める条件に適合し選抜試験で選抜された者を対象として、協定校への交換留学生には派遣先の授業料を免除するとともに、寮費程度を支給し、国際交流基金による留学生には留学費用補助支給を行っている。

【資料 2-7-12 海外研修留学に関する内規】

3) 課外活動への支援

大学は学問研究・真理探究の場であると同時に人間形成の場でもある。課外活動は個性や能力を伸ばし、協調性豊かな幅広い人間的成長を遂げるための重要な活動と位置づけ、本学ではクラブや同好会の活動を支援している。

「帝塚山学院大学学生会会則」に定められているように「建学の精神に基づき学生の自治により、学生生活の充実に図り、学生相互の親睦を深め、誠実にして有能な人格を養うことを目的」（同会則第 2 条）として本学に学生会が置かれ、平成 25(2013)年度、クラブ（体育系クラブと文化系クラブ）・サークル・同好会が学生会執行委員会の統括の下、複数キャンパスで学部を越えて活動している。本学の学生の課外活動については、主に大学が代理徴収した学生会費（年額 6,000 円）によって学生会が主体的に行っている。クラブ活動と大学祭（葡萄祭）の開催が主たる活動であり、学生会のマネジメント活動がこれを支えている。また大学として、クラブやサークルに対して活動資金の支援も行っている。

【資料 2-7-13 学生生活案内 学生会会則】

大学からの支援としては、クラブ活動のための設備の開放、設置と拡充、クラブ運営の事務作業の助言と人的サポート、教育後援会費による経済的支援が挙げられる。狭山、泉ヶ丘両キャンパスのクラブルームやクラブハウス、体育館、グラウンド、テニスコート、多目的コート、茶室、そして教室等は、年間を通じて、授業に支障のない限り課外活動の場として提供される。施設の利用は、通常夜間 9 時まで認められるが、大学祭期間中は、教室、体育館、駐車場等は全面的に開放され、事前準備から片付けに至るまでの活動が支援される。クラブハウスやグラウンドの保全、コートの設置や野外照明の設置、音楽用スタジオや楽器倉庫の設置などを大学が行う。事務作業の助言とサポートについては、大学学務課職員がその都度対応し、学生会のクラブ連絡会議にも事務職員がオブザーバーとして参加し、円滑な運営となるように助言が行われている。合宿や対外試合に対しては申請

に応じて学生会等補助費から支給されている。【資料 2-7-14 学生の課外活動への支援状況】

大学祭（葡萄祭）については、前述の学生会費によって学生会が自主的に運営しているが、大学は準備作業段階から活動をサポートし、地元住民への説明や当日の警備員の増強など、近隣住民への配慮も十分に行っている。大学側もそのための予算を計上しており、準備設営にも教職員が積極的にボランティア参加している。

学生会はこうした活動を支えるマネジメント組織であり、その規約、役員構成等については「学生生活案内」に掲載されている。学生会に対しても、クラブ連絡会への事務職員の派遣や事務作業への助言、人的サポートなどが行われている。なお、前項の学生に対する経済的な支援で触れた「スカラシップ制度」の中の「キャンパススカラシップ」は、課外・自主活動及びクラブ活動で活躍する学生への支援を行うものである。

【資料 2-7-15 学生生活案内 学生会会則】

【資料 2-7-16 学生生活案内 キャンパススカラシップ】

4) 健康相談、心的支援、生活相談等

学生に対する健康相談については、両キャンパスの医務室で看護師資格を有した専任職員各1名が随時対応している。また、泉ヶ丘キャンパスに医療相談室を設け、医師資格を有した本学教員が健康に関する相談に応じている。

心的支援・生活相談は、医務室でも応じているが、主として学生相談室が対応している。学生相談室は心理学科の教員が室長として統括し、臨床心理士有資格者の嘱託カウンセラー1名とアルバイトカウンセラー2名、さらにアルバイト補助相談員が相談に応じている。相談内容の秘密は厳守される。生活相談については日常的には学務課窓口、アドバイスカラス担当教員、ゼミ担当教員が直接対応し、必要に応じて学生相談室などに紹介している。

【資料 2-7-17 学生相談室活動報告】

入学後、前期の講義開始前に実施している保健調査、内科検診、胸部X線検査が学生ケアの起点となる。保健調査では既往症や現在の健康状態について記述を求め、問題のある学生の早期発見に努めている。また、学生相談室のアンケート調査の結果も突き合わせながら、面接を行うなどして対応している。胸部X線検査では結核感染検査の必要性を説いた検診要綱を配付している。【資料 2-7-18 検診要綱】

狭山キャンパスも男女共学となった平成19(2007)年度からはAED(Automated External Defibrillator)を設置し、各運動部に救急用品セット収納鞆を配布した。平成20(2008)年度は全学生を対象として麻しん罹患歴、ワクチン接種歴を調査し、ワクチン未接種者に対しては接種を促した。予防接種制度の改正に伴い、新入生の保護者宛に入学前の麻しんワクチン接種勧奨文書を送付し、集団発生の予防に努めている。運動系クラブ所属学生、及び夏期海外研修留学参加者、介護等の実習に臨む学生には心臓検診を実施している。また、大学祭では、模擬店を出店する学生対象に、食品衛生について食中毒予防の説明をし、食中毒菌の検査を実施している。

キャンパス内の飲料水の水質についても残留塩素測定法による定期的な残留検査を実施している。

医務室の利用状況については、近年、利用者数だけではなく利用のあり方そのものに変

化がみられる。データ編の表 4-8 にある利用者数は延べ人数で、同一学生が健康不安、体調不良を訴えて来室するケースも含まれる。【資料 2-7-19 医務室報告】

心的支援及び生活相談としては、面接以外にもグループワークや適性検査などのサービスも行い（学生相談室）、検査結果は個人にフィードバックしている。メンタルヘルス体制としては入学時と 4 年次生になる時期に GHQ(General Health Questionnaire)を施行し、不安や悩みを抱える学生の早期発見に努めている。

また臨床心理学専攻大学院学生・学生相談室の合同によるユニークな取組みとして、平成 20 (2008)年度から学部学生へのメンタルヘルスケア体制のための「ピア・サポート」（通称「よろず」）を運用している。スタッフは学生相談室長・学生相談室カウンセラー、大学院学生、大学院研究生（本大学院修了生）であり、専用の部屋を確保し、キャンパス内で孤立しがちな学生やコミュニケーションがうまくとれない学生たちのための「居場所」の提供と相談活動を行っている。【資料 2-7-20 精神健康調査】

【資料 2-7-21 学部学生へのピアサポート（よろず）の活動】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生サービスに対する学生の意見を汲み上げる仕組みとしては、まず教職員による学生部委員会があり、学務課・総務課窓口、学生会、生活相談に応じるゼミ担当教員、クラス・アドバイザーから学生サービスに対する意見を汲み上げている。

加えて Voices という意見箱を設置し、これに投函された学生からの意見等については、学生部委員会とは別に教職員で構成された「帝塚山学院大学 Voices 委員会」が検討した上で、大学としての回答を文書にて公表し、投函者本人には大学から直接回答を送っている。また、学生会も独自に「学生会意見箱」という制度を設けている。学生会の意見は学生部委員会に汲み上げられる。【資料 2-7-22 Voices 委員会規程】

セクシュアル・ハラスメントについては、セクシュアル・ハラスメント問題委員会を設置し、大学の定めたガイドラインに従い、両キャンパスに配置されている相談員（委員会が選出。半数以上が女性）が相談に当たっている。学生には「学生生活案内」の冊子巻末にこの「ガイドライン」を掲載して詳しい情報を提供するようにしている。相談窓口以外の相談についても、相談員でなくとも誠実に相談に応じる義務を負うことになっている。必要な場合はセクシュアル・ハラスメントに関する各種特別委員会（事実調査委員会、問題委員会）を経て、学長が必要な措置を講じる。

食堂とカフェテリアに関しても、総務課が学生と教員に対してアンケートを実施し、委託業者に伝えてメニュー、質、量について改善を図るなど対処しているが、十分とは言えない。

【資料 2-7-23 セクシュアル・ハラスメント問題委員会規程】

【資料 2-7-24 セクシュアル・ハラスメント問題委員会相談窓口に関する規程】

【資料 2-7-25 セクシュアル・ハラスメント問題委員会事実調査委員会規程】

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスのための組織、体制については十分に整備され、機能しているとは言えな

い。まず 1、2 年次に退学して行く可能性のある学生に対しては積極的な方策を考える必要がある。具体的な方策として、学生全員が参加する啓発プログラム（イベント等）を入学時や 2 年次初頭に催し、大学側の支援体制について十分に周知させることを検討している。この周知によって、学生生活の継続、課外活動の活性化が促進されるものと考えられる。

課外活動については様々な支援を行っており、施設も整備されているが、手狭になりつつある運動場の拡大が課題として残されている。また、バイク等の通学者に対する安全への注意喚起と併せて進めている登録や取り締まりの強化、方法の見直しについては、問題の未然防止という観点からも、学生部を中心になお検討を続けていく。

経済的支援としては学内の奨学金のさらなる充実を目指す。新たに奨学金を提供してもらえる外部団体を開拓することも必要である。成績優秀者への新規奨学金制度、世帯年収の低い学生に対する授業料減免等も検討していく。健康相談、心的支援、生活相談等については、各キャンパス医務室での医務員不在時の体制を早急に作り、悩みや不安など不適應問題を抱える学生に対する予防的、治療的支援体制の拡充も進める。

学生の保護者からの意見集約に関しては、大学祭の期間に保護者の集まれる場所を作り、保護者間の交流、大学への相談や意見聴取の場とする。また、大学が発行する機関誌「大学通信」に保護者からの大学への思いや意見を寄稿する欄を設けるなど、意見の公開と交流の場を設けることで、本学の学生サービスのための組織と体制に保護者の意見も反映されるようにする。

大学における学生サービスの体制及び学生の意見等を汲み上げる仕組みはあり、情報も議事録や教授会、大学評議会への報告を通じて学内に公開されている。小規模の大学であることから、学生と教職員のコミュニケーションは密であり、意見の汲み上げもスムーズに行われていることが特色である。経済的な面では、適切な支援が行えるよう協議を重ねている。日本学生支援機構をはじめとする奨学金に加えて、帝塚山学院大学の奨学金やスカラシップを設け、優秀な学生や経済的な事情を抱える学生を支援している。また、授業料の分納や延納の措置を講じ、授業料未納による除籍・中途退学者を出さないよう努めている。課外活動は、学生会費による学生の自主的運営と、教育後援会による補助、及び大学の設備面や人的なサポート体制によって円滑に行われている。現在、狭山、泉ヶ丘両キャンパス間を結ぶシャトルバスが整備され、教育開発・支援センターが運営されていることによって、両キャンパス間の学生や教職員の交流が活発になり、それぞれのキャンパスの学生サービスも共有されるようになっていく。

しかし、学生が大学生活を楽しめる教育環境の整備という点では、学生のニーズ、不満足に思っていることなどの精査は十分とは言えず、また大学全体の組織的な情報収集システムは構築できていない。早急に学生のニーズをくみ上げ、分析していく体制の整備が必要であり、その一環として、「学生の大学生活満足度調査」「大学生活実態調査」を企画、実施していくとともに、学生ニーズに即応できる教育環境の改革改善システムをつくる。

また学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等についても適切に行われていると考えられるが、今後は大学全体として学生個々への効果的な支援を可能にするために、学生個々の情報を一元管理できる「学生ポートフォリオ」システム作りを進める。

【資料 2-7-26 「大学通信」】

【資料 2-7-27 学生部委員会議事録】

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

〈リベラルアーツ学部・人間科学部〉

本学の教員はデータ編表 F-6 に示すとおり、学部（2 学部）、大学院（1 研究科 2 専攻）に配置されている。平成 25 年 5 月 1 日現在の本学の学部学科別設置基準数を示すと、図表 2-8-1 のとおりである。各学部、学科ともに専任教員数、及び教授職数は大学設置基準が定める必要専任教員数及び必要教授数を十分に満たしており、少人数での授業展開や学生指導が可能な体制をとっている。

専任教員の年齢構成は、資料 2-8-1（データ編表 2-15）に示すように、リベラルアーツ学部では 50 歳代及び 60 歳代、人間科学部では 60 歳代の教員が最も多い（平均年齢は 54 歳、リベラルアーツ学部 52 歳、人間科学部 56 歳）。平均年齢を学科別に見ると、リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科 52 歳、人間科学部情報メディア学科 54 歳、心理学科 53 歳、食物栄養学科 60 歳である。表 2-8-2 に示すとおりである。専任教員の年齢は 20 歳代から 80 歳代までの広がりを見せているが、学部において 60 歳代以上の教員が 5 割近くを占め、高齢化がみられる。他方、女性教員の比率は、我が国全体の値（18 年度 10.5%、私立大学では 12.3%）を上回っている。

職位別平均年齢は、リベラルアーツ学部では、教授 55 歳、准教授 43 歳、専任講師 34 歳、助教 27 歳であり、人間科学部では、教授 60 歳、准教授 46 歳である。職位別の最少年齢は、リベラルアーツ学部では教授 45 歳、准教授 32 歳、講師 31 歳、助教 27 歳であり、人間科学部では教授 47 歳、准教授 36 歳である。専任教員に占める女性の比率は、リベラルアーツ学部 31.6%、人間科学部 34.2% である。

【資料 2-8-1 専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成】

〈大学院人間科学研究科・専門職大学院〉

図表 2-8-2 に示すように、大学院人間科学研究科臨床心理学専攻は、専門職大学院設置基準に基づき入学定員に対して必要な教員が専任教員として適切に配置されている。人間科学専攻においては大学院設置基準に基づき十分な教員数が配置されており、学部の専任教員が兼担と

して大学院授業科目を担当している。

【資料 2-8-2 専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成】

図表 2-8-1 平成 2 5 年度 各学部の学科別専任教員配置状況（大学設置基準との関係）

所属		収容 定員数	大学設置基準		本学		専任教員数充 足率	教授 充足率
			専任教員数	教 授 数	専任教員数	教 授 数		
リベラルアーツ学部	リベラルアーツ学科	800	12	6	38	31	3.2	5.2
人 間 科 学 部	情報メディア学科	360	8	3	14	9	2.3	3
	心 理 学 科	600	11	4	11	5	1.4	1.3
	食物栄養学科	320	9	4	10	9	1.3	2.3
大学全体の収容定員に 応じた専任教員数			22	11				
合 計		2,080	62	28	73	54	1.3	1.9

図表 2-8-2 平成 2 5 年度 大学院専攻別専任教員配置状況

所属		収容 定員数	大学院設置基準		本学				専任教員 数充足率	教授 充足率
			専任教員数	教 授 数	専 任 教 員 数			教 授 数		
人間科学研究科	臨床心理学専攻 (専門硕士学位課程)	40			専 任	専 他	実務家			
	6		3	4	2	2	6	1.3	2.0	
	人間科学専攻	20	8	4	14			13	1.8	3.2
合計		60	14	7	22			19	1.6	2.7

※人間科学専攻の教員は学部の専任教員が兼任

2－8－② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、F D (Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員の採用については、大学全体及び学部・研究科の教員構成・ニーズ・継続性をふまえ、採用人事選考委員会、学部教授会、大学評議会、理事会等での慎重な審議プロセスを経て適正に行われている。

教員の昇任については、同様の審議プロセスにより適正に行われているが、職位ごとの定員は設定していないため、結果的に全学的に准教授・専任講師・助教の割合が小さく、

バランスに欠ける面が生じている。

1) 採用・昇任の方針

建学の精神に基づく大学の使命・目的の達成に寄与する教育・研究者を任用することを、教員人事における基本方針としている。この基本方針に則り、教育・研究及び経営という双方の視点から必要性を認めた場合及び大学全体として必要であると判断した場合に、新規採用及び在職教員の昇任を行っている。

教員の採用に関しては、「学校法人 帝塚山学院 大学専任教員採用に関する手続規程」、「帝塚山学院大学 特任教授採用規程」、「帝塚山学院大学 外国語特任教員採用規程」及び帝塚山学院大学 大学院特任教授採用規程」に基づいて行われており、採用計画の立案は、各学部教授会の議を経て、大学評議会が行う。学長は大学評議会の承認を経た人事採用案件を任期制大学教員採用計画書により学院長を通して理事長に提出する。学長は、理事長による「任期制大学教員採用計画書」の受理をもって任期制大学教員を公募する。学長は、大学評議会の議を経て、採用人事選考委員会を5人の教員で構成する。採用人事選考委員会は応募者の中から一定数の候補者を業績評価等により選考する。採用人事選考委員長は、面接及び模擬授業の後、1名に選ばれた候補者について必要書類と報告書を付して、学長に選考結果を報告する。報告を受けた学長は、選考結果を、当該学部長を通じて、当該教授会の審議に付す。学長は、当該教授会が選考結果を承認した場合、関係書類を添えて「任期制大学教員採用申請書」を、学院長を通じて理事長に提出する。理事長は、当該申請書を理事会常務委員会の審議に付し、理事会常務委員会が採用の決定を行う。

【資料 2-8-3 大学専任教員採用に関する手続規程】

【資料 2-8-4 特任教授採用規程】

【資料 2-8-5 外国語特任教員採用規程】

【資料 2-8-6 大学院特任教授採用規程】

【資料 2-8-7 大学専任教員採用に関する手続規程】

教員の昇任については、「学校法人 帝塚山学院 大学専任教員採用に関する手続規程」に基づき行われている。学部長は、教授会の議を経て、准教授以下の任期制大学教員の昇格人事計画書を学長に提出する。昇格の基準は、「帝塚山学院大学専任教員の選考基準に関する規程」による。学長は、当該学部長の推薦により、昇格人事審査委員会を5人の当該学部教員によって構成する。昇格人事審査委員会は、勤務・業績評価報告書と審査結果報告書をもって、学長に審査結果を報告する。報告を受けた学長は、審査結果を、当該学部長を通じて教授会の審議に付す。当該教授会が任期制大学教員の昇格人事の審査結果を承認することをもって、当該教員に任期制大学教員の契約満了後、専任大学教員として採用される条件が生じる。学長は、当該教授会が審査結果を承認した場合、関係書類を添えて「専任大学教員採用申請書」を、学院長を通じて理事長に提出する。理事長は、当該申請書を理事会常務委員会の審議に付し、理事会常務委員会が採用の決定を行う。任期制教授を雇用契約期間を超えて継続雇用する場合は、特任教授として雇用する。備任教授の採用に関しては、前述の「帝塚山学院大学 特任教授採用規程」、「帝塚山学院大学 外国語特

任教員採用規程」及び「帝塚山学院大学 大学院特任教授採用規程」の定めるところに基づいて行われる。その他、教員の授業担当時間については、所属学部、学科により担当時間数にややアンバランスがみられる。

2) F Dの実施計画体制、実施の状況

F Dの取組みについては、現在は、F D推進委員会を設置し、教育開発支援センターやメディアセンター等によるセミナーが開催されているが、全学的な教育改善に向けての具体的な方向・指針、組織的な取組へとは進んではいない。

【資料 2-8-8 F D推進委員会規程】

【資料 2-8-9 共同研究について】

【資料 2-8-10 教育開発支援センター主催のセミナー等活動記録】

【資料 2-8-11 メディアセンター主催のセミナー等活動記録】

〈大学院人間科学研究科・専門職大学院〉

大学院人間科学研究科においては、教員が学外の専門家と交流することでその専門性をより高める努力を継続的に行っている。大学院カリキュラムにおいて実施されている集中講義においても、学外の専門家を外部講師として招いており、集中講義が終了した後に教員や大学院学生と研究交流会を行ったり、教員が担当している大学院授業にゲストとして、ディスカッションに加わってもらったりしている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

平成21(2009)年度よりリベラルアーツ学部ならびに人間科学部の2学部体制とした本学は、リベラル・アーツ・カレッジとして「総合的教養教育」に重きを置き、実践に力を注ぐ姿勢を明確にする立場から、リベラルアーツ学部と人間科学部の両学部に通ずる教養科目として、各学部とも導入学習科目と、健康管理科目や外国語科目を含む学部共通科目あるいは共通基礎科目を設置している。教養教育の編成方針の策定等については、教務委員会が時間割と担当者の配置を行っている(データ編表 2-5)。教養教育科目を担当する教員は両学部にも所属しており、専門科目とともに教養教育も担当している。

また学部教育内にキャリア教育を導入することで教養教育を充実させる措置を講じており、キャリアセンターが学部と連携して低年次生用のキャリア教育を実施している。キャリアセンターのキャリア教育担当者が「大学基礎講座」の運営に協力し、初年次キャリア教育を担当している。

なお、平成22(2010)年度からは、上記にあげた教養科目の全学的プラットフォーム化と教養教育の充実を図るために、全学委員会として新たに「大学共通教育委員会」を設置している。25年度はその準備段階として教育開発・支援センター内にプロジェクトチームを設置し、この委員会を責任主体として、教養教育の改善を目指すと同時に開講科目の全学的なプラットフォーム化を推進してきた。ただ、教育方法・内容に関しては両学部教務小委員会の合同で行われる大学教務委員会が時間割配置と担当者の調整を行っており、担当者グループまたは個々の担当者の自主性・自律性を尊重してきたため、

教育課程全体の体系化や、教養教育を通じて獲得すべき成果、またそのための必要な指導や支援について組織的に検討することについては十分とは言えない。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教員の確保及び配置については、2-8-①のところで述べたように、両学部学科の教員配置を適正に行うための教員補充を実施しており、教員の昇格人事についても適切に行われているが、引き続き学部学科の教学に資する教員の充足維持を行う。両学部とも教員の転任あるいは定年を機に、年齢バランスに配慮した人事を行う。人間科学部については大学院との兼担にも配慮した教員配置を工夫する。職位ごとの定員は、大学評議会で現状の見直しを行い、それに基づいて学部単位での教員定数や採用時の年齢基準などを検討していく。

現有教員の維持・活用を前提としながらも、補充人事によって今後の学部を適切に運営し得るような専門分野別採用方針と、教養教育の組織的運営に必要な採用方針とを今年度中に確立し、中期採用計画を策定する。

FD活動は、平成19年度以来現在まで継続的に行っているが、特に「学生による授業評価アンケート」については、結果の開示、結果に対する教員からの授業改善点等のコメントの提出と開示を徹底するとともに、実施においてはWebによる効率化を行い、授業評価結果がより効果的に授業改善に繋がるように改革する。またアンケート結果の分析を教育開発・支援センターにおいて詳細に行いつつ、全体的な傾向を明らかにした上で対策を提案し、さらなる授業改善に役立てることとする。さらに計画的に全学的レベルでの研修会、セミナー等の開催を拡充していく。

平成22（2010）年度より改組されたFD推進委員会については、自己点検評価委員会との統合も視野に入れつつ、組織改革を行い、大学全体の自己改革へ向けて、具体的な年次計画を設計と実行が可能となるように、大学評議会と連携を強化していく。

教員の教育研究活動を活性化するための評価体制の整備については、改革会議・大学部会において検討中の案をさらに具体化させていく。特に教員の教育研究業績については、報告作成のフォーマットを作成し、過去3年間の活動報告を義務づけるとともに、報告書はWebにより学内外に開示していく。文部科学省の各種補助金等への申請へ発展させる仕組みを学内に構築する。共同研究については、事前の審査制度とあわせて事後の評価制度を確立させ、より効果の期待できる取組みに配分される仕組みを構築する。

総合的教養教育をめざして、学生が幅広い科目を履修出来るように、科目の内容と質、そして配置に工夫を行う。教養教育の学部間における共通化を推進するために、設置した大学共通教育委員会の機能を強化する。具体的には、大学共通教育委員会が責任主体となって、教養教育と専門教育とのバランスに留意する制度設計を行い、現状を改善・改良するために内容と運営方法について検討し提案する。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

<キャンパス>

大学は狭山キャンパス（大阪狭山市）と泉ヶ丘キャンパス（堺市）の2つを有し、両キャンパスとも大阪府の中南部にあり、自然環境に恵まれた緑豊かで閑静な地域に立地し、教育環境として好適な地にある。また両キャンパスは専用シャトルバスで約10分という近い距離にある。【資料 2-9-1 キャンパス周辺地域図】

校地面積としては、狭山キャンパスは82,789㎡、泉ヶ丘キャンパスは27,604㎡、合わせて11万㎡余りを保有している（基準面積22,900㎡）。校舎面積は狭山キャンパスは19,330㎡、泉ヶ丘キャンパスは16,885㎡である（基準面積17,088.8㎡）。

各配置内訳は以下の通りである。【資料編資料 2-9-2 キャンパス構内案内図】

狭山キャンパス

- A 棟 管理部門施設、研究室、教室、学生談話室、教職支援室
- B 棟 教室
- C 棟 教育開発・支援センター、ICT（旧メディア）センター、
国際理解研究所、国際交流センター、学生食堂
- D 棟 体育館
- E 棟 教室、喫茶
- F 棟 図書館、研究室
- G 棟 教室
- その他 クラブハウス、茶室、守衛室

泉ヶ丘キャンパス

- 本館 管理部門施設、研究室、教室、学生食堂 キャリアセンター、教職支援室
- 別館 心理教育相談センター、研究室、教室、喫茶
- 体育館
- その他 クラブハウス、守衛室

<校舎>

狭山キャンパスの校舎では、既に平成22(2008)年度にB棟、C棟、D棟の耐震補強工事を完了しており、A棟については平成21(2009)年度から平成22(2010)年度にかけて

耐震工事を行っている。なお E 棟、F 棟、G 棟については耐震基準を充たし、安全が確認されている。車椅子使用者と視覚障害者への対応としての工事は、G 棟、B 棟、各棟（F 棟、新館を除く）で完了している。

泉ヶ丘キャンパスの校舎は、耐震性については全館の安全性が確認されている。別館は完全バリアフリーであり、本館エレベーターについてもバリアフリー及び安全性強化の観点から取替え工事を行った。

<運動場>

狭山キャンパスには 9,608 m²の芝のグラウンドがある。また、テニスコートが 2 面あり 1 面を多目的コートに改修し、テニス以外の球技にも使用できるようになっている。

泉ヶ丘キャンパスには 11,433 m²のグラウンドがあり、隣接する泉ヶ丘中・高等学校と共用している。照明設備が整備されており、ナイター使用が可能になっている。屋内体育施設としては、狭山キャンパスには床面積 2,171 m²の体育館があり、体育授業、クラブ活動以外に、入学式・卒業式等の学校行事にも利用されている。泉ヶ丘キャンパスには床面積 1,797 m²の体育館があり、地下 1 階にはトレーニングマシンが整備されたフィットネスルームがあり、一部の地域住民にも開放されている。

<図書館>

附属図書館は両キャンパスにそれぞれ設置されており、狭山館は床面積 2,681 m²、蔵書数 326,288 冊、雑誌 4,988 種、AV 資料 13,734 点である。また泉ヶ丘館は床面積 1,142 m²、蔵書数 209,624 冊、雑誌 2,272 種、AV 資料 3,772 点である。閲覧座席数については、狭山館は 221 席、泉ヶ丘館は 165 席である。なお両キャンパスが 10km 以内に近接しているため大学全体としても閲覧座席数は十分と言える。両図書館とも DVD 等を視聴できるブースがあり、狭山館はグループ・ラボ室（3 室）を設置している。館内図書、資料は Web 経由により学外から 24 時間検索が可能である。また、予約取り寄せ等を Web 経由で申し込める「オンラインサービス」も運用している。【資料 2-9-3 図書館】

開館時間は、授業期間の平日は、狭山キャンパスでは平成 22 (2010) 年度より 9 時から 19 時に、泉ヶ丘キャンパスでも同様となっている。土曜日は両館とも 9 時から 12 時 50 分である。閉館後も上記 Web 検索サービスは利用可能である。入学時にオリエンテーションを行っているほか、ゼミ等からの要請に応じて文献探索指導を行っている。学生の利用度は、平成 19 (2007) 年度の「学術情報基盤実態調査」において、2 から 4 学部の規模の私立大学の学生の年間平均貸出冊数（1 人当たり）が 6.8 冊であるところ、本学においては 12.8 冊となっている。【資料 2-9-3 図書館利用状況】

<ICTセンター>

大学全体の IC 化を推進するために、メディアセンターは平成 25 年に ICT センターと名称変更している。センターの目的は本学の ICT を活用した情報教育の実施、情報教育に関する施設・設備の管理運用、および大学院や各学部学科や事務等の ICT を利用した研究教育や業務の支援である。設備としては、狭山キャンパスには、センター内に計 158 台の PC が設置されている。マルチメディア画像処理が学べる教室、LL 併設教室、自習用ブー

スなどがある。シンクライアントシステム（PC 内ハードディスクを使用せず、OS・アプリケーションをネットワークで取得・処理する）を導入しており、イメージ配信作業のような長時間に及ぶメンテナンスが必要ないため、PC 教室の運用・管理が容易に行える。

泉ヶ丘キャンパスには、メディアコミュニケーションセンター管理施設として、ケーブルテレビ局の撮影スタジオと同等の環境をもつ、マルチメディア・スタジオ／エディティング・スタジオが整備されている。また、サブ・エディティング・スタジオでは高度な編集が可能な PC12 台が配置され、そこではマルチメディア・スタジオで撮影した映像の収録・編集、さらにコンピュータグラフィックスとの合成映像の制作等も可能である。マルチメディア・ワークショップには最新のシステムとソフトウェアを用いて作品を制作することができる PC35 台が設置されている。これらの施設は、情報・メディア系の演習で使用されており、演習で使わない時間帯は原則的に学生に開放している。さらに 230 台のノート PC を適宜貸し出しており、学生は課題やレポート作成に使用することができる。

【資料 2-9-5 メディアセンター施設・設備状況】

<キャリアセンター>

キャリアセンターは両キャンパスにそれぞれ設置されており、狭山キャンパスでは、A 棟 1 階にセンター（床面積 95 ㎡）があり、事務室・ユーティリティ、応接室、資料展示・面談コーナーが整備されている。泉ヶ丘キャンパスでは、本館 2 階にセンター（床面積 120 ㎡）があり、事務室、応接室、カウンセリングルーム 2 室、資料展示コーナーが整備されている。両センターとも、約 7,500 件の企業求人情報、全国からの求人冊子約 50 冊、その他就職に関する情報誌が閲覧できるようになっている。利用時間は、両館ともに平日は 9 時から 16 時 40 分まで、土曜日は 9 時から 12 時 50 分になっている。

【資料 2-9-6 キャリアセンター施設・設備状況】

<教育開発・支援センター>

教育開発・支援センターは狭山キャンパスの C 棟に位置する。センター内ホール（床面積 210 ㎡）は学生、教職員ともに利用できるスペース（60 人から 70 人が利用可能）となっている。ホール奥には受付カウンター、事務室、スタッフミーティング室があり、国際理解研究所、国際交流センター、生涯学習センター、教室、相談室、研究室 2 室も併置されている。【資料 2-9-7 教育開発・支援センター施設・設備状況】

<教職支援室>

教員志望者のサポートを行うために、狭山、泉ヶ丘の両キャンパスに設置されている。ともに、情報提供として、教員採用試験の過去問や募集要項、関係図書・雑誌などを閲覧できるコーナーを整備し、受験相談（エントリーシートの記入の仕方から教育実習の相談まで多岐にわたる）や学習支援を行っている。また教員採用試験の対策講座として、4－7 月は直前対策講座、9 月は夏期集中講座、9－12 月には秋期対策講座、1－3 月は採用試験対策講座を実施している。

【資料 2-9-8 教職支援室施設・設備状況】

<国際交流センター>

本学学生の国際交流活動の支援を目的として平成〇〇年度に設置されたが、留学相談、海外協定校への留学生の派遣、海外協定校からの留学生の受け入れ、大学国際交流基金による留学助成など活動は多様である。留学制度については、交換留学制度と国際交流基金派遣制度があり、10名ほどの学生が利用して留学を果たしている。

【資料 2-9-9 国際交流センター施設・設備状況】

<大学院附属心理教育相談センター>

大学院附属の心理教育相談センターは泉ヶ丘キャンパスの別館（床面積 382 m²）に位置する。学外相談者はセンター専用玄関を通して入館できるようになっている。センター内には個人面接室3室、家族療法利用可能の集団面接室1室、目的に応じた遊戯療法室3室（73 m²、66 m²、20 m²）、カンファレンス室、準備室、事務室、待合コーナー、トイレが整備されている。【資料 2-9-10 心理教育相談センター施設・設備状況】

以上の諸施設設備の日常的な管理は、総務課が行っている。定期的な点検を必要とする施設設備については専門業者に点検業務を委託している。教育研究用の機器備品等の維持管理については「学校法人帝塚山学院固定資産 物品管理規程」の下に総務課が管理している。【資料 2-9-11 帝塚山学院固定資産 物品管理規程】

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

各学科とも、カリキュラムの特性上、実験・実習科目が充実しており、各クラスの受講生の管理は前期・後期の各学期の始まりにおいて適正に管理し、授業の充実に努めている。また講義科目では、受講生を最大100名程度に抑えるため、100名を超す受講生を抱える科目の場合は、同一科目を複数クラスに分けるという対応をしている。

校地面積、校舎面積ともに設置基準上に定める学生1人当たりの基準を満たしている。図書館についても収容学生定員に対する閲覧座席数の基準を満たしており、図書の年間平均貸出冊数からみて十分利用されていると言える。各種教育研究施設も整備されており、それぞれ適切に維持運営されている。

(3) 2-9の改善・向上方策(将来計画)

両キャンパスの全校舎について安全性が確認されており問題はないと言えるが、より安全で、より快適な学びの空間を創るために設備の管理・点検・改善に努めていく。障害者への安全対策、バリアフリーも整備されている。

学生たちの学内施設利用状況を十分把握した上で、一層質の高いアメニティ確保のための対応をさらに進めていく。語らいの場として機能する学生食堂・カフェテリアの環境整備を営業時間も含めて進める。図書館の利用時間の拡大と、両キャンパス図書館の相互利用の利便性の向上を目指して改善する。

喫煙については、公共施設の全面禁煙化を目標とする大阪府健康増進計画に沿う形で本学も全面禁煙化に取り組んでいくが、当面は分煙を目指すとともに、違反者もあることから学務課、学生課が指導を強化していく。

アメニティに配慮した教育研究環境は概ね整備されている。しかし、広大な狭山キャンパスと比べて、泉ヶ丘キャンパスは手狭で学生のアメニティに関しては十分とはいえないところがある。カフェテリアの営業時間は学生のニーズに十分応えているが、学生食堂のメニュー内容等には学生の不満も多く、また営業時間は短いという問題があるので、具体的に改善策を講じていく。

以上の事も含めて、学生サービスの向上を具体的に推進していくために、全学生を対象にした学生生活満足度調査を実施し、教育環境の改善を効率的に進めていく。

【基準2の自己評価】

本学における学習と教授に関する諸事項については、学生の受入人数の維持に関わる事項を除いて、すべて基準を満たしている。しかし、リベラルアーツ学科と情報メディア学科については、定員を充足していない。この状況を解消するため、現在、二学科改革会議で定員数、学科カリキュラムについての改革の検討中であり、新たな学科の設置も含めて、充実をはかっていく。

基準 3. 経営・管理と財産

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

「学校法人帝塚山学院寄附行為」第3条において、法人の目的を「教育基本法及び、学校教育法に従い、学校教育を行い、良識的な社会人として文化や社会の成熟に貢献できる人材を育成する」と定め、教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従い運営されている。本学院の建学の精神やそれに基づく独自の教育を展開し、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規定を構築し、高等教育機関としての社会の要請に応える経営を行っている。

【資料 3-1-1 学校法人帝塚山学院寄附行為】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

大学の目的を達成するための管理運営体制については、「帝塚山学院大学学則」において、全学的な重要事項を審議・決定するために大学評議会を置くこと、各学部の事項を審議するために教授会を置くことが定められている。また、大学院の管理運営体制については、「帝塚山学院大学大学院学則」において、大学院に関する重要事項を審議・決定するために大学院評議会を置くこと、各研究科に関する事項を審議するために研究科委員会を置くことが定められている。

経営部門に関しては、寄附行為に規定された最高意思決定機関として、理事会及びその諮問機関としての評議員会を設置し、理事会のもとに管理運営に必要な機関として、本部事務局を置き、これらの組織は大学事務局と連携し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力をしている。

【資料 3-1-2 帝塚山学院大学学則】

【資料 3-1-3 帝塚山学院大学大学院学則】

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

寄附行為や学則・諸規程は学校教育法・私立学校法・大学設置基準に則り規定され、職員はこれらを遵守している。また法令に基づき義務が伴う報告、調査等及び法令改正等の通知文書の取り扱いは主管部署である総務部のもと、「学校法人 帝塚山学院 寄附行為」に従い厳正に処理している。なお、法令の改正等の通知は、当該部署に指示し、必要に応じて理事会で協議し規程を改正している。

【資料 3-1-4 学校法人帝塚山学院寄附行為】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

帝塚山学院は労働条件・服務規程については、労働基準法に基づき、「学校法人帝塚山学院就業規則」を規定している。各種ハラスメント防止については、「帝塚山学院大学セクシュアル・ハラスメント問題委員会規程」「帝塚山学院大学セクシュアル・ハラスメント相談窓口に関する規程」「帝塚山学院大学セクシュアル・ハラスメント事実調査委員会規程」を定めている。ハラスメント問題については、セクシュアル・ハラスメントのみならず、いわゆるパワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントを含めたものへと拡大するための改定を行っている。

【資料 3-1-5 学校法人帝塚山学院就業規則】

【資料 3-1-6 帝塚山学院大学セクシュアル・ハラスメント問題委員会規程】

【資料 3-1-7 帝塚山学院大学セクシュアル・ハラスメント相談窓口に関する規程】

【資料 3-1-8 帝塚山学院大学セクシュアル・ハラスメント事実調査委員会規程】

個人情報の取り扱いについては、「帝塚山学院個人情報保護規程」を定めており、その目的は「情報化社会の進展に伴って、個人情報の利用が著しく拡大した結果、人権尊重の立場から保護されなければならない個人情報が増大していることに鑑み、学校法人帝塚山学院において、収集、利用、保存される情報を適正に取扱い、その適正な保護を図ること」(第2条)にある。公益通報については、平成16(2004)年に制定された公益通報者保護法に基づき、「帝塚山学院公益通報者保護規程」を設置しており、本学院における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定めている。

【資料 3-1-9 帝塚山学院個人情報保護規程】

【資料 3-1-10 帝塚山学院公益通報者保護規程】

教職員、学生が感染症等に感染した場合は、文部科学省による「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」「基本的対処方針」に則り、対応している。大阪府保健部局等との相談、大学ホームページによる告知（臨時休業措置や注意事項、相談機関の案内等を含む）、入学試験の延期、文部科学省への報告を速やかに行える体制を整えている。

【資料 3-1-11 文部科学省による医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針と基本的対処方針】

【資料 3-1-12 大学ホームページ】

「安全衛生委員会」は労働安全衛生法に基づき、学院のキャンパスごとに組織され、キ

キャンパス各部の安全衛生状態、教職員の健康管理の保持に努めている。また AED は両キャンパスにそれぞれ 1 台を設置しており、「学生生活案内」（平成 21（2009）年度版）では、AED を使った心肺蘇生について、図解入りで説明している。さらに、悪質商法、薬物使用の有害性に関する注意喚起を行っている。

【資料 3-1-13 安全衛生委員会規程】

【資料 3-1-14 学生生活案内】

災害発生時の対応として、消防法第 8 条第 1 項に基づき、本法人における防災管理業務について必要な事項を定め、震災、火災、そのほかの災害の予防、及び人命の安全と災害の防止をはかることを目的として、公益通報を行い、実際に緊急事態が発生した場合、特に重大であれば、法人に対策本部をおき、地域所轄消防、警察との連携のもと、対策を講じることになっている。いずれの場合も総務課が情報収集及び報道機関等への対応を行う。

その他、本学においては、「帝塚山学院大学 危機管理規程」と「帝塚山学院大学 危機管理基本マニュアル」を作成している。対象とする危機の事象・状態による分類として、自然災害、重大事故、重大事件、健康危機、施設内災害・事故、海外における事件・事故を想定し、危機対応の基本体制を整備している。また大学におけるリスク分類として、運営リスク、法規制上のリスク、財務的リスク、名声関連リスク、科学技術上のリスクに分けて、危機対応のありようを規定している。危機が生じたときの連絡網と責任者の体制については、従来から一覧表を作成して、各職場に周知している。

【資料 3-1-15 帝塚山学院大学危機管理規程】

【資料 3-1-16 帝塚山学院大学 危機管理基本マニュアル】

【資料 3-1-17 大学緊急連絡網】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

大学の教育活動全般については、学内外に広報する体制として、リベラルアーツ学部では文学部の時より毎年次『帝塚山学院大学研究論集』等、人間科学部では『帝塚山学院大学人間科学部研究年報』等の学術雑誌を刊行し広く研究成果を学内外に公表し、Web 上でも一部公開している。大学院では『帝塚山学院大学大学院心理教育相談センター紀要』を発行し、より一層の教育研究の研鑽を重ねている。『帝塚山学院大学大学院心理教育相談センター紀要』は関係する教育・研究機関に配布している。

大学の情報及び教育研究成果を広報する媒体として、学校法人帝塚山学院のホームページと帝塚山学院大学のホームページに関連情報を掲載して一般に公表している。

「帝塚山学院通信」は、「帝塚山学院通信」編集委員会が法人本部に設置されており、年 3 回の発行により、大学の新規事業や教育研究成果及び入試に関する情報などを掲載するなど、広報活動を行っている。「帝塚山学院大学通信」は、年 1 回発行し、大学の教職員をはじめ、在学生、同窓生による情報を掲載するとともに、大学全体の教育・研究に関する事項、教員の教育研究成果、入試に関する情報を掲載し、在学生、保護者、同窓生及び大学関係者に配布し広く公表している。これらの冊子は、在学生、教職員に帝塚山学院の建学の精神を周知徹底するひとつの媒体ともなっている。

私立学校法第 47 条及び情報公開法施行にともなって、法人運営の公共的性格・透明性等

を確保するという観点から平成17(2005)年度より学校法人のホームページ上で、学院全体の資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監査法人及び監事の監査報告書並びに事業計画書といった主要財務情報を公開している。また平成20(2008)年度決算からは、資金収支計算書と消費収支計算書については設置学校別内訳表についても掲載している。

現在は、ホームページ上で積極的な情報の提供を行うほか、平成16(2004)年度に中断、以降4年間途絶えていた学院全体の広報誌が平成20(2008)年に復刊したのを機に、学生・保護者・卒業生向け学院広報誌「帝塚山学院通信」にも学院の財務情報を掲載するなど、幅広く公開している。

【資料 3-1-18 大学研究論集】

【資料 3-1-19 人間科学部研究年報】

【資料 3-1-20 大学院心理教育相談センター紀要】

【資料 3-1-21 平成25(2013)年度帝塚山学院ホームページ】

【資料 3-1-22 帝塚山学院通信】

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

経営の規律と誠実性は適正に維持されており、今後も環境保全・人権・安全への配慮を怠ることなく、情報開示の拡充を行いつつ、社会の要請に応え信頼される教育機関をめざしていく。

さらに3年後に迎える創立100周年を期に寄附金の増加に向けて本年より寄附金の継続的、組織的獲得に向けての全法人的体制作りを開始する予定である。そのためにも情報の積極的な開示と提供が必要であり、財務情報をより分かりやすい形で公開する努力が必要である。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

大学の設置者である学校法人帝塚山学院の管理運営は、「学校法人帝塚山学院寄附行為」に定められている理事会、評議員会及び理事会常務委員会によって行われている。

理事会は、法人が設置する学校の学長、校長及び園長のうちから4人、評議員のうちから5人、学識経験者から13人の合計22人で構成され、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしている。理事会は定例として年3回開催され、その他必要に応じて臨時に開催される。理事会には少なくとも1人の監事が出席している。

評議員会は、法人の職員のうちから13人、同窓会員のうちから5人、理事長、学院長、

理事のうちから4人、学識経験者から26人の合計48人で構成されている。理事長は理事会から評議員会への諮問事項とされている予算、基本財産の処分、事業計画、寄附行為の変更等、法人の業務に関する重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。また、理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めることとしている。評議員会は定例として年3回開催され、その他必要に応じて臨時に開催される。評議員会には少なくとも1人の監事が出席している。

理事会常務委員会は、理事長、学院長、常務理事及び常勤の理事、学長、副学長、学部長、校長、園長で構成され、寄附行為第19条（業務の決定の委任）による理事会の授権に基づき、日常の業務を決している。理事会常務委員会は法人の経営及び教学の代表者等で構成されていることから、決議事項を各設置学校に伝え、認識を共有するための役割も果たしている。理事会常務委員会は原則として毎週1回開催される。

法人の管理運営に関わる役員の選任については、「学校法人帝塚山学院寄附行為」に定められており、理事長、常務理事、事業理事、学院長はいずれも理事総数の過半数の議決により選任される。また、監事については、理事会において選出した候補者の中から評議員会の同意を得て、理事長によって選任される。その他の理事についても、理事会において選任される。評議員については、理事長、学院長を除き、すべて理事会において選任される。

【資料 3-2-1 学校法人帝塚山学院寄附行為】

（3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も変化する社会・経済情勢に対応するため、将来を見据えた的確な判断と決断が出来る理事会を運営することにより、さらに経営基盤を築いていく。また安定した学校運営を行うために各理事の経験と識見を生かし、理事会機能を強化していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

（1）3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

（2）3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

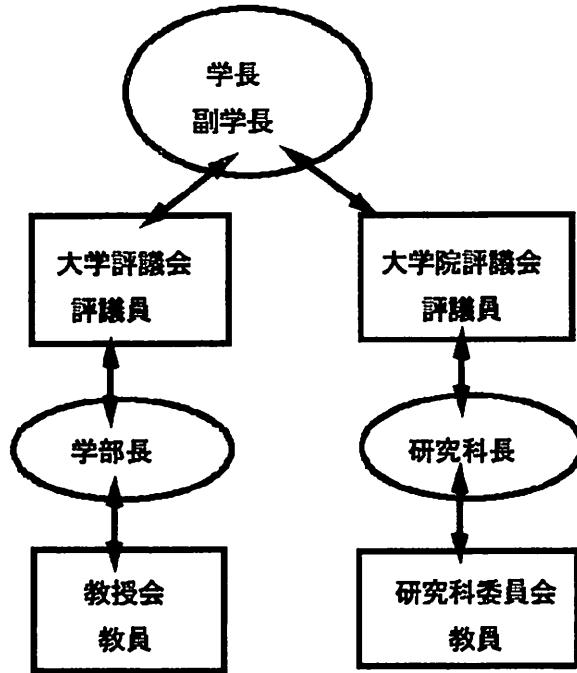
3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

学長が大学運営に係わる事項全般について、決定判断するうえでの諮問機関として大学評議会、大学院評議会が設置されている。

上記2学部と1研究科は、それぞれの教授会及び研究科委員会において運営されている。両学部は大学評議会の下にあって各学部が本学組織の一部としての役割を担い、連携して

いる。大学評議會は学長を議長として、副学長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、さらに両学部選出の評議員、事務局長、次長によって構成され、両教授会からの報告等を受けて大学の教学事項を最終審議すると共に、両教授会との連携を図り、一体感のある大学運営の責務を担っている。また、大学院には大学院評議会がおかれ、学長、研究科長及び各専攻・コース主任をもって組織されている。さらにその下に研究科委員会が設置され、各専攻会議及びコース会議の意見を検討し、大学院評議会において最終審議がなされている。

図表 3-3-1 大学全体の運営図 平成 25 (2013) 年度



大学評議會は学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、事務局次長、及び各学部から選出されたそれぞれ2名の教員で構成され、学則第48条に定められた教育課程、教員人事、予算に関する事項等、本学における教学上の最終意思決定機関として部局間の調整を図るとともに全学的な重要事項を審議・決定しており、原則として月2回開催されている。学部教授会は、教授、准教授、専任講師、及び助教で構成され、学則第50条に定められた教育及び研究に関する事項や学生の入学、退学及び卒業等に関する事項等を審議しており、原則として月2回開催されている。

【資料 3-3-1 大学学則】 【資料 3-3-2 大学院学則】

【資料 3-3-3 大学評議会規程】 【資料 3-3-4 大学院評議会規程】

【資料 3-3-5 大学教授会規程】 【資料 3-3-6 大学院研究科委員会規程】

大学院評議会は、学長、研究科長、各専攻及びコース主任で構成され、大学院学則第41条に定められた教育課程、教員人事、予算に関する事項等、大学院に関する重要事項を審議・決定しており、原則として月1回開催されている。研究科委員会は、その研究科に所属する教員で構成され、大学院学則第43条第4項に定められた授業及び研究に関する事項

や学生の入学、退学及び学位の授与等に関する事項を審議しており、原則として月 1 回開催されている。

大学固有の問題で、経営にも関わる重要事項を審議し、また必要な改革案を立案する組織として学院改革会議・大学部会を設置している。この会議は法人から理事長、学院長、常務理事、大学から学長、副学長、大学院研究科長、学部長及び各学部から選任された教授等と事務局長、認証評価事務室長で構成され、法人と教学とが一体となって大学における種々の改革課題に取り組む体制がとられている。この会議では各課題について原案を作成し、大学評議会、教授会等の議を経て、理事会常務委員会において決している。会議の開催は定例としては設けず、必要に応じて開催している。

【資料 3-3-7 大学改革会議規程】

また、大学評議会の下にある各種委員会として、入試委員会（第一及び第二部会）、入試広報委員会、入試運営委員会、AO 入試委員会、センター入試委員会、自己点検・評価委員会、認証評価運営委員会、教務部委員会、学生部委員会、教育開発・支援センター運営委員会、高大連携委員会、図書館運営委員会、メディアセンター運営委員会、国際交流センター委員会、生涯学習センター委員会、セクシュアル・ハラスメント問題委員会、Voices 委員会、FD 推進委員会、大学共通教育委員会等の委員会を常置し、必要事項の答申或いは立案・実施にあたっている。これらの委員会のほとんど、特に実施を伴う委員会にはすべて、職員も構成員として参画しており、教員とともに大学運営に責任を持つ体制をとっている。（図表 3-3-2 参照）

大学の管理運営に関わる学長の選任については、「帝塚山学院大学 学長候補者選考規程」及び「帝塚山学院大学 学長候補者選考管理委員会規程」に定められている。学部長の選任については、「帝塚山学院大学 学部長候補者選考規程」に定められており、教授会が学部長候補者 3 人を選出し、その報告を受けた学長はその内の 1 人を学院長を通じて理事会に提案し、理事長は理事会の議を経て学部長の選任を行う。

研究科長の選任については、「帝塚山学院大学大学院 研究科長候補者選考規程」に定められており、研究科委員会が研究科長候補者を選出し、理事長が学長から具申を受けてその選任を行う。

学長の補佐として副学長の役職を設けている。副学長の選任については、学長が副学長の候補者を選考し、理事長に報告する。理事長は、理事会の議を経て副学長の選任を行う。

【資料 3-3-8 学長候補者選考規程】

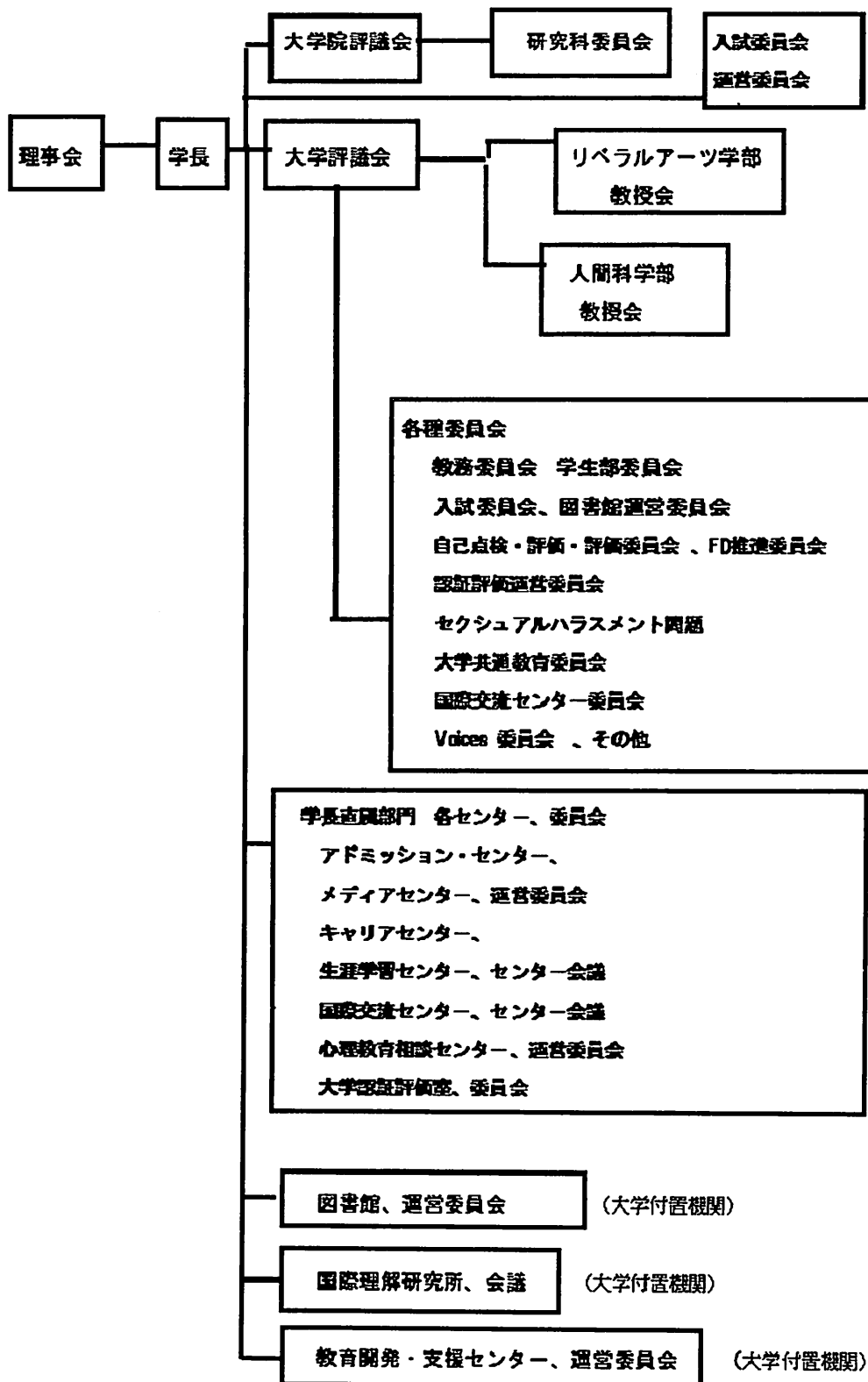
【資料 3-3-9 学長候補者選考管理委員会規程】

【資料 3-3-10 学部長候補者選考規程】

【資料 3-3-11 研究科長候補者選考規程】

【資料 3-3-12 副学長選任規程】

図表 3-3-2 大学運営組織図 平成25(2013)年度



図表 3-3-3 大学各種委員会一覧 平成25年(2013)度

●大学附属機関	
教育開発・支援センター・・・	教育開発・支援センター運営委員会 教育開発・支援センター会議
図書館・・・	図書館運営委員会
国際理解研究所・・・	国際理解研究所会議
●学長直轄部門	
国際交流センター・・・	国際交流センター会議
アドミッションセンター	
キャリアセンター	
メディアセンター・・・	メディアセンター運営委員会
生涯学習センター・・・	生涯学習センター会議
大学認証評価事業室・・・	認証評価運営委員会
心理教育相談センター・・・	心理教育相談センター運営委員会
●大学評議会の下にある委員会	
入試委員会	一入試運営委員会 AO入試委員会 センター入試委員会
入試広報委員会	
教務部委員会	
学生部委員会	
大学共通教育委員会	
高大連携委員会（学院外部）	
セクシュアル・ハラスメント問題委員会	
自己点検・評価委員会	
Voices委員会	
FD推進委員会	
教職課程委員会	
大学資格課程委員会	
大学ホームページ管理運営委員会	
キャリア教育・開発委員会	
オープンキャンパス運営委員会	
●大学院 委員会	
入試委員会	一入試運営委員会

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学評議会が学長の諮問機関として、学長のリーダーシップを発揮するための重要な補佐役として機能している。大学全体に係わる重要事項、また学部的重要事項については、学長がその意思決定と実施に係わるリーダーシップを発揮する上で研究科長・学部長・学部選出の評議員、学生部長、教務部長、事務局長の意見共有が欠かせない。そのために事前に大学評議会で重要事項を協議検討し、問題認識と意思決定の方向づけに関する共有を行っている。決定された事項に関する実施状況についても逐次評議会にフィードバックされ、執行状況が確認されている。学長を議長とする評議会を頂点に、教授会・各種委員会のラインスタッフ機能が学長のリーダーシップの発揮により、円滑に運営されている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、適切に運営・発揮されている。また権限と責任についても学長、研究科長、学部長、各委員長、各運営スタッフの責任権限が明確になっているので、今後もこれを維持していく。業務執行についても概ね円

滑に行われているが、さらに大学全体の業務統括の効率向上をめざすと同時に、学長を補佐する機能を強化する策として、学長、副学長、事務局長、次長、学長室長といったメンバーで構成される学長室会議の設置を考えていく。大学評議会の諮問委員会としての常設の委員会は、それぞれの目的とする事項ごとに並列的に置かれているが、相互の関係を考慮し、円滑な大学運営を促進するために整理・統合を検討する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互のチェックによるガバナンスの機能性
3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の視点自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

大学及びその設置者の管理運営体制については、「帝塚山学院大学学則」、「帝塚山学院大学大学院学則」、「学校法人帝塚山学院寄附行為」及びこれらに基づく諸規程により整備されており、円滑に機能している。

また、大学及びその設置者である学校法人の管理運営に関わる役員等の選考や採用に関しても「帝塚山学院大学 学長選考等規程」、「帝塚山学院大学 学長選考会議規程」、「帝塚山学院大学 学長選考等規程実施細則」、「帝塚山学院大学 副学長選任規程」、「帝塚山学院大学 学部長候補者選考規程」、「帝塚山学院大学大学院 研究科長候補者選考規程」及び「学校法人帝塚山学院寄附行為」において明確に定められている。

【資料 3-4-1 帝塚山学院大学学則】

【資料 3-4-2 帝塚山学院大学院学則】

【資料 3-4-3 学校法人帝塚山学院寄付行為】

【資料 3-4-4 帝塚山学院大学 学長選考等規程】

【資料 3-4-5 帝塚山学院大学 学長選考会議規程】

【資料 3-4-6 帝塚山学院大学 学長選考等規程実施細則】

【資料 3-4-7 帝塚山学院大学 副学長選任規程】

【資料 3-4-8 帝塚山学院大学 学部長候補者選考規程】

【資料 3-4-9 帝塚山学院大学大学院 研究科長候補者選考規程】

法人の管理運営を担う理事会、評議員会及び理事会常務委員会のすべてに大学及び学部の管理責任者である学長、副学長、学部長が構成員として参画していることから、法人と

大学間の意思疎通は十分に図られている。

特に、法人本部において、毎週、定例で開催され、日常的な業務又は理事会からの付託事項を審議する理事会常務委員会に学長、副学長、学部長が理事として出席していることは、教学部門の最高責任者が法人の目的・事業計画・年度方針等を日常の業務として具体化してゆくための政策・方針の決定プロセスに参画することを意味しており、管理部門と教学部門との適切な連携が図られている。さらに、この理事会常務委員会に大学事務局長、大学事務局長補佐等の次長以上の大学行政管理職が陪席していることは、理事会常務委員会での審議決定事項を、各部門の幹部である出席者が迅速かつ的確に執行できる体制が図られている。

大学固有の問題で、経営にも関わる重要事項を審議し、また必要な改革案を立案する組織として学院改革会議・大学部会を設置している。この会議は法人から理事長、学院長、常務理事、大学から学長、副学長、大学院研究科長、学部長及び各学部から選任された教授等と事務局長、認証評価事務室長で構成され、法人と教学とが一体となって大学における種々の改革課題に取り組む体制がとられている。この会議では各課題について原案を作成し、大学評議会、教授会等の議を経て、理事会常務委員会において決している。会議の開催は定例としては設けず、必要に応じて開催している。

【資料 3-4-10 学院改革会議】

さらに審議機関ではないが、大学における日常の業務について、その進捗状況や役割分担等の連絡を密にするため、学長・事務連絡会議を設けている。この会議は学長と副学長、教務部長、学生部長、事務局長、事務局次長、事務長等の幹部職員で構成され、大学内の重要事項について認識を共有し、教学と行政の連携のもとに円滑な大学運営をすすめることを目的としたもので原則として毎週 1 回開催されている。

また、大学事務局長を議長とし、課長以上の大学行政管理職を構成員とする大学行政管理職会議が月 1 回の定例で開催され、理事会常務委員会の決定事項の伝達、各部署からの行政業務の報告、業務改善の検討、部署ごとの目標設定と予算の立案、職員の資質向上のための企画の協議等を行っている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互のチェックによるガバナンスの機能性

1) 監事機能

寄附行為第 6 条により 2 人又は 3 人の監事を置くことを規定している。監事の選任手続きは、寄附行為第 21 条により、この法人の理事、職員又は評議員以外の者を理事会で候補者を選出し、評議員会に諮り同意を得て、理事長が選任することとしている。ここ数年来、監事の現員は 2 名であり、兼職禁止要件の下に、業務監査及び財務監査の実を上げるため、元会社経営者と公認会計士を監事に選任している。平成 25 年度に 5 回開催された理事会には、すべて 2 人の監事が出席している。

【資料 3-4-11 学校法人帝塚山学院寄付行為】

監事は私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 21 条第 2 項の規程に基づき、法人の業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出して説明している。

【資料 3-4-12 私立学校法第 37 条】

【資料 3-4-13 学校法人帝塚山学院寄付行為】

2) 評議員会

法人の審議事項について諮問するために、寄附行為第 27 条により評議員会を規定している。平成 25 年度の評議員会は、法人の職員のうちから 15 人、同窓会員のうちから 5 人、理事長、学院長、理事のうちから 1 人、学識経験者から 26 人の合計 49 人で構成されている。理事長は理事会から評議員会への諮問事項とされている①予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、②事業計画、③予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄、④寄附行為の変更、⑤合併、⑥目的たる事業の成功の不能による解散、⑦収益事業に関する重要事項、⑧寄附金品の募集に関する事項、⑨その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの、法人の業務に関する重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。また、理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めることとしている。評議員会は定例として年 3 回開催され、その他必要に応じて臨時に開催される。評議員会には少なくとも 1 人の監事が出席している。評議員の評議員会への出席状況は、平成 25 年度に開催された 3 回の評議員会（現員 49 人）の平均出席率で 77%と良好である。また、3 回の評議員会には、すべて監事 2 人が出席している。

【資料 3-4-14 学校法人帝塚山学院寄付行為】

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は理事会、及び評議員会に議長として出席することにより、法人経営に関してリーダーシップをとっている。学長は、大学の諸業務全般を統括して、大学運営に関してリーダーシップをとっている。大学の教育研究に関する諸事項、諸施策は教授会や各種諸委員会で審議、検討され、その結果は大学評議会を通じて、学長、理事会常務委員会へと報告されることにより、ボトムアップの環境が整備されている。また、毎回の理事会や理事会常務委員会の議事内容についても、これらを文書として各事務局に備え付けており、すべての教職員が閲覧出来ると同時に、特に、重要な案件については、理事長又は学長が教職員に向けての説明会を開催し、その経過内容を教職員に浸透させ、理解を求めている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

今後は、理事長を始め学校経営に携わる法人職員と本学の教職員がコミュニケーションを図れる環境をより一層整備する。

大学を取りまく環境は一層厳しくなり、今後は学生の進学ニーズも多様化することが予想される。それに応じて、法人、大学の組織も迅速な対応が求められることから、理事長、学長のリーダーシップの強化、さらにそのリーダーシップを補佐するうえでの副学長機能の強化を行っていく。また、本学の各部、各種委員会の統合整備、教職員の能力向上を高めていくとともに、教職員のボトムアップ型の提案も今まで以上に反映できるよう、機動的に運営を行う努力を重ねる。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化を配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

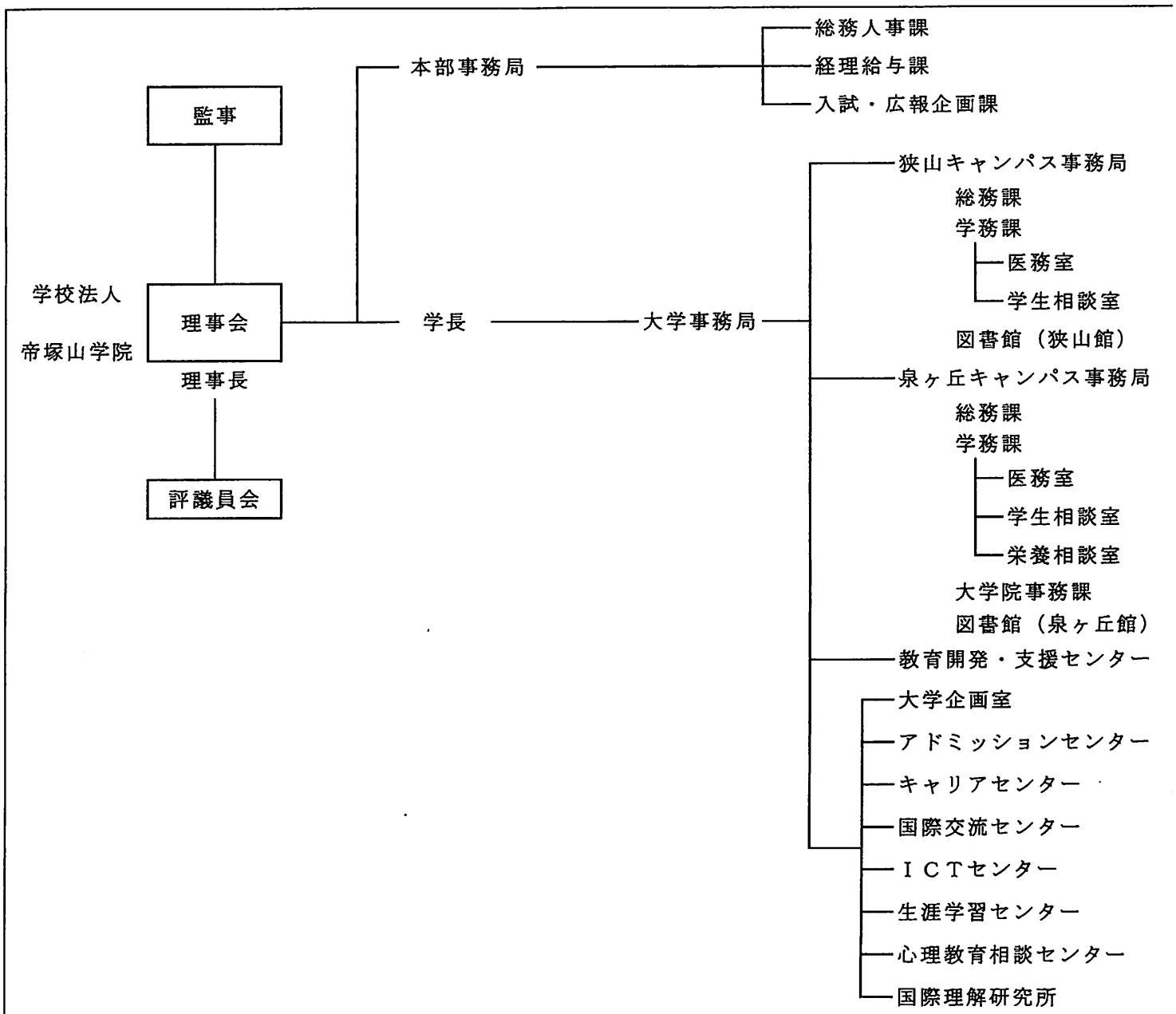
(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化を配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

職員の組織編成の基本は「学校法人帝塚山学院事務組織規程」に定められており、その組織を図表 3-5-1 に示す。

狭山キャンパス事務局と泉ヶ丘キャンパス事務局、教育開発・支援センター及び学長直

図表 3-5-1 帝塚山学院大学 事務組織図



図表 3-5-2 事務組織各部の職員数

平成 25 年 5 月 1 日現在

	専任職員	契約職員	派遣社員	アルバイト	計
総務課	8	1	0	1	10
学務課	12	9	0	10	31
大学院事務課	2	1	0	5	8
図書館	5	0	0	4	9
教育開発・支援センター	2	0	0	1	3
アドミッションセンター	4	6	0	0	10
キャリアセンター	3	3	0	0	6
その他、学長直轄部門等	4	3	0	2	9
計	40	23	0	23	86

轄部門として位置づけられた大学企画室、アドミッションセンター、キャリアセンター、国際交流センター、ICTセンター、生涯学習センター、心理教育相談センター、大学附置研究所の国際理解研究所にそれぞれ専任職員を中心に配置している（図表3-5-1）。大学職員には①建学の精神に基づく教育研究のサポート及び入学から卒業に至る学生の就学・就職のサポート、②理事会の方針に基づく学校経営（財務・人事・施設管理・広報・組織運営等）の分担、③国際交流・生涯学習・産学連携・地域連携等の周辺事業の推進とサポートの3つの役割があり、これらの役割については職員全員に周知している。

平成 20 (2008) 年 10 月 1 日付で新たに制定した「専任職員採用に関する手続規程」に基づき、過去 10 年間、財務構造の悪化状況の中で見送ってきた新規採用を平成 21 (2009) 年度から再開している。専任職員の採用については、採用後 3 年間で任期制職員として採用し、毎年人事考課を行うことによって専任職員への雇用形態の変更を可能とした。平成 25 年度新規採用については、法人全体として 1 名を採用したが、大学事務局への配置はなかった（小学校管理栄養士として採用）。しかし、平成 22 年度に法人全体として任期制専任職員を 3 名採用し、うち 1 名は大学事務局に配置したが、3 名とも平成 25 年 4 月 1 日付で専任職員として雇用形態変更したことから、大学事務局の業務執行体制を僅かではあるが強化した。

さらに平成 22 (2010) 年 4 月より「新給与体系」と連動する職能資格制度と人事考課制度を中心とした「新人事制度」を導入し、「職員の採用・昇任・異動の方針」をより明確にした。そして、平成 21 (2009) 年度末は、管理職に対して、翌年度の職員の昇任・異動のための資料とするために、職員人事考課を課した。

職員採用における公募制は、規程により明確に定められている。昇任については新人事制度においては、職能資格（副主事・主事・主査・主幹・副参事・参事）とそれに対応する役職（事務職・上級事務職・上級技術職・課長補佐・課長・次長・局長）への昇格基準

を示し、人事考課結果と昇格試験と面接における基準を設けて、人事委員会での選考を経て、理事会常務委員会で決定される。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

帝塚山学院の管理部門は、本部事務局が担っている。本部事務局は本部事務局長が統括し、大学の中長期計画について、本学と連携を図っている。本部事務局は、経理給与課・総務人事課、入試・広報企画課から組織され、それぞれ課長が統括している。大学事務局とは、特に財務・出納関係、労務、人事、広報について連携を図り、円滑な業務体制を整えている。

学生の授業料関係は大学事務局総務課と本部事務局経理給与課が連携し、円滑に業務を遂行している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

平成 19(2007)年秋以降、法人が新役員体制のもとで学院改革に着手したことは既に述べた。大学事務組織においても 2 つのキャンパスを有する大学として「大学のユニティを高める」という方針のもとに、平成 21(2009)年初夏に行政職員の管理職で編成された業務改善検討委員会が、全職員へのアンケートを実施しその結果をふまえて、業務改善課題を設定した。その業務改善課題を合計 10 の分野に分類し、それぞれに管理職の責任者を配置し、その責任者が職員の中からメンバーを選定して作業チームを編成した。そして、10 分野業務改善課題について報告書が年度内に作成された。これらの報告書は「大学行政業務改善 10 の課題 10 の報告書」と題した冊子にし、法人全職員に配付した（資料編資料 6-4）。

同取組みは、トップダウン方式・ボトムアップ方式の業務改善であるということに意義があり、また、作業チームに加わることでそのものが行政職員にとって研修の意味を持った。

また、平成 20(2008)年度以降、理事長が開催する月例行政管理職会議（全法人の課長以上の管理職が対象）において、理事長自らが講師となり、目標管理による人事考課制度の体系的な研修と評定尺度法の実践演習を行い、人事考課導入に向けての準備が整えられた。また、大学事務局は平成 21(2009)年度の夏季休暇中に、行政専任職員に対して、「ビジネスマナーと職業人の心得」「大学事務組織と各部署の役割—事務組織規程に基づいて」「業務の目標設定と PDCA (Plan Do Check Act) サイクルを明確にした仕事の組み立て」等の研修を行った。管理職に対する研修では、他大学から講師を招いて「目標設定とマネジメント」という演題で研修を実施した。なお、学外で実施された研修への参加状況については、資料編資料の通りである。

職員の資質向上のための取組みも平成 19(2007)年度からの改革の課題の一つであったが、それまでの学外での研修に加え、平成 20(2008)年度からは学内での研修を実施することで職員が職務に対する新たな意義を見出すことができた。今後は SD 研修の体系的な実施を計画する。

平成 21(2009)年夏季休暇中に行った行政職員研修では、参加者による参加レポート報告を求めた。そこにおいては、研修内容の充実や今後の仕事への意欲などが表明され、同研修の有効性が確認された。管理職の研修においては、業務改善に向けての共通認識と実施に向けての意欲が感じられた。

研修とは別に、大学事務局の管理職を対象にした月例会議が平成 20(2008)年秋から法人の大学担当の常務理事によって開催されている。この会議は各部署からの報告、理事会常務委員会決定事項の伝達、部署ごとの年間目標の設定、研修の立案、業務改善の推進等を行っている。改革の一環として開始されたこれらの取組みは、着実な成果を挙げている。

また、管理職に対しては人事考課制度に関わる理解を深めるために研修を数回開催し考課に関する模擬演習を実施したが、目標管理を根付かせるのは今後の課題である。

(3) 3-5の改善・向上方策(将来計画)

新たに制定した「専任職員採用に関する手続規程」及び新たに導入した目標管理による人事考課を骨子とする「新人事制度 行政職員編」によって、明確な採用、昇任、異動の基準をもつこととなったが、今後もより効率的に運用できるように努力していく。特に新人事採用規程と新人事制度が有効に機能するように、運用面で配慮する必要がある。特に、人事考課制度については、考課者、被考課者ともに同制度の趣旨をよく理解し、その運用に習熟することが重要である。適切な運用によって組織の活性化を図ることができるよう取組みを継続する。目標管理による人事考課制度が職員組織に共有される中で、将来の大学事務部門を牽引するような役割を担う職員の育成を図る。

また、異動については、人事考課の結果を連動させて適材適所に人事異動を行うよう進めている。人事面の改革はまだ緒についたばかりであるが、適切な運用を心がけることによって、職員の育成と活性化を図ることを期している。

基準 3－6 財務基盤と収支

《3－6の視点》

3－6－① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3－6－② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3－6の自己判定

基準項目 3－6 を満たしている。

(2) 3－6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3－6－① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学院の各設置校がそれぞれの使命を達成し、さらに将来に向けて教育研究の充実、発展を期するためには、財政基盤の確立が何よりも必要である。そのためには毎年必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスのとれた経営を行うこと、さらには単年度の収支均衡のみならず、中長期的計画に基づいて着実に基本金、特に第2号及び第3号基本金の繰入れを実行し、その他、減価償却引当特定資金等必要な引当特定資金への計画的な繰入れなどを通じて教育研究環境の一層の充実・向上を図っていくことが理想である。しかしながら現在の本学院は、財政再建第1期（平成19(2007)年度から平成21(2009)年度）の目標であった緊急的財政危機からの脱出をほぼ達成し、平成22(2010)年度から始まる3年間は財政再建第2期として、財務状況の地固めを着実にを行うことを目標にする経営を志向してきた。そして、平成25(2013)年度から始まる次の3年間を財政再建第3期として、財政基盤の確立に向かう経営を推進して、創立100周年に当たる平成28(2016)年を迎え、それ以降の本学院第2世紀における一大飛躍を期する中長期計画を策定中である。【資料 3-6-1 平成25年度中・長期的学院経営戦略】

差し当たっての財政再建第2期計画（平成22(2010)年度から平成24(2012)年度）の骨子は次の通りであった。

①収入面では、学生・生徒募集により一層注力することはもとより、間断なき教育改革を推進し、他校にない独自の教育体制及び内容を確立充実して、学生生徒定員の充足を確実なものとして、学生生徒等納付金を確保する。

②申請支援体制を充実して競争的外部資金の獲得に注力する。

③平成21(2009)年に創立100周年記念事業発起人会を発足させたが、平成22(2010)年には総額10億円の100周年記念事業を策定した。総額10億円の資金のうち7億円は、法人が平成20(2008)年度から毎年1億円を繰入れている記念事業引当特定資金を充当し、3億円を奨学基金設置のための募金の目標額とする。そしてこの機会に寄付金・募金獲得に向けての継続的かつ組織的な体制を確立していく。

【資料 3-6-2 100周年記念事業】

④土曜日に小学校の空教室を利用して、平成22(2010)年より小学校の教育支援事業として開始した「帝塚山学院土曜スクール(TSS)」(年間30回、土曜日の全日、小学校2年生から6年生を対象に、プロの外国人教師が英語、体育、音楽、美術などを英語で授業する学校)を拡充して、事業収入を得る。

【資料 3-6-3 帝塚山学院土曜スクール】

- ⑤他方支出面では、消費支出の中の最大費目である人件費について、帰属収入に対する比率を大学では50%台、高以下では60%台に保ち、財政の健全性の維持に努める。
- ⑥教育研究費は大学では帰属収入の30%、法人全体では25%を支出する。
- ⑦帰属収支差額、消費収支差額の黒字を維持し、法人全体では赤字にしない。

過去5年間の大学及び法人全体の財務状況の概要は、下記の通りである。

過去5年間の大学の財務状況概要

(単位：百万円)

【大 学】	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
帰属収入	2,881	3,059	2,852	2,801	2,766
消費支出	2,551	2,736	2,976	2,539	2,584
帰属収支差額	330	323	△ 124	262	182

過去5年間の法人全体の財務状況概要

(単位：百万円)

【法人全体】	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
帰属収入	6,266	6,544	6,332	6,375	6,519
消費支出	5,868	6,197	6,831	5,930	6,192
帰属収支差額	398	347	△ 499	445	327

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 18(2006)年度以前の財務状況はまことに憂慮すべき状態であったが、平成 19(2007)年度以降に法人、教学が一体となって推進してきた財務改革、給与制度改革が幸い効を奏し、帰属収支差額は平成 19(2007)年以来平成 25(2013)年度に至る迄黒字（平成 23(2011)年度に退職金の期末要支給額の 100%を退職給与引当金として計上したことによる一時的に赤字になったことを除いて）を確保した。財務比率にみる財務状況の推移について、法人全体では帰属収入に占める人件費比率は高いものの、外部負債についても運用資産の範囲内でありその数値が総資産や消費支出に占める内部留保資産比率や運用資産余裕比率は毎年改善されており、安定した財政基盤を確立する体制と収支バランスは確保出来ていると判断している。法人全体として収支、財政状態、資金維持、教育研究経費等の水準ともに健全である。【資料 3-6-4 財務比率表の推移(平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度)】

3) 3-6の改善・向上方策(将来計画)

今後の財政再建第 2 期（平成 22(2010)年～24(2012)年）及び第 3 期（平成 25(2013)～27(2015)年）において、安定的な収支均衡を維持した上で、財務運営としては、創立 100 周年記念事業引当特定資金への毎年 1 億円の繰入れに加え、第 2 期からは将来の施設設備の修繕、更新に資するための減価償却引当特定資金への繰入れを開始し、過去債務が完済できる第 3 期から、将来の施設の新設のための第 2 号基本金の繰入れを再開する。さらに

将来は生活環境急変学生・生徒に対する本学院独自の給付奨学基金を第3号基本金に設置する予定であるが、差し当たり創立100周年募金の目標額3億円全額でもって無利子の貸与奨学基金を設置する。

これらが中期的財務計画の骨子であるが、何よりも重要なことは、幼稚園から大学院までを擁する本学院の独自の一貫教育を貫徹し、21世紀のグローバル社会において、真の人間力が備わるような新しい教育体系を構築して、他校にはない特色を明確にして有為な人材を社会に送り出し、社会の理解と支持を得ることである。そのためには現在検討中又は進行中の間断なき教育改革を完遂し、努力を尽くすほかに道はない。

今後益々進行する18才人口の減少や、大学間の二極化現象や、大学間の競争など、大学を取り囲んでいる外部環境にはまことに厳しいものがあるので、学生募集に一層注力することは当然であるが、学生納付金の大幅な増加を見込むことは現実的ではない。従って競争的外部資金の導入が必要不可欠となる。そのためには申請手続きの支援体制強化とともに、教職員の補助金についての理解度を高めるための取組みが必要である。

基準 3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学院の会計処理は、「学校法人会計基準」に則って行われている。会計処理上の判断が難しい事案については、本学院の会計監査人である公認会計士の指導・助言を受けながら適正に対応している。 【資料 3-7-1 学校法人会計基準】

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査に関しては決算監査とは別に、ほぼ毎月、年間 10 回、各 3 日間の公認会計士によるチェックを受けており、処理の適切性の確保ができています。また資金、資産の運用に関しては、平成 21(2009)年 4 月「資金運用規程」を制定し、経理・財務担当者に専門知識を有する公認会計士、監事を加えた資金運用委員会を年 2 回開催して、運用方針の策定や運用状況の理事会への報告を行うなど、資産、資金の保全と安全運用に万全を期している。また、理事長が監査法人、監事とのトップミーティングを行うことで、外部専門家の意見を直接聞き、学院経営に反映させる環境が整備されている。

【資料 3-7-2 資金運用規程】

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

今後の課題は、内部監査の体制整備と考える。また、事務職員の会計知識の更なる向上のための研修制度の充実を図り、監事、公認会計士との連携協力のもと、適切で継続性のある会計処理を実施していく。

中・長期的学院経営戦略（ビジョンマップ）の策定

基本計画

建学の精神：「力の教育」から「全人教育」へ

キイフレーズ：「Student First」の精神で丁寧にかくましく育てる
目指す姿：教育重視の帝塚山学院～教育力トップを目指す

- ・人を大切にし、人からも大切にされる豊かな人間性の涵養
- ・グローバル時代を切り拓く強い意志を持ったリーダーの育成
- ・人間としての教養教育
- ・職業人としての専門的知識・技能の伝授

10年後の目標（経営）

- ・強い競争力を具備した教育インフラを確立し、社会のニーズに応える学院体制を創る
- ・財政基盤を強固にして、学院の更なる発展のための資金基盤を整備する
- ・強靱な組織を確立し、働き甲斐のある職場環境を創る
- ・社会との連携を強化し、「帝塚山学院」というトップクラスのブランドを再生する

10年後の目標（教学）

- ・アドミッションポリシーに基づく、熱意と意欲をもった入学生の安定的確保
- ・ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づく教育の実践による教育力に対する社会的評価の獲得
- ・学生、生徒の多様なキャリアデザインやライフデザインの実現に向けた支援体制の確立
- ・社会のニーズに応える魅力ある大学及び併設校の構成と効率的な運営体制の確立

アクションプラン

1年後の目標（経営）
・ 帰属収支差額を黒字にする ・ 全設置校の入学定員の絶対確保を期する ・ 学院大学の人間科学部食物栄養学科に平成 26 年 4 月より開設の食物栄養学科管理栄養士課程に加えて、栄養士課程（入学定員 40 名）を増設するため、本年より厚生労働省、文部科学省に対して所要の認可申請手続きをとる ・ 上記に関連して、学院大学各学部、各学科の入学定員の変更手続きについて、大学の合意を得た上で、理事会に対して寄附行為の変更を要請する ・ 上記の新課程の設置に伴い、泉ヶ丘キャンパスが狭隘になるので、同キャンパスに存在する他の 2 学科のうち 1 学科を狭山キャンパスに、2～3 年以内に移転させる処置をとる ・ 上記移転に要する費用は、必要最低限の補修改造工事計画に基づき算定する ・ 大学狭山キャンパスに ICT センターを同運営委員会を設置して全学院の ICT 環境の整備・充実に着手する



1年後の目標（大学）
・ AO 入試の方法の見直しを行い、平成 25 年 8 月末日迄に、大学全体で計 50 名の AO 入試合格者を確保する（AO 入試 A 日程）（同 B 日程による入学者は 10 月 3 日に決定する） ・ 平成 26 年 4 月より、リベラルアーツ学部のリベラルアーツ学科の入学定員を 160 名に変更し、人間科学部食物栄養学科の入学定員は、2 課程合計 120 名とする。既設の 4 学科は、一致協力してこの新課程のアドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの制定に協力すると共に、学生に魅力のある課程にするために全面的に支援する ・ 学院内の高大連携体制の整備・充実に努め、その具体策を早急に立案し、高大連携を実効あるものにする
1年後の目標（高以下各校）
・ 小学校は 1 クラスの学童の人数の適正化をはかると共に、探究型教育の更なる充実をはかる ・ 両中学校においては、TSS から進学する児童の受入れ方針を明確にして、それら児童の入学後のケアについての具体策を策定する ・ TSS においては、現在大阪府市で検討中と伝えられている、公立学校の土曜日授業開講に備えて、それに対処する TSS のあり方についての検討を幼稚園、小学校と協力して行い、成案を作成する ・ 両高等学校においては、各コースの生徒の学力のレベルアップに資する方策の検討をさらに進めて、その具体策を提案する



4年後の目標（経営）	4年後の目標（教学）
総合学院の維持・発展	特色ある教育の実践と活気・魅力に溢れた キャンパスの構築
方針 ・学院全体の学習者 7000 名を確保 ・帰属収入を 70 億円以上確保 ・教育研究比率（教育研究費 / 消費支出）の 30%確保	方針 ・安定した入学者の確保 ・明確な 3 つのポリシーに基づく教育事業の展開 ・学院に対する学生、生徒、父母、社会の満足度の向上
① 競争力を持った教育環境の整備 ・小学校のクラスの少人数化着手 ・中高など併設校の競争力強化 ・大学 2 キャンパスの教育環境整備 ・学内 ICT 環境の整備と充実 ・学習者に対するケア体制の拡充 ・奨学金制度の拡充 ・教員評価制度の導入 ・通信教育学部の設置の検討 ・社会人受入れ体制の検討 （・社会福祉法人格取得の検討と保育園の設置）	① 入試戦略 ・アドミッションポリシーに基づく安定した入学者数の確保 ・リクルーター制度を含む入試制度の改革 ・高大連携、学部と研究科の連携による進路指導の充実 ・効率的な教員系及び事務系入試システムの整備と協調的運用体制の確立
	② 教育改革 ・各学部、研究科及び各設置校のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づく教育課程の検討 ・学部、研究科及び各校舎間の全学的な相互連携の強化
② 強固な財政基盤の確立 ・本格的な寄付金事業の着手 ・補助金獲得体制の強化 ・新規事業の採算性のチェックと具体的実施計画の検討 ・予算、決算制度改革に着手	③ 学生支援 ・学生相談体制（要支援学生の早期発見とケア体制を含む）の強化と適切な相談体制の確立 ・ふれあい、コミュニケーションを促進するキャンパス環境の整備 ・奨学金制度の見直しと充実の検討 ・クラブ、サークル活動等の支援強化
③ 変化に対する対応力のある組織力の確立 ・情報、ICT システムの整備 ・職員人事考課制度改革の促進 ・教員評価制度導入の促進 ・事務局体制・人員配置計画の策定と実施 ・リスク管理対応体制の見直し ・ガバナンス体制の再検討 ・教職協力体制の強化、確立	④ キャリア支援 ・就職難易度の高い企業や公務員、教員を希望する学生に対する就職支援の強化 ・卒業生情報の追跡調査に着手 ・大学と卒業生のネットワーク構築と連携の強化
	⑤ 国際交流 ・留学生の受け入れ、送り出し方針の明確化と入学から卒業までの組織的なトータルケア体制の確立 ・国際交流プログラムの充実と拡充

④ 学院ブランドの確立

- ・学院の知名度を向上させるための施策
- ・学生、生徒募集、広報体制の見直し

⑥ 教育・研究支援

- ・教育力の向上、研究成果の増加を図るための全学的体制の確立
- ・授業方法の開発研究とそれに基づく改善の推進
- ・FDの全学的体制の整備と実施
- ・研究環境、研修制度の整備
- ・外部研究申請のための事務局支援体制の整備

財務比率表の推移(平成21年度～平成25年度)

区分		私学事業 団評価	平均値	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
分類	比率 算式(×100)							
貸 借 対 照 表	消費収支 差額構成 比率	消費収支 差額 総資金	△	-11.6%	-31.1%	-32.5%	-35.2%	-34.8%
	基本金比 率	基本金 基本金要 繰入額	△	97.8%	94.0%	95.8%	96.4%	97.1%
	固定比率	固定資産 自己資金	▼	97.8%	107.3%	104.1%	106.4%	102.9%
	固定長期 適合率	固定資産 自己資金 + 固定負	▼	91.0%	93.7%	92.4%	92.0%	90.3%
	流動比率	流動資産 流動負債	△	256.8%	197.9%	220.9%	230.5%	282.8%
	前受金保 有率	現金預金 前受金	△	330.1%	549.9%	531.4%	557.2%	634.1%
	総負債比率	総負債 総資金	▼	12.0%	18.0%	16.4%	18.6%	16.7%
	内部留保 資産比率	運用資産 - 総負債 総資産	△	26.8%	3.8%	6.5%	6.6%	9.5%
	運用資産 余裕比率	運用資産 - 外部負 消費支出	△	1.95	0.40	0.50	0.56	0.74
消 費 収 支 計 算 書	人件費比率	人件費 帰属収入	▼	56.2%	65.1%	64.8%	77.9%	62.4%
	人件費依 存率	人件費 学生生徒 等納付金	▼	76.7%	85.3%	89.2%	106.7%	87.2%
	教育研究 経費比率	教育研究 経費 帰属収入	△	28.5%	22.9%	22.7%	23.1%	23.6%
	管理経費 比率	管理経費 帰属収入	▼	10.2%	5.0%	6.6%	6.4%	6.5%
	消費支出 比率	消費支出 帰属収入	▼	97.1%	93.6%	94.7%	107.9%	93.0%
	経常経費 依存率	消費支出 学生生徒 等納付金	▼	132.5%	122.7%	130.3%	147.9%	130.0%
	学生生徒 等納付金 比率	学生生徒 等納付金 帰属収入	～	73.3%	76.3%	72.7%	73.0%	71.5%
	寄付金比率	寄付金 帰属収入	△	1.7%	1.7%	1.9%	1.9%	1.9%
	補助金比率	補助金 帰属収入	△	14.0%	16.6%	17.2%	17.2%	19.2%
	基本金組 入率	基本金組 入額 帰属収入	△	9.6%	3.7%	10.3%	4.0%	7.2%

(注記) 平均値は日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」から、文他複数学部を設置する大学法人の平成24年度平均値を転載したものである。評価についても「今日の私学財政」から転載したものである。

評価：△ 高い値がよい ▼ 低い値がよい ～ どちらとも言えない

小数点以下第2位を四捨五入して小数点第1位までを記入。運用資産余裕比率の単位は(年)である。

基準4 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適応性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

4-1の基準を十分に満たしているとは言えない。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では教育研究水準の向上と活性化に努め、独自の教育研究の特色を発揮するためには不断の自己点検・評価が必要との認識に立ち、平成4年に自己点検・評価委員会を設置している。委員会は、教職員の教育・研究上のすべての活動とその施設充実等に関する自己点検・評価を実施し、その結果を統括し報告することを任務としている。委員会は副学長を委員長とし、大学評議会構成員、各学科主任を主たる構成員とし、必要に応じて、委員長の委嘱を受けた委員が加わる体制をとっている。さらに平成17年からは副学長を委員長とした5名の委員からなる認証評価運営委員会を設置している。

平成22年9月には、日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、評価機構が定める大学評価基準を満たしているとの認定を受けているが、以降、新しくされた評価基準項目に準拠する形で学部、学科をはじめとする各部署においての自己点検・評価を実施し、本報告はそのまとめとして作成したものである。また大学運営の全体を把握するために、平成21年から認証評価事務室を設け、教授会議事録をはじめとする各委員会の議事録・資料等を一元管理し、自己点検・評価に関わる資料等を有効に活用できる体制を敷いている。

【資料 4-1-1 大学自己点検・評価委員会規程】

【資料 4-1-2 認証評価運営委員会規程】

【資料 4-1-3 外部評価委員会規程】

【資料 4-1-4 平成22年度 大学自己評価報告書】

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

平成16（2004）年度から、日本高等教育評価機構の評価基準に準拠して自己点検・評価を行い、全学的取組みとして大学運営に反映させる体制を整備しつつある。認証評価運営委員会によって作成された報告書は、全教職員に配付され、教職員の自己点検・評価への意識を高める役割を果たしている。自己点検・評価活動の一環として実施されている「学生による授業評価アンケート」は、教員個人にフィードバックされているが、さらに集積データの有効活用が必要である。ただ点検・評価作業については、資料・データの集積をはじめとして、本学の抱える問題を全学的に検証し大学運営の改善につなげていくシステムが十分には構築されていない。

【資料 4-1-5 学生による授業評価報告】

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

先述したとおり、平成4年に自己点検・評価委員会を設置して以来、委員会は、ほぼ3年の周期で自己点検・評価報告書を提出してきた。この報告書は法人、理事会にも提出されており、学院全体の中での大学運営上の課題等が学長、学部長より説明がなされている。また専任教員の主要な教育研究活動については、大学ホームページの教員プロフィール欄に掲載する形で開示している。

【資料 4-1-6 大学専任教員プロフィール 大学ホームページ】

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

平成21（2009）年度から恒常的に設置された認証評価事務室を自己点検・評価の一つの拠点として各部署間の連携を強化し、大学運営の改善・向上につなげるように自己点検・評価活動を強化していく。「学生による授業評価アンケート」結果は、基準2-8に記載している通り、学生の評価結果に対する教員コメントを開示するとともに、教育開発・支援センターの下で詳細に分析し、授業の改善・向上に活用していく準備を進めていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

4-1の基準を十分に満たしているとは言えない。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

全学において教育の自己評価の一環として学生による講義・演習等の「学生による授業評価アンケート」を実施している。実施時期は各学期の10から12週目である。非常勤講師の講義を含め、全教員の講義を対象としてアンケートを実施し、回答は無記名、質問項目についてはマーク・シート方式で回答し、講義に対する意見や感想についても書くことができるようにしてある。アンケート回収後、集計し、集計内容及び学生のコメントを一覧にして担当教員に手渡し、教員個々の授業改善に役立つようにしている。また、学生に対しては両キャンパス事務局に配置し自由に閲覧できるようにしている。授業アンケートの質問項目は資料4-2-1に示すとおりである。この調査の目的は、開講中の授業科目における内容・方法論（授業速度・難易度・板書）・教室環境及び設備等に関し、学生がどのような感想・評価を持っているかを調査し、教員が次年度あるいは次学期授業科目においてその内容と教育方法等を改善できるようにするためである。 【資料 4-2-1 学生による授

業評価アンケート】

「学生による授業評価アンケート」は、各教員に対するフィードバックの仕組みは確立しているものの、その結果についての分析は部分的であり、授業内容及び方法等の改善意識を高めることに結びついていないと言いがたく、したがって大学全体として授業改善という明確な形で現れるには至っていない。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

自己点検評価のための調査に関しては、学生による授業評価と教員の教育研究業績報告、卒業時の学生生活満足度の3点を主とした情報収集となっている。現在のところ、学生や教員への調査に基づく現状把握は十分とは言えず、また中長期ビジョンに係る意見交換へと繋がる情報収集体制へと発展する状況にはない。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

「学生による授業評価」結果の学内での開示が自己点検・評価の結果の学内共有の役割を担っているが十分とは言えない。社会への公表に関しては、認証評価結果以外は「自己点検評価書」という形での公表は行っていない。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

大学における中長期ビジョンの早急な策定をはじめ、自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みが確立されていない。大学の諸情報の収集、蓄積と分析に基づき、大学全体のカリキュラムや学生サービス、授業改善へと繋がる計画を策定し、具体的に実践していくといった大学におけるIR（Institutional Research）の構築を急ぐ必要がある。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を十分には満たしていない。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するための仕組みとして、本学は以下のような組織・方針・制度・各種施策を制定・実践している。

図表1-3-3と図表1-3-4に示すように、学部学科・研究科等の教育研究組織を設置し、また本学の使命・目的及び教育目的に整合する意思決定を行うために、学長をトップとする組織的意思決定システムが構築されている。しかし、方針としての大学における中長期ビ

ジョンは未定である。

大学運営の教学面における基本方針や重要事項の最終決定については、教授会との連携の下に大学評議会がその役割を果たしている。また、経営と教学の両面から検討すべき重要事項については、改革会議・大学部会場で協議され、大学評議会、教授会においても検討され、全学的に意思の疎通に努め実効性を高めている。管理部門と教学部門は常に連携し、大学の目的を遂行するための管理運営体制は整っている。

自己点検・評価については、認証評価運営委員会によって進められているが、全学的にみて自己点検・評価活動に対する意識はまだ十分とは言えず、学外に対しても自己点検・評価の結果を通して本学の取組みをより強く伝えていく必要がある。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

大学における中長期ビジョンを早急に策定する必要がある。教育研究体制の改革・改善を継続的に行い、社会、学生のニーズに迅速に対応するためにも、管理部門と教学部門の連携のさらなる強化が必要である。原則として毎週1回開催される理事会常務委員会と教学部門の一層の連携を強めるために、今後、問題提起の役割とチェック機能を一層発揮できる恒常的体制づくりを認証評価運営委員会が中心となって構築していく。また教員には毎年1年間の教育研究活動報告の提出を求め、これを大学ホームページに開示していくとともに、学生による担当科目の評価結果について、教員にコメントを求め、それらの結果は学内で開示する。全教員は、これらのことを通じて、自己の不足部分を課題として認識し、それを加味して新たな年度の活動計画を組むという活動を毎年実施していく。これにより自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みが確立され、機能することになる。また、FD活動においては教授法や指導法の改善のみならず、カリキュラム・教育支援制度・学生支援制度の改革を行っているが、そのための現状把握の方法として、学生に対する各種アンケート（新入生アンケート・学生による授業評価アンケート・学生生活満足度調査等）や「教員と学生との面談」等を定期的、継続的に実施する体制を整える。また全学の学生への個人面談等による学生個人の情報を「学生ポートフォリオ」として蓄積していく。

[基準4の自己評価]

本学は、平成20年に公表された中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」を受けて「学位授与」「課程編成・実施」「入学者受入れ」に関する3つのポリシーを策定するとともに、教育効果と学生の学習成果を評価し、GPA制度、CAP制の導入、単位の実質化等の方策を試みてきた。しかし、これらの方策を十分に機能させるためには、先にも述べたように、大学の諸活動に関する情報の収集と分析、その情報システムの運用と活用を一元化して行うIR機能の構築が必要であり、この点で本学はまだ道半ばの状況にあると言える。特に学生の学習成果や成長、大学としての教育環境整備の効果を測定する継続的な学生調査の開発と理論構築を進めることにより、学生の成長の成果と大学教育の関係性についてのエビデンス的情報の蓄積へとつなげていくことが必要である。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域連携

A-1 地域に求められる大学を目指した地域連携の推進

《A-1の視点》

A-1-①「教育開発・支援センター」による全学的地域連携への取り組み体制の強化

A-1-②「生涯学習センター」による地域連携の強化

A-1-③「国際理解研究所」による地域連携の推進

A-1-④ 大学間連携による地域連携への取り組み体制の強化

A-1-⑤ 学科の特色を活かした地域連携の推進

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 「教育開発・支援センター」設置による全学的地域連携への取り組み体制の強化

本学は、大阪狭山市と堺市という二つの自治体にキャンパスがあり、教育開発・支援センターでは環境問題、福祉問題、安心して暮らせる社会づくりなどのテーマの下、地元地域をフィールドとし、自治体やNPOとの協働活動を通して「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」を備えた学生の育成に力を入れている。具体的には、大阪狭山市主催の各種行事へのボランティア募集・選考・派遣など、学部・学科の枠を超えた地域連携活動を行っている。産業祭りやハートケアフェスタなどのポスター制作、桜まつりなどの司会進行役などの形で活動を支援しているほか、年に二度、春と秋には大阪狭山市のボランティア団体「三津屋川を美しくする会」とともに清掃活動に当たっている。この活動は平成25年には共通科目内の「オフキャンパス」科目の推奨活動となっている。

【資料A-1-1 三津屋川を美しくする活動チラシ】

また、教育開発・支援センターを窓口として、「南大阪コンソーシアム」の教育連携委員会ならびに単位互換作業部会の担当理事校として、重要な役割を担っており、その活動に積極的に参加している。今後は教育開発・支援センターが中核となり、全学的地域連携への取り組み体制を強化し、他大学や自治体・教育機関・企業・NPO等との連携をより促進していきたい。

A-1-② 「生涯学習センター」による地域連携の強化

本学の生涯学習センターでは、地域に求められる大学を目指して、公開講座了コミュニティカレッジ講座、公開授業、特別講座などを開設し、地域住民に学習の場を提供している。講座を担当しているのは、本学の専任教員、退職教員、名誉教授、招聴教員であり、本学の人的資源を活用して地域住民のニーズに応えている。その内容は歴史・文学・外国語・美術から体操まで多岐にわたっており、中でも公開講座は毎年本学の一つの学科がテーマを決め、そのテーマの下、専任教員がオムニバス形式で講座を担当することで、系統

的かつ深い学びを提供している。平成 23 年は前期 20 講座を開講し 342 名が受講、後期は 20 講座を開講し 335 名が受講、平成 24 年は前期 21 講座を開講し 343 名が受講、後期 21 講座を開講し 400 名が受講、平成 25 年は前期 19 講座を開講し 348 名が受講、後期 21 講座を開講し 366 名が受講した。

また、大阪狭山市と連携して「成人大学講座」を開設、大阪狭山市のホームページ等で受講者への告知、募集がなされている。

【資料 A-1-2 成人大学講座 受講者数】

A-1-③ 「国際理解研究所」による地域連携の推進

本学の国際理解研究所は、兼任教員に加え、客員研究員を擁して国際理解研究を進めるとともに、地域に開かれた研究所として、大阪狭山市と共催で、国際理解講座を年に 2 度開催している。見据え、本学の人的資源を有効活用できるテーマを設定して、地域住民とともに考える機会を設けている。講座のテーマは、平成 23 年度前期は「新興国パワーと世界秩序」、平成 23 年度後期は「『3. 11』の問いかけるものは－1 年を経て今、考える.」、平成 24 年前期は「近くて遠い朝鮮半島－その実像に迫る」、平成 24 年度後期は「メディア三国時代」、平成 25 年度前期は「食は世界を結ぶ 各地のグルメ、その文化と風土」、平成 25 年度後期は「日本女性の自立を考える－ウーマノミクスの足元－」であった。また、より気軽に足を運んでもらえる場をめざし、毎回テーマの異なる「公開サロン」を平成 23 年度 4 回、平成 24 年度 5 回、平成 25 年度 3 回の計 12 回本学狭山キャンパスで開催した。

【資料 A-1-3 国際理解講座一覧】

A-1-④ 大学間連携による地域連携への取り組み体制の強化

平成 24 年度には、地域ごとに共同して地元の企業、経済団体、地域の団体や自治体等と産学協働のための連携会議を設置し、大学グループ全体の取り組み体制の整備や質の向上を図ることを目的とした「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」が文部科学省に採択され、教育開発・支援センターならびに ICT センタ）が中心となって事業を進めている。

A-1-⑤ 学科の学びの特色を活かした地域連携の推進

本学は、平成 19 (2007) 年より泉ヶ丘キャンパスの所在地である堺市からの委託事業として、児童・青少年を対象とするこども電話相談を大学院臨床心理学専攻が引き受け、専用の電話相談室を設置して対応している。これは堺市教育センター管理の 24 時間対応電話相談の一部を、大学院が年間を通じて平日 9 時から 20 時、土曜日 9 時から 18 時までを担当しているものである。担当者は基本的に大学院修了生で臨床心理士資格取得者及び取得見込みの者で、1 日 2 から 3 交代制シフトで常駐する体制をとっている。担当者が食事・休憩等で部屋を離れるときは専用の携帯電話で対応している。具体的な相談内容は、いじめ、対人関係の問題、無気力、抑うつ状態等、学校場面で生じる不適応の問題全般を含むものであるが、内容によっては専門的な治療やカウンセリングが必要な場合があり、必要に応じて他機関への紹介を行うこともある。なお、堺市教育センターと連携して年に数回合同カンファレンスを開催し、事例検討や運営上の問題などについて討議し、情報を共有

している。この事業は、チラシやパンフレット、地域コミュニティ誌などの媒体を通じて堺市が広報し、地域住民が無料で利用できるサービスであり、月間平均 60 から 100 件ほどの電話相談に応じており、地域福祉に貢献している。

【資料 A-1-4 堺市電話教育相談マニュアル】

狭山キャンパスのある大阪狭山市とは、平成 18（2006）年度に生涯学習に関する包括的な協定を結び、市と協働して地域の生涯学習の活性化を支援している。大学と自治体との協働を促進する同協定は全国的にも珍しく、先進事例となっている。平成 10（1998）年度から、教育委員会主催の適応指導教室「フリースクール みらい」の活動に学生がボランティアで参加しており、不登校生徒を対象にしたフリースクール内の活動の他に、地域小中学校での不適応児童支援として、教室への＜入り込み支援＞にも参加している。また、市の子育て支援活動の一環として、絵本の読み聞かせ活動に大学教員ならびに学生が協力している。

また、富田林市とは協定関係にはないが、本学畑部を中心に、平成 22 年度より富田林市立高辺台小学校の「たかべ みそ汁 元気いっぱい」プロジェクトに協力し、大阪府・農林水産省近畿農政局大阪地域センター主催の「食育ヤングリーダー育成支援事業」において、特別賞を受賞している。

（３）改善・向上方策（将来計画）

文部科学省「大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～」において「地域再生の核となる大学づくり〔センター・オブ・コミュニティ）（COC）構想の推進〕」として、地域の大学の人材育成機能・地域社会との連携・生涯学習機能の強化が示されている。本学において更なる地域貢献活動を推進すべく、教育開発・支援センター、生涯教育センター、国際理解研究所がより積極的に関わっていかねばならない。

センターの具体的改善・向上方策は以下のとおりである。

- ①大学への国（文部科学省・総務省等）・地方自治体・NPO・各種団体等の地域連携関連資料の積極的収集と教職員・学生への情報提示・周知及び支援
- ②地域からの本学への連携依頼状況の把握とその整理、地域連携のニーズ・シーズ情報の収集（地域連携活動の提案・アイディアの募集等）
- ③本学の学生・教職員の地域連携活動の把握（データベース化）及び学内外への公表と周知・課外活動における地域関連活動の情報収集、南大阪コンソーシアム・国・大阪府及び周辺市町村との地域連携促進事業等における地域関連研究・活動の情報収集。
- ④本学学生・教職員の地域連携・交流活動の支援、本学学生や教職員への「教育・開発センター」にかかわる情報発信。
- ⑤地域連携プロジェクトの推進（地域連携関連の支援・補助事業等への申請による採択推進・本学が参加する地域連携事業等への参加募集の促進）
- ⑦本学における地域連携事業・活動等の情報発信（国際理解研究所紀要『国際理解』の作成・発刊）

〔基準 A の自己評価〕

学内においてまた地域活動の拠点として「教育開発・支援センター」が設置されるなど、地域連携活動の全学的取り組みに向けた体制が整ったと評価できる。今後は、教職員の地域連携活動に対する意識促進・学生の地域連携活動の促進・地域からの本学に対する連携ニーズの把握とその対応の促進、そして地域連携センターの体制強化を図っていきたい。具体的には以下のとおりである。

1) 教職員の地域連携活動に関する意識促進

目に見える大学の社会貢献活動の1つの形である地域連携活動について、今後「教育」・「研究」をベースに、教職員への理解を深め、取り組みを推進するために国・地方公共団体・大学コンソーシアム・NPO・企業・各市民団体等からの情報収集と、それら情報の全教職員への周知及び地域連携関連の研修会等への。積極的参加を促進しなければならない

2) 学生の地域連携活動の促進

現在本学学生の地域連携活動等については、各学生の個人的活動に加え、任意グループ・部・サークル・ゼミナール及び学部・学科規模について考えられるが、各学生の個人的活動については十分には把握しておらず、比較的明確なものとしては、一部の部・サークルやゼミナール等における活動が中心になっていると言わざるを得ない。

本学における学生の学外活動としては、主として学外からの連携協力依頼等に関して、平成23(2011)年度までは、事務局学生支援課が窓口となり、個別に対応してきた。このため、増加傾向を示す学外からの学生への依頼に対して、積極的・全学的な対応をすることは難しくまた学生たちの活動実績に関しても総合的に把握することも困難であった。本学では、1年次から4年次まで教員のゼミナール担当制を採用しており、各ゼミナール所属学生に関する情報をその担当教員が把握するだけではなく、他の教職員相互に共有してこそ、相互に支援・指導し、学生の活動の輪を拡大させることができる。また、学部学科の壁を越えて、学生たちが教職員の地域活動を知り、教職員側も学生たちの諸活動を知ることによって、相互に協力・支援することに繋げることができる。については、地域における学生及び教職員の地域連携活動実績に関する継続的な調査(情報収集)とその状況の相互把握が必要である。

3) 地域からの本学に対する連携ニーズの把握とその対応促進

国・地方公共団体・大学コンソーシアム・NPO・企業・各市民団体等からの本学学生や教職員に対する連携ニーズについて、現状では、その多くが個別的に依頼・対応されており、依頼に対応できているものは全体の一部に過ぎない。特に学生への地域連携事業等への活動参加依頼は急増しているが、掲示や一過性の連絡に留まっており、対応事例についても、一部の積極的學生への負担増に繋がっている。

今後、より一層増加・多様化傾向が考えられる地域からの本学に対する連携ニーズに関して、それらをリスト化し、対応のためのマッチングについて調整を図ることが必要である。

4) 「教育開発・支援センター」、「生涯教育センター」の整備と業務遂行能力の強化

平成14年(2002)に生涯学習センターが、平成21(2009)年に「教育開発・支援センター」が設置され、「研究」「教育」に次ぐ第3の役割として、地域連携・社会貢献に向けて活動してきた。しかし、これらセンターが即効的に事業展開できる環境は十分であるとは言えず、組織的にも課長以上の役職者は業務兼任であり仕事の分担も含め非常に難しい状況にある。このような状況については、センター業務を専任とする事務職員の配置に向けて検討する。またセンター報告書の作成・発刊により、本学における地域連携事業・活動等の情報発信を具体的・継続的に行えるような体制を構築する。

基準B. 国際交流

B-1 グローバル化への対応

《B-1の視点》

B-1-① 留学生受け入れ体制

B-1-② 留学生に対するサポート体制

B-1-③ 留学の促進と留学制度の構築

B-1-④ 提携校との交流

(1) B-1の自己判定

基準項目B-1を満たしている。

(2) B-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

B-1-① 留学生受け入れ体制

本学では学生の国際交流活動の支援を目的として国際交流センターを設置しているが、平成13(2001)年度からは、提携校よりの留学生の受け入れを開始した。本学では留学生向けの入試は行っておらず、日本人学生と同じ入試を受験し、合格した者を本科生として受け入れている。交換留学協定を結んでいるカナダノーザンライツ大学(NLC)と韓国高麗大学から1年間の交換留学生に限って受け入れている。その目的、受入数は図表B-1-1とB-1-2に示すとおりである。

図表 B-1-1 留学の目的(※協定書参照)

高麗大学	NLC
両校の関係を増進し、教育・研究やその他の学術活動の分野で交流を発展させるために、高等教育の国際化の前進とともに進めることに合意する。	国際友好および国際理解を促進し、相互の学生が相手国の人々や国の文化についてより多く学ぶのを助けるため。

図表 B-1-2 受け入れ留学生数

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	累計
NLC	1	0	1	2
高麗大学	4	4	3	11
総数	5	4	4	13

B-1-② 留学生に対するサポート体制

留学生は学習期間の最初に、さまざまな課外活動・学内活動・本学主催のガイダンスに出席することとなっている。留学生はレベル別の日本語学習クラスを設け、通常の授業や、ゼミへの参加なども積極的に支援している。茶道部や合気道部といった日本伝統文化を学ぶクラブ活動への参加も促している。また日本社会と日本文化を理解する機会として、大学の授業のみならず、本学が大学所在地である大阪狭山市の行う各種行事に積極的に参加することを推奨している。

留学生は留学生同士でグループ化する傾向があり、留学生活において必ずしも望ましいことではない。留学生同士でグループ化することなく、同年代の日本人学生とも交友関係を形成することによってこそ、コミュニケーション能力の向上が可能となる。そこで、本学では一般学生を「留学生サポーター」として、募集、教育し、随時留学生と交流するよう促している。なお、春の花見、秋の学祭など季節に応じた行事を企画し、日本人学生と一緒に活動する場を設けている。

a. 生活面でのサポート

来日後はオリエンテーションを実施し、災害発生や怪我・病気など緊急時の対応、学生生活および日常生活における注意点などの説明、キャンパスツアーや履修登録などの説明を行っている。

市役所での届出、銀行口座の開設、その他日本での生活をスタートさせるために必要な諸手続きにおいて、センター職員が同行してサポートを行っている。留学期間中、必要に応じて相談・サポートを行っている。国際交流ボランティアとのマッチアップ（希望者対象）も行っている。

b. 学習面でのサポート

来日後に日本語プレイスメントテストを実施している。留学生は正規の科目と並行して日本語授業を履修することができる。

c. その他

来日の際の空港ピックアップ。留学期間中の学費および宿舍費用の免除。宿舍は狭山キャンパスから徒歩5～7分圏内に位置しており、近くにバス停もあるため便宜が良い。奨学金（給付）月額53,000円の支給。バス乗車証の支給。歓迎会・送別会の開催。日本文化体験（いけばなフェスティバル、文楽鑑賞）への引率。

B-1-③ 留学の促進と留学制度の構築

図表 B-1-3 は各提携大学への応募者延べ数、図表 B-1-4 は各提携大学への留学生実数、図表 B-1-5 は企画留学の応募者延べ数、図表 B-1-6 は企画留学の留学生実数を示したものである。これらにあるように、本学は協定校の韓国高麗大学、カナダ・ノーザンライツ大学、オーストラリア・グリフィス大学、中国北京大学に毎年留学生を送り出している。提携校への留学制度には高麗大学交換留学、ノーザンライツ大学交換留学、ノーザンライツ大学派遣留学、グリフィス大学派遣留学、北京大学派遣大学があり、提携校以外にも企画留学制度を利用して留学することができる。こうした留学制度を利用して留学を志す学生を支援するため、帝塚山学院大学国際交流基金が用意され、留学種別、期間、地域などを検討して支給される。募集のため、4 月入学式直後のガイダンスで新入生全員に留学について紹介した冊子「海外留学プログラム」を配布し、ガイダンス日程の中に海外留学について専門的に紹介する時間を組み込んでいる。また実際に募集時期が近づくと学内でのポスター掲示、アナウンス、関係外国語担当者による授業内での紹介などの方法で周知に努めている。

選抜は大学での成績に加え、日本語による面接、当該外国語による面接が行われる。これ以外に、平成 25 (2013) 年度より、リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科ではカリキュラム内半年留学制度が加わった。成績優秀者は特待生として、グリフィス大学(GU)、北京大学、高麗大学へと派遣される。派遣先の授業料は本学が負担している。参加には指定の語学科目および「留学準備講座」の受講が必須となっており、視察も含め、派遣校との関係を密にすることで、学生の安全と授業での効果をあげている。

今後は協定校の拡大なども含め、地道な努力を継続し、「グローバルな大学」として評価を得たいと考えている。

【資料 B-1-1 海外留学プログラム】

図表 B-1-3 各提携大学への応募者延べ数

《交換派遣留学》

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	累計
NLC	1	2	4	7
高麗大学	1	5	4	10
総数	2	7	8	17

《国際交流基金派遣留学》

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	累計
NLC	1	0	3	4
GU	0	0	1	1
北京大学	1	5	3	9
総数	2	5	7	14

図表 B-1-4 各提携大学への留学生実数

《交換派遣留学》

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	累計
NLC	1	1	1	3
高麗大学	0	4	4	8
総数	1	5	5	11

《国際交流基金派遣留学》

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	累計
NLC	0	0	1	1
GU	0	0	1	1
北京大学	1	2	2	5
総数	1	2	4	7

図表 B-1-5 企画留学の応募者延べ数

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	合計
応募者数	0	6	0	6

図表 B-1-6 企画留学の留学生実数

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	合計
派遣者数	0	3	0	3

※H24 年度の 3 名の派遣先・・・北京大学 2 名、高麗大学韓国語文化教育センター1 名

B-1-④ 提携校との交流

本学は昭和 63 年（1988 年）以来、8 の海外高等教育機関と提携の協定を締結し、今日、6 つの大学との協定が継続している。平成 24（2012）年に従来本学と協定を結んでいた高麗大学校文化大学日語日文学科に加え、新たに国際語学院との協定を締結した。また平成 25（2013）年には、従来の北京大学対外漢語教育学院との協定に加え、新たに国際合作部と協定を結んだ。また、オーストラリア・グリフィス大学より学生の受入に際し、授業料を 11 年分免除するとの申し出を受けた。

【資料 B-1-2 高麗大学校文化大学校との協定】

【資料 B-1-3 北京大学との協定】

【資料 B-1-4 オーストラリア・グリフィス大学との協定】

図表 B-1-7 学生間交流、研究交流、教員交流（※協定書参照）

協定先	学生間交流	研究交流	教員交流
NLC	交換&派遣	×	×
高麗大学校文科大学	交換	共同研究	教員の交流・交換
GU GELI	派遣	×	教員の派遣
北京大学对外漢語教育学院	派遣	×	教員の派遣
蘇州大学	短期語学研修班の派遣	×	教員の派遣
高麗大学校国際語学院 韓国語文化教育センター	派遣 (半年留学プログラム)	共同研究	教員交流（派遣）

ノーザンライツ大学との協定は、「交換留学」「派遣留学」を柱としており、平成 23 年度・平成 24 年度・平成 25 年度と毎年 1 名を交換留学生として派遣、平成 25 年度は 1 名を派遣留学生として送り出している。

【資料 B-1-5 ノーザンライツ大学との協定】

高麗大学校文化大学との協定は、「交換留学」「研究交流」の 2 つを柱としており、高麗大学校文化大学日語日文学科の学生を平成 23 年度 4 名、平成 24 年度 4 名、平成 25 年度 3 名交換留学生として受け入れ、本学の学生は平成 24 年度 4 名、平成 25 年度交換留学生 4 名を送り出している。高麗大学校国際語学院との協定は、「学生の受け入れ」と「教員派遣」の 2 つを柱とし、平成 25 年度より高麗大学校国際語学院の教員が哀学に派遣、同じく平成 25 年からリベラルアーツ学部所属の韓国・韓国語専攻学生の半年間留学生として送り出している。平成 25 年度の派遣数は 6 名である。

北京大学对外漢語教育学院との協定は「学生の受け入れ」と「教員派遣」の 2 つを柱としている。教員は隔年で本学に派遣され、平成 24 年度に派遣されている。本学からは平成 23 年度に 1 名、平成 24 年度に 2 名、平成 25 年度に 2 名を派遣留学として、平成 24 年度に 2 名、平成 25 年度に 1 名を企画留学としてそれぞれ北京大学对外漢語教育学院に送り出している。

北京大学国際合作部との協定の骨子は「学生の受け入れ」であり、リベラルアーツ学部所属の学生を半年間留学生として受け入れることになっている。

蘇州大学海外教育学院との間には、「学生間交流」「研究交流」「教員派遣」の 3 点を骨子とした協定を結んでいる。教員は隔年で本学に派遣され、平成 23 年度、平成 25 年度に派遣されている。

グリフィス大学との協定は「教員派遣」と「学生の受け入れ」の 2 つを柱としており、毎年グリフィス大学の審査を通過した英語ネイティブ教員が、本学に派遣されている。また英語圏フィールドスタディーズとして春休み 2-3 週間の英語研修をグリフィス大学で実施しているが、平成 25 年度からはさらに一年間の派遣留学を開始した。平成 25 年度の本学派遣留学生は 1 名である。

【資料 B-1-6 国際交流集計データ】

図表 B-1-8 提携校からの客員教員の受け入れデータ

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	累計
GU			1	
北京大学	0	1	0	1
蘇州大学	1	0	1	2
高麗大学	NA	NA	1	1
総数		2	3	

- ※ 北京大学と蘇州大学は隔年で招聘（偶数年→北京、奇数年→蘇州）
- ※ 高麗大学校国際語学院韓国語文化教育センターとの教員交流に関する協定書は、2012年に締結され、招聘を開始したのは2013年度から。
- ※ GUとの協定は、現在、更新の手続き中（追加情報：協定書の締結は完了：10月1日現在）。

留学生受け入れに関しては、交換留学協定を締結しているカナダ・ノーザンライツ大学、韓国高麗大学からの留学生を受け入れている。交換留学協定に基づかない留学生は、留学生枠としてではなく、一般学生として受け入れている。

「学生の相互交換」の実現の困難さの最大の原因は、留学に伴う諸経費の高騰である。とくに中国北京大学における学費・宿舍費は年々上昇しており、留学志望の学生にとって大きな負担となっている。

（３）改善・向上方策（将来計画）

「留学生受入」に関しては、本学に受け入れの宿舎がないことが最大の問題である。毎年受け入れ人数に併せて調達しており、安定した提供が出来る状況にはない。受け入れ学生の日本語学習については、人数が少ないことが幸いして、レベルに合わせたマンツーマンに近い教育を提供することができている。また、関連するゼミへの参加も推奨しており、ゼミ生間での相互学習が実現している。今後、より積極的に学生を海外提携校へ送り出し、学習成果を得ることが、21世紀のグローバル化した世界に対応し得る学生の育成には必須である。そのためにも学内的には共通科目としての外国語教育の充実を図ると同時に、留学準備講座等の科目において当該言語を使った授業を行う必要がある。

「研究交流」「教員交流」の実現も長期的な展望に立ち、提携校との意見交換を経て、実現へと向かいたい。「留学生サポート」体制は、日常生活に関する指導と並行し、日本語の指導及び支援を実現していきたい。

【基準Bの自己評価】

それぞれの項で、評価についても詳細に述べたので、ここでは割愛する。